

以上は既に宋の代に於ける記載に現れたる所にして、こは湖南省の貴州省に接近せる地方に住へる苗子のみに對する、支那人の記載にして、當時は未だ今日苗子の中心たる貴州省の内地には、支那人等一步も足を入る、能はざりし者の如し。

尙ほ笙に就いては宋史(三)にも見えたり、曰く

至道元年、南寧州刺史龍漢璣遣其使龍光進、率西南牂牁諸蠻來貢方物、太宗詔見其使、詢以地理風俗、譯對曰、地去宜州陸行四十五日、土宜五穀、多種秧稻、以木弩射糜鹿食、每三二百戶爲一州、州有長、殺人者不償死、出家財以贖、國王居有城郭、無壁壘、官府惟短垣、光進之說與前書所記小異、故拜叙之、上因令作本國歌舞、一人吹瓢笙如蚊蚋聲、良久數十聲連袂宛轉而舞、以足頓地爲節、詢其曲則名曰水曲。

右に記せる所によりて考ふるも、支那人の古くより苗子の笙に於ける觀察のありしはいと明瞭なるべし、殊に明朝後苗子の中心なる貴州省の支那人の手に渡

りしよりそが記録としてまた世に現れたるもの夥し、然れども是等の事實は概ね同一なる記事より諸處に引用拔萃したるものゝみにして、一つもオリソナルの記載なき者の如し、就中最も著しきものは黔書(四)にして、即ち

釋名曰、笙生也、象形貴地而生、以匏爲之、其中空以受簧、是爲匏笙、女媧氏之笙也、記曰、絃匏笙簧、黃帝命倫截蠨谷之竹、雌雄十二、以象鳳皇之鳴、形似鳳翼、故又曰、鵝笙、爾雅曰、大笙謂之巢、小笙謂之箛、又云、笙大者曰竿、則又可稱竿笙矣、鹿鳴之什曰、吹笙鼓簧、笙必有簧、猶喉之有舌也、語云、調鳳管、炙鵝笙、簧必炙而後鳴、物必暖而後生也、古之善吹笙者、嶽山之事杳矣、不意得之蠻荒、每歲孟春、苗之男女相率、跳月、男吹笙於前、以爲導、女振鈴以應之、連袂把臂、宛轉盤旋、各有行列、其笙截蘆爲管者六、通其節而櫛比之、長四尺、以次而殺、短至徑尺、銜縮於六管之銜而吹之、一呼一吸、聲若鴛鴦之嘹漢、每至看場、既圓歡情、欲淡則遲、其聲以媚之、長管之上、肖以匏、短管之中、置以簧、簧用響銅爲之、恒用火炙、亦古制也、前人詩云、管清羅袖拂、響合朱唇吹、人情應節轉、逸態逐聲移、苗俗固不嫻音律、而其應節之轉、逐聲之移、則又其善、余覓而脈之、其狀如此。

此記載にして(黔書は康熙年間の出版)苗子の笙を用ゆる有様及び其形狀等の如きは大要を推知するを得べし。

又苗子とし云へば何處の苗子を問はず樂器として何れも笙を用ひざるはなし。尙ほ二三の記載を引用せん。

貴州通志(五)に曰はく

花苗在貴陽大定遵義所屬皆無姓氏。……每歲孟春合男女於野謂之跳月擇

平壤地爲月場鮮衣艷粧男吹蘆笙女振響鈴施躍歌舞誠浪終日暮擊所私而歸

比曉事散云々

黔苗圖說(六)黔苗詩說(七)等にも笙の事見ゆれども何れも其記載の事實は勿論文章に於ても前に示せる貴州通志に異なる處なし右圖書中に笙の現れ居る苗子の部分は花苗蔡家苗西苗天苗等の條にして加ふるに左の詩を賦したるまた味ふべし。

花苗

曉妝斜挿木梳新

斑駁花衣緊裹身

吹動蘆笙鈴響處

陌頭踏月暢懷春

西苗

早築霜場合牡牛

爭延善祝賽豐收

童男少女齊施彩

嘹亮蘆笙舞不休

天苗

乃時野處莫蹉跎

乍聽笙聲意若何

不信竹樓常寂寞

紛々落葉夜來多

其他黔南職方紀畧(八)安順府志(九)貴陽府志(一〇)遵義府志(一一)等にも又笙に就いての記載見ゆれども是亦前文と大同小異なれば此處には掲げず。以上述べし所は貴州省の苗子なれども此外尙ほ彼等は雲南省の東部廣東河上流地方にも點々分布し居れり是等の苗子も亦前と等しく樂器として笙を使用し居れり之に就き又引續き支那人の手になれる記載を左に示さん。

先づ南詔野史(一二)より擧げんに、(苗子)三苗之後九種黔省最多流入滇中者惟仲家花苗而已……每歲孟春跳

月男吹蘆笙、女振鈴唱和云々。

續雲南通志(一三)には

(苗人)相傳爲繁瓠之種、楚粵黔皆有之。其在滇者惟曲靖東川昭通等府……婚
姻不先媒妁。歲正擇地樹芭蕉一株。集群小吹蘆笙。月下歌舞。各擇所配。名曰札山
云々。

さて次には歐米人は彼等苗子の笙に就きて如何なる觀察を記載し居れるか今
余の知れる所のもの二三を示さんに左の如し。

歐米人の手になれる記録として其最も古きは先づ余を以て見れば西曆一千七
百三十八年に佛蘭西の僧 *Dulaite* (一四)の著したる書なるべし。そは(第一卷、六十
九頁)

彼等ノ用ユル樂器ノ中ニハ、一ノ大ナル筒ノ中ニ入レタル多クノ笛ヨリ組立
テラル、モノアリ、コハ一ツノ孔ヲ有シ其音ハ最モ柔カニシテ、支那人ノ笙ヨ
リモ愉快ナリコノ笙ハ手ニテ持テ、恰モ小風琴ノ如ク吹キ込ムナリ
Loekhart (一五)にもまた次の如く記されたり。

苗子ハ其娛樂トシテ太鼓、笛ノ類、四竹等ヨリナレハ樂器ヲ最モ好ム風アリ、若
キ男女ハ時トシテ、是等ノ樂器ヲ用ヒ舞踊シ、コレガ爲メニ多クノ時ヲ空シク
費スニ至ル。

Hosie (一六)も又曰く、

黒苗ノ樂器ハ種々ノ長サノ竹ヨリ作ラル、コレニ口ヲ當ツル嘴ヲ附ス、竹ノ長
サハ一二呎乃至一五呎アリ、下端ニハ空虚ノ長圓形ニ操リ抜キタル木ヲ附ス
コレニテ高キ音響ハ發スル際ヨリ作ラル、コノ樂器ハ *ト*ト呼ブナリ舞踊ノ
際ニハ婦女ハ中央ニ圓形ヲ作り、徐々嚴肅ニ舞フ笙ヲ吹ケル男子ハ、其婦女ノ
外側ニアリテ從フ、而シテ舞踊ノ婦女ハ襪裸又ハしやん種族ノ女子ノ如ク、其
踊ニハ互ノ足ヲ結び合ハスナドノコトハ無シ、

以上列記せる處の苗子の笙に對する記載は、余の今日迄に見しリテラチユニア
にして、之より余は親しく見聞したる彼等の笙に就いて記さん

苗子の使用せる樂器には凡そ二種類あり、一は所謂笙にして、一は横笛 (*Sann sun*)
なり兩者とも彼等自から之を製作し以て娛樂の用に供するなり然れども今は

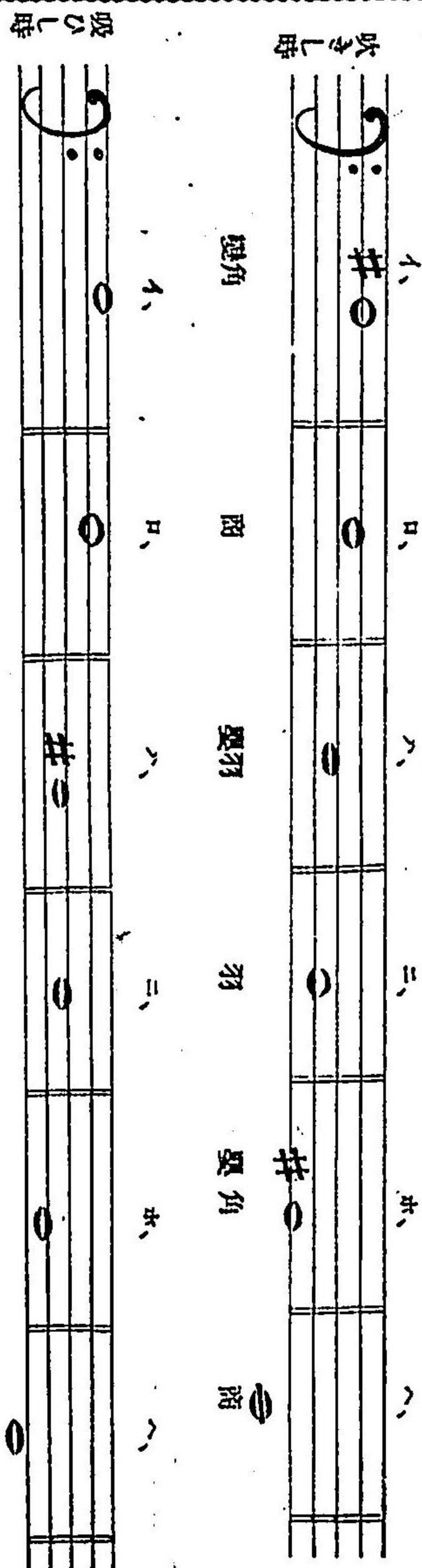
主として笙に就きて記さんとするを以て後者の横笛は姑く措きて云はず此處には專ぼら笙にのみ就きて述ぶべし。

笙は總ての笛子を通じて使用さるる樂器なり、されば彼等固有の樂器と云ふも可なるべし笙の名稱は彼等の内黒苗にては“Ki”と稱し花苗にて之を“Yon”と稱す。

此笙の構造は經七八分位の長短相同じからざる六本の竹管の集合よりなれり其最も長きものは、四尺一寸にして、次は二尺六寸、次は二尺三寸、二尺一寸五分、二尺、一尺六寸七分、一尺五寸三分なり、而して此各の竹管は上部に於て堅固なる木皮の帶を以て一束せらる、其が下端部には木材を以て長方或は長圓形に恰も匙の如く彫り回め、かつ其匙の柄に當る所をもまた溝の如く彫りたる木片二個を上下より等しく密着せしめ其全長は二尺三寸あり其長圓形の空洞内に先の六本の竹管は各或等しき距離を以て三本づゝ二列をなして、其の下端部を挿し入れられたり、此柄に當る處も亦同様上下合して細長き管を形作る其先端には口にて吹くに便ならしめん爲め嘴をも附したり、尙ほ挿入れらるる竹管には空虚

をはなれて上部指端の達する範圍内に於て竹の外側に二列に各一個の小さき穴を有すかくて木造の部分は前の如き木皮の帶を以て前後數ヶ所縛束せり。其形狀は甲乙二圖に示せる如くにして、この二個の笙は余の採集にして現今人類學教室所藏、この甲乙の差異は圖の如く唯乙の方上部少しく彎曲したのみにして、大體に於て一も異なる所なし。以上は外部より其構造形狀に付きて記載せしが今之れを音樂的に説明せんと

甲の笙



附 録

す余は尙以上の研究を爲さんが爲めに右甲乙の笙を悉く解剖せしが、時に左の如き面白い結果を得たり。

余は先づ縛束せる木皮を順次脱し六本の竹管を悉く空筒の中より抜き取り見るに、山口より吹き入るゝ空氣の當るべき竹管の部分に面して各多少相異なりたる大なる大さを有する金屬製の瓣(オルガンの瓣の如き)を備へ付けあり。此構造オルガンに存在する瓣と同様なるのみならず、我國アイヌ及臺灣の笙

間に用ひらるゝ所謂ピアゴン(Jawsharp)に於ける眞鍮製の瓣と同一なり。此の如き瓣の數は最短の管に限り三個(甲)或は二個(乙)備付けあり其の他は各一個づゝを有す。

而してこれを吹奏するには兩手の指先きを以て兩側三列の穴を押へ嘴を口にふくみ、靜かに呼吸を通ず、然る時は各瓣は空氣に觸れて震動を起し一種美妙なる音を發するに至るなり。

尙之を一本々々區別して其の音の高低を竹の最短より順次長さに至る管をイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘとして各のMelodyを譜表上に現せば上段に示すが如し、而して譜表下に書せる宮商等の文字は雅樂旋法とす

右譜表上に現はれたる如く、各、吹きし時と吸ひし時と何れも半音程の差を生じ居れり、尙六音の合奏に至りては其音の距離半音程より一音、一音半の範圍内にありて他はラクターブ(Octave)にて同音に等し、和聲(Harmony)學上より云へば不協和音もありまた協和音もあり、六音の合奏には音理上完全に調和せる音とは云ひ難きものゝ如し

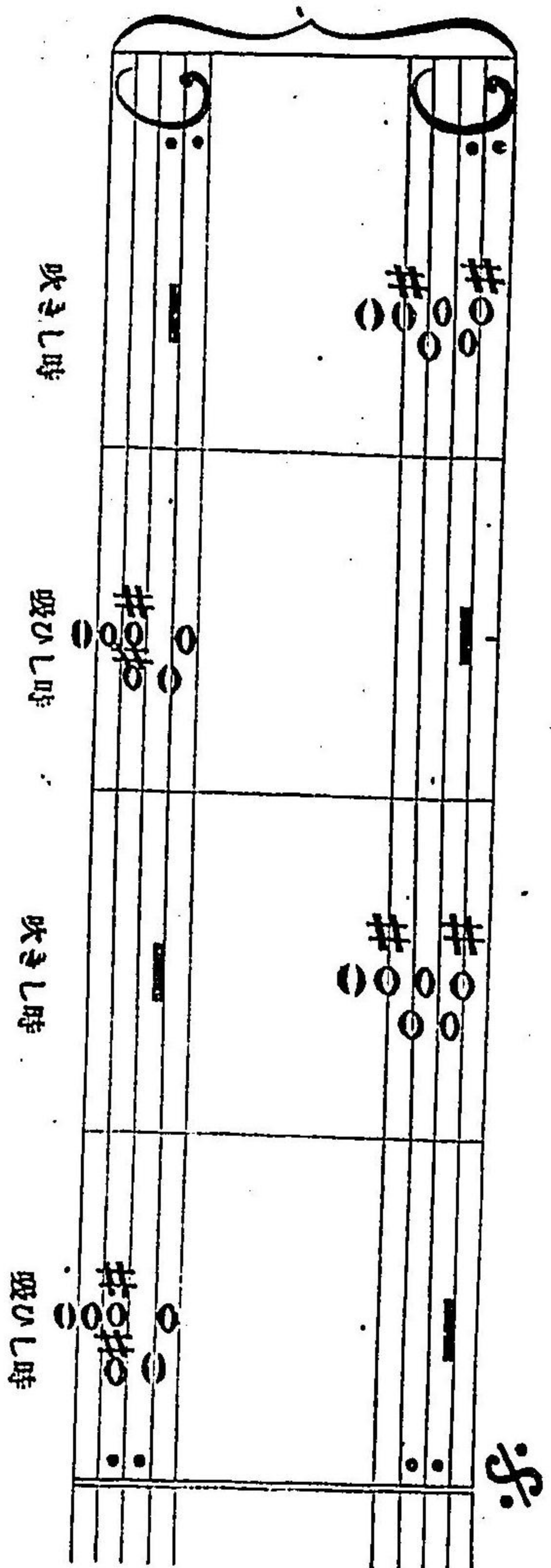
苗子の笙

五四八

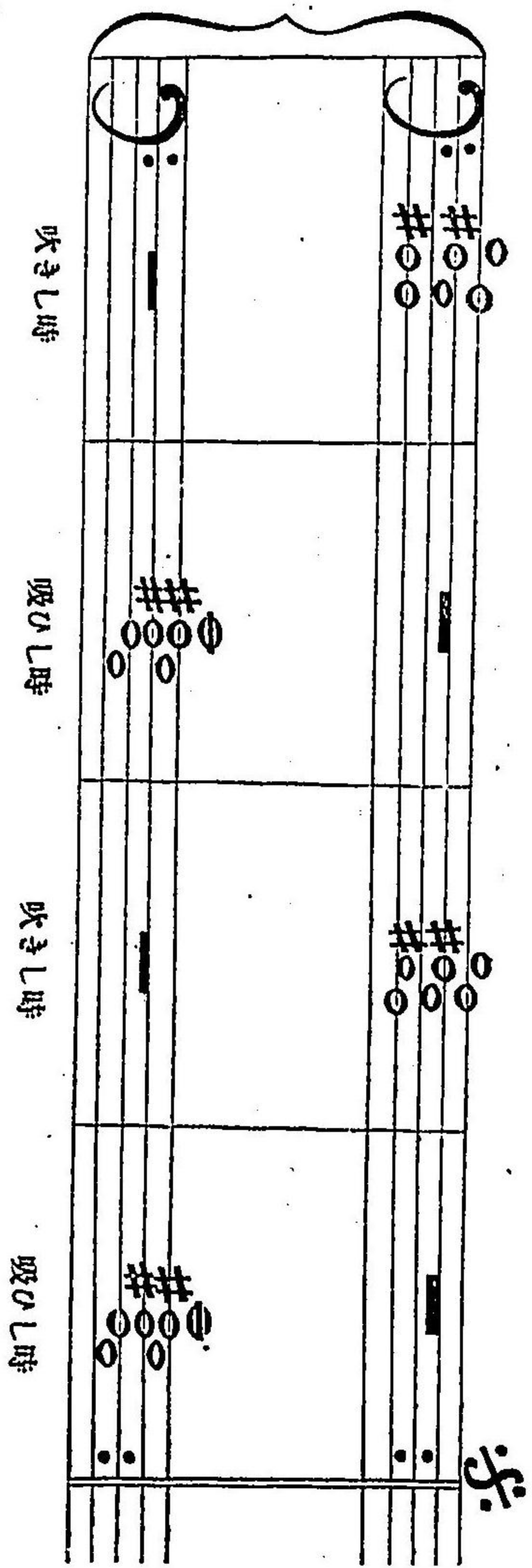
又甲、乙の笙は譜に於ける如く、乙の甲より高きこと三度程の處に於て甲と等しき形をなせり

余は彼等苗子に親しく接し學術上數多研究する處ありしも彼等特有の曲譜の如きは一も見ず、又節を附したる歌を唱ふることもたへて耳にせざりき、されど笙に就き彼等固有の曲調あらんも計り難けれども、余の聞くとるに於ては、右の六音の合せしものとの外聞き分けがたし、而して其音色はだゞ自然の呼吸に

甲の聲



乙の聲



多少の強弱を付けて吹奏するにあれば弱く且つ静かなるのみならず、譜表上に現はれたる如く、高からず低からず低音 (Tenor) にあり、さればこれによりて又彼等が人種的性質の最も陰鬱なることをも示せるが如し、殊に其音色の優雅なるは吾人をして、一種バイプオルガンを聞くが如き感を感じしむ。

今甲、乙二笙に就いて六音の合奏を譜表上に示せば下の如し。

附 録

四九

さ五寸位の竹筒、或は瓢を逆に冠らせ以て吹奏の折一種美しき音色の助けをなせり。

或はまた打鐵苗の如き所によりて美麗なる細長さ(巾一寸長さ三尺位)布の兩面に彩色ある生糸を以て一面に花鳥等の模様を繡取し、此片側に數多間斷なく、赤青等の絹糸を南京玉もて飾りたる總をたれ、其ひまひまに小鈴を數多つるしたるを懸く、是亦音色を助けん爲めなるが如し

此の笙は何處の苗子を問はず各戸必らず此を備へ付けあり、而して之を吹奏するは、主として男子にして、女子の使用せるを見ず、又前にも云へる如く單に吹奏するに止まり、曲あるを聞かざるのみならず、歌の伴奏をなすが如きことも決して之れなし。

男子は總て農業に従事し、其餘暇は大概此樂器を好みて娛樂となせり、就中最も盛んに之を使用するは彼等が舞踊の際とす、舞踊は女子の遊びにして、其時男子は傍らにありて唯一心に笙を吹奏し、而して女子が舞踊の足取りの時 (Time) を取るなり、此際笙を吹奏する男子は多人數にして、ともに笙を合奏なす、弱く靜か

に且つ低く柔かなる此の六音の合奏を耳にせば、實に一種悲哀なる感の起るを禁ずる能はず。

余が曾て八番の打鐵苗の舞踊を見し事ありしが、其時の舞踊者即ち女子の數は都合八人にして、この女子の内子供を脊おひたる者さへありき、女子は先づ一列に並び、其後にありて又七人一列となり、笙を合奏す、其時彼舞踊は後に笙の合奏につれて靜かに踊り始むるなり。

この舞踊は極めて靜肅にして、女子は脚部を緩かに動かすのみに止まり、各、兩手を胸に左手を上、に組み合せ、腰より上部は一も動かすことなく横進しつゝ、圓形にガロップ (Gallops) を幾週となく續くるなり、時に男子の一列も亦同様笙を吹奏しながら、其圓形に加はり、ガロップを始む、舞踊の最初は靜かにして、緩なれども漸々笙の音の強くなるに共に舞踊者も亦之につれ其度を早め來るなり。

Little 女史(一七)に従へば、

「黒苗ノ舞踊ハ男子ハ笙ヲ携ヘテ五人若シクハ六人ヲ群トシ中央ニ立ツ、コレヲ取り圍ミテ女子ハ其周圍ニ立ツ友人ヤ兩親ハ亦其傍ニアリ男子ハ先ヅ笙

ヲ吹キテ指導ナシ始ムレバ、女子ハコレニ從ツテ舞踊ス、コノ仕方ハ一方ノ足ニテ三步進メバ又一方ノ足ニテ三步進ム、カクシテ圓形ニ廻ル、コノ廻ル數ハ都合三度ニシテ、コノ舞踊ノ様ハ恰モ、すこつとらんどノ、"Scottish kil"ノ如キモノナリ

尙女史は Pinen 氏の畫きたる圖を示して青苗の舞踊のことを記載せり

苗子の笙につきては大體以上の如く、其用法も亦斯の如し、この樂器は、支那民族の笙、暹羅人の笙に能く類似せり、想ふにこは人種學上最も注意すべき點なるべし。

余の今日まで有する所の智識によれば樂器として笙の行はるゝ人種は、支那人苗子等の如き西南夷、及インドチャイナ等にして、他には一も此樂器の存在を認めず、果して然らばこの樂器は言語學上、單綴語 (Monosyllabic Languages) を使用せる一群の特有樂器と云ふべし。是等の關係に就きては又他日更に記することあらん。變曰憂擊鳴球、搏折琴瑟以詠、祖考來格、虞賓在位、群后御饗、下管兆鼓、鼓合止祝哉、笙鏞以間、鳥獸跄跄、簫韶九成、鳳凰來儀。

書經

武陵桃源

鳥居龍藏

昔から最も開けて居らぬ山中の孤村のことを所謂『武陵桃源』と云ふ名稱を以て呼んで居るがさてこの『武陵桃源』なる名はいかにして起り又いかにして最も開けて居らぬ所に用ゐられたのでせうか。これに就て極めて面白い話がある。今左にこのことに就て記して見ませう。

この『武陵桃源』の故事はかくの如きものである。昔々支那の晉の太元年中に今の湖南省にある武陵の人が或日魚を漁りしつゝ、溪に沿ふて上の方に向つて船を浮べて往つたが、遂に路の遠近を忘れて仕舞つた。時にふと岸の方を眺めたが岸上一面に今を盛りと桃の花が咲き競ふて居る。其美しさ云ん方なし。漁人は忽ち其美しさに心を奪はれ、數百歩往つたが少しも雜種芳草を見ず、悉く桃樹からなつて居つて、其香馥郁、漁人をして大に心を酔はしめて仕舞つた。彼はこの所にてかゝる有様を見るならば、これから奥は如何であらう。其奥を窮めて見やうと

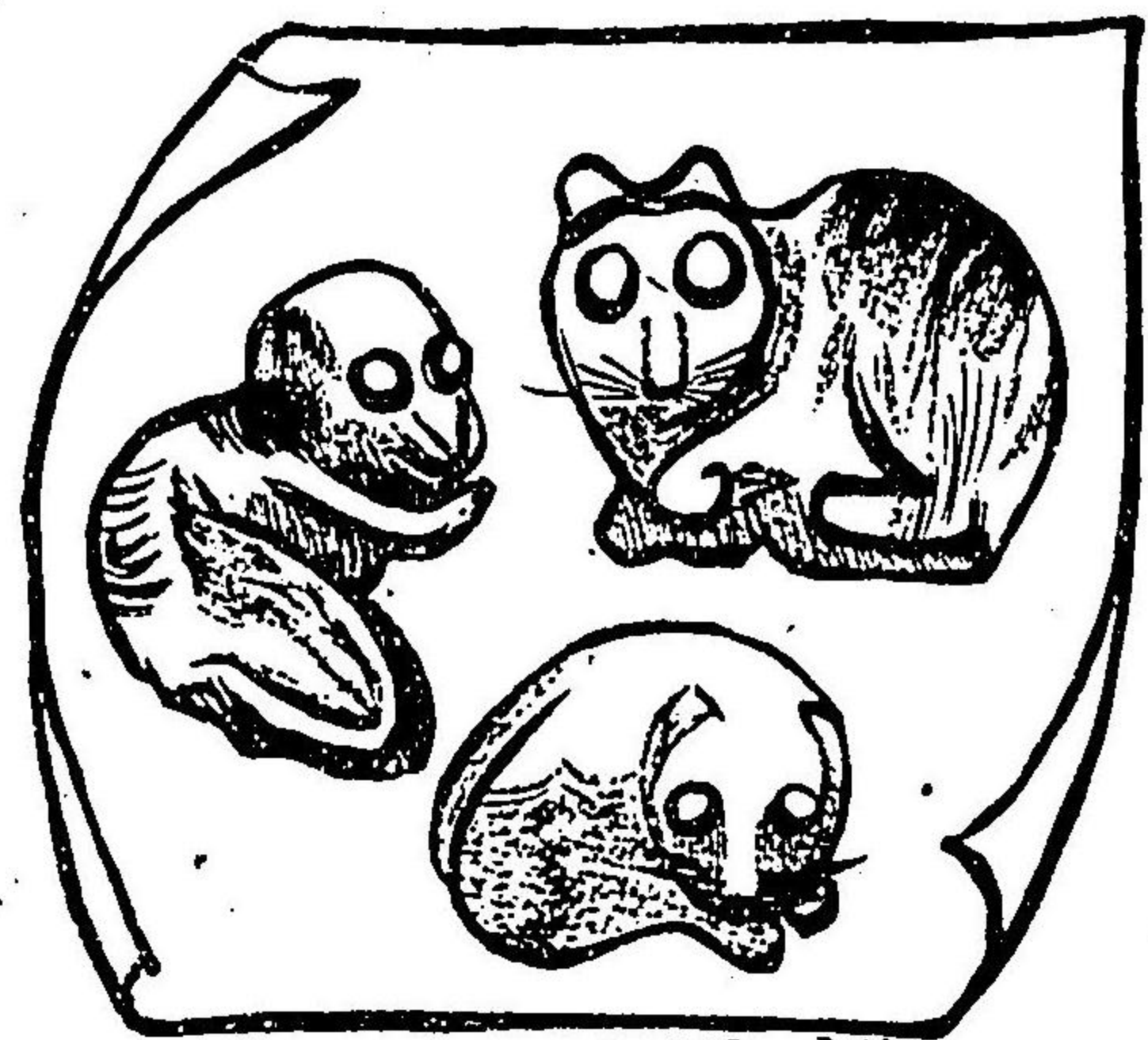
武陵桃源の故事

の好奇心が生じて来たから段々奥へ奥へと往つた、途中の光景は梅林があれば又水がある水があるかと思へば山がある山があるかと思へば又丘になつて居る其景色のよろしさは何とも云へない、彼は最早堪り兼ね直ちに船を捨て、岸に上つたが路は極めて狭く僅かに人の通れる位である、この路をしばし歩んだが遂に土地は廣くなつて来て良き田美しき池が設けられまた桑や竹などが植へられて居る、彼はこの有様に驚かされてしばし我にもあらず佇んで居つたが耳邊に雞犬の聲が聞へて来たかくする中にまた人聲も聞へて来た、この人聲は次第々に近づき来りしが遂に人影となつて現はれた、この人影こそは實際の人間でその人間は老若男女となつて彼の前に達した漁人は其前に来た所の人の結髪衣服などの様を熟視したが、不審議！奇妙！彼等は其結髪の状態する衣服の様は全く外つ國の人で聊かも自國の人に似て居る所がないから大に怪く思つた、又近より来りし人々も自分等と大に異なつて居るから非常なる驚きをなした、そして其中の或者はこの漁人に向つて御身は一體何處から來られたのであるかと問ふたが、彼は前のことを以て答へた一同はやうやく心中が解けた

ものと見へ尙ほ更めて漁人に云ふは、御身は實に珍客であるよく來ませり我村は貧しけれども出來得るだけ御身を待遇しませうからこれから我々に従ひ是非とも我村に御出ありたしと、最も親切に勧めましたから彼も辭み兼ね遂に彼等に伴なはれて其村に行くことに決した、さて其村に達したが村中は珍客の御出なりと上を下へと忙はしく俄かに酒を設け鶏を殺し厚く漁人を待遇いたしました、御馳走の未だ終らぬ時に彼は先づ村人にこの土地の人々はもと何處より來つたのであるかと問ふたが、一同はこれに答へて云ふには我等は昔秦の世の亂を避けて妻子を率ゐて邑人と、もに此絶境に逃れ來たもので、其れから後は遂に他に出でずこの有様にて此地を故郷として外人と全く隔つて仕舞ひ別天地となつた、今は何の世であるか我等は一向に知らない、時に漁人は今の世はすでに漢も過ぎ魏晉となつて居ることを話し聞かせたが、彼等は何れも其の語る所に就て驚かぬものはなく、始めて世の中の移り變つた有様を知るに至つたのである、村人はこの珍らしき事を承知し大に喜び彼を各々其家に伴ひ行き尙ほ一層の待遇馳走をなし此處に數日宿泊せしめた、彼は其れより一同

に厚き禮を述べ村人も又彼に深く謝し一見舊知の感あるこのなつかしき土地を辭し去つてもと來し途を歩み己が船に歸り再び溪水を下つて其住地に着しこの有様を精しく太守に詣つて申し上げました太守は彼を賞しこは又不審議の所であると申され人をやりて其所を探さしめたさうですが今度はいかに尋ねても其所を見出すことが出来なくて遂に其儘になつて仕舞つたと申します以上が有名なる『武陵桃源』の故事であるこの話は固より實際にあつたものでなく所謂説話ザラゲの種類に屬すべきものでせうしかしよしこの話が事實談でないとしてもかゝる話は極めて面白いものでよく支那人の支那人たる思想を表出して居ると申してよろしい。

この説話の附會せられた土地は貴州省に源を發し洞庭湖に注ぐ沅水の溪畔桃源縣内に在るのですこの桃源縣は今常徳府の管下に屬して居りますが昔は如何にと云ふに先づ西漢の時は臨沅縣であつたが東漢となつては武陵郡に屬し降つて宋に至つて武陵より別れ新に桃源縣を置かれ常徳府に屬することゝなつた今日の位置もこの時から變化なく來て居るものであります。



桃源名物の石細工

以上の説話ザラゲに關係して居る所は桃源縣の中で今日桃源洞と云へる土地がこれでありませう余は物好きにもこの場所を訪問したこれからこの事に就て書いて見やうと思ひます

余はかの名高い『武陵桃源』の地を訪ふて見やうと思つて洞庭湖を船出し常徳府を經過して明治三十六年九月十四日に桃源縣に達しました此處は沅水の右岸に設けられ縣城もこゝにあつて先づ一寸した小市街名物は石細工で『桃』『猿』『人物』『獅子』など彫刻して賣つて居ります。

余の赴かんとする『武陵桃源』はこの縣の管下で里程は沅水を遡つて凡そ半日行程の所余は明日其地に往かうと思つたが常徳府知事からの公の照會もあり又余の船を護送して居る砲船の船長の命令もあつたものと見へ余の爲にこの縣よ

り殊更に案内と護衛を兼ね若干の兵士を出だすことになりました。十五日未明余の船は桃源縣城を出づ護衛の船は余に従へる砲船と今日新に仕立てた桃源縣の兵士の船とである、先づ例に因つて砲船は三發の號砲をならし一行の船は勇ましく船出しました、時に太陽はすでに稍や高く山の端に登つて居つて桃源縣城は一面に紅の色を以て彩色せられて仕舞ひました其美しさ其心よさは今でも容易に忘れられぬ位であります、船は舳舳相並んで沅水を上り初めました、先づ縣城附近の水の淺深は如何と云ふにこの邊は水は清いけれど極めて淺く其河床は明かに認めらる、河床は小石から成つて居つて船中から見れば實に心地のよい感じがします、この小石は桃源縣の名物たる石細工の原料となるのである、水は淺く其流れは甚だ急で加之流れに逆つて船をやるのであるから其進み方は最もおそく且つは困難で船はたゞ徐々として進んで行くのみであります其遅緩さは何とも喩へ様がない、船の進み方はゆるやかで余をして倦ましめたけれども其沅水の右岸左岸の景色は實にパノラマを見る様で、この邊一帶の地質は骨の露れた様な赤砂岩の山

桃源城

柳蔭の里歌

からなつて居つて斯上に緑の樹木が生へて居る、所々に凹んだ谷間があつて此處に憐氣な小村が設けられて居る是等の村落の傍には少許りの楊柳などが植へられ其村の岸邊にはアンペラの屋根をした小船が一つ二つ繋かれて居る、時にこの小村の楊柳の蔭から里歌を謠ふ聲の聞ゆるは吾人遠征の孤客をしてさゝろに一種云ふ可からざる感じを惹起さしむに至る、是等の光景と云ふものは一幅の山水一篇の長詩で余をして知らず識らず船のをそきに拘はらず時の過ぎ行くを覺らしめなかつたのであります、かくする中いつともなく午前八時頃に船は無事桃源洞附近に到着時に知縣からの命令で朝早くから三名の兵卒は此處に来て居つて余等の一行を待ちつゝあつた、彼等は例の紅紙に其名を書したるものを示しいざやこれより桃源洞に案内せんといふ、余は一行の人々と共に船を捨て岸に上りしばし民家の軒下に休息し茶などをのみ終つてそれから目的の方に向つて歩み出しました同勢はすべて十餘人其服裝態度なども種々様々でありました、

この日は好天氣であつたがまだ夏のことであるから太陽の光線は中々劇しい、

しかし沅水の水面から冷かな涼しい風が吹いて来るので又心地のよい所もあります。

桃源の秋草

時節は夏であるから肌には暑を感ずるけれども此處に生へて居る路傍の草木より考へて見れば我國の秋の末の様で、萩、桔梗、女郎花、野菊などの秋草はいやが上り今を盛りと咲き競ふて居つて、遠來の旅客をして思はずも故國にあるの感を起さしめました。

途中の有様は如何であるかと云ふに、小山の間を歩み行くので或所には一小村落があり或所は小さな野原或所は田畠或所は山道で此變化は實に計る可からずであります。こゝに於てかの陶淵明の「武陵桃源記」は作り物の文ではあるが其中の文章の「……捨船從口入、初極狹、纜通人、復行數步、豁然開朗、土地平曠、屋舍儼然、有良田美地桑竹之屬、阡陌交通……」と書いたのはまぐれ當りであるがよく云ひ現はして居ります。この邊の農家は日本的の所がある其著しいのは屋根を茅で葺く事其外部に彩色なく淡白した所などが能く似て居ります。家の庭は廣く其傍に草花などが植ゑてありますから遠く望めば愉快な感じが致します。

一體湖南省の人は他省の人と異なつて質樸の所があるけれども、これと共に又頑固野蠻な所もあります。この標本として見る可きものはかの屈原の如きがそれでありませう。湖南省でも殊にこの邊の人間は一層頑固でまだ外國人と云ふものを餘り見たことが無いから、外人に對しては一種惡感情を有して居ります。されば彼等は余を見るや忽ち集まり來り、さも珍しさうに、東洋鬼と呼ばぬばかりであつた。しかし護衛の兵士水兵のために甚無禮をせず終つて仕舞ひました。

人民の衣服其他の風俗は他省の支那人と大同小異で別にこれぞと記すべき程のことはない。たゞ何となく質素であると云ふのみであります。余は途中で人物其他の撮影をしようとしたが、彼等は一人もこれに應ずる者なく反つて余の仕事妨害しやうとする位でありましたが、余は幸にしてやうやく一枚を撮影した。即ち本篇に出した其寫眞がそれであり、讀者はこの寫眞で此邊の家屋風俗の一斑を推知することが出来ませう。

凡そ一里も來たかと思ふと路傍に苔むす石牌がたつて居つて其表面に大きな

文字で「桃源洞」と彫り附けてあります、尙ほ野邊を進むこと三四町許もあらうかと思ふ頃五六戸の人家がある、これを通貫すると田島があつて其前に一つの門がたつて居ります、この門には明かに「桃源洞」と書してあります、この門を入ると直に山になつてこの山が即ち有名なる桃源の故地である、この邊前は廣々とした心地のよい平原でそれは皆田島となつて居つて其傍に桑や桃の木が植へられて居ります、後は山で山には一面に樹木が繁茂し其間に點々堂宇が現はれて居つて實に神々しい、余は紀念として門前から山にかけて撮影しました、

余等は門を入つて山の方に向つて進みましたが、しばらくにして又山門に達した、此處からは石段になつて居つてこれを登らなければならぬ、この石段を登ると一つの堂宇がある、この堂宇を行き過ぎると又堂宇がある、かくの如きもの數個遂に本堂の廟宇に達しました、こゝに本尊として老子の像が安置してあります、余等の事をすてに通知してあつたと見へ余の本堂に来るや否や四五の道師は余の一行を迎へました、今彼等の風采を見るに頭髮は結髪て服は道服を着し支那の昔の名残をとどめ、そして顔面には各々長き鬚を垂れて居ります、是等の

人物が山上の堂宇の景色と調和する所は恰も一幅の文人畫を見るやうであります、

以上文人畫的人物は各々老子の教へを奉ずるもので彼等は此堂宇に弟子として數十人も居るらしい、其中に一人長老と云ふものがあつて是等の弟子を教へて居るのであります、修道は最も堅固で苟くも規を犯す者があれば其者は直に下山せしめらるゝことになつて居ります、ですから此處に居るものは何れも道師として立派なる者です、是等の道師が斯る清寂なる所に住つて居るのであるから俗界を離れて何となく氣高い感がします、

余は先づ本尊に敬禮しそれから設けられた座につきましたが、其長老はつかつか余の前に來り一禮し、さて話すには貴公はよくこそこの御山を訪はれ給はれし、多謝多謝、我此處にある久しけれども未だ貴國の人の來られたことは無い實に大人は始めて我庵を訪れ給ふたのである、しばらく静養なし給へと茶を煎じ心やりの菓子などをそへて余の前に持ち來つた、余は長老の厚き志を謝し其饗應にあづかりました、

余は長老に向つて何か石摺や繪圖様のものはなきやと問ひました。彼はこれに答へて我堂宇には是等の種類の版木版石は多少あるけれども今これを印刷したものはない。しかし大人にして若し是等の版木石が見たくばいざ此處まで來られよと余を本尊の傍に案内しました。いかにも此處には多くの版木や石があつて其中にこの山の繪圖もあれば縁起もあり又詩文もあります。余は土産として其一二を摺らうと思つたから長老に白紙を求めたが彼の云ふには我庵には一枚の紙なし。これより下山しこれを買はんには一日を費さねばならぬ。大人にして其れにてよろしくばこれから人を使はして紙を買はしめんと、余はいよゝこの御山の別世界なるを一層感しました。其れから漸く障子を張る爲に買ひ來りし紙の餘つたもの二三枚を得たからこれにて以上の版石を摺りました。長老はいざや是から有名なる桃源洞に案内しますとて余等の一行を導き、山づたいを暫く歩いて其所に達しました。此處は山腹の一小凹地で傍に一小洞穴がある。今は入口に石を積んで内部に入ることの出来ぬ様になつて居ります。長老はこゝが例の桃源洞。ふ來て見れば其れ程になし富士の山とはげにこの事

名物に旨いものなし

桃源洞に名を
題す

其れから彼は一行を導き此所は何彼所は何と教へ最後に竹林のある所に案内しました。そこは稍や小廣い所で桃樹もテラホラ見へます。こゝで始めて「桃源」の名が覺られた。石碑が十數個たつて居つて中に古い者は明の頃のものもありまゝ。是等は桃源の地を詩に文に賞したもの。其傍に一小休息場の様なものが建てられて其白壁には此處を訪づれる旅客の樂書が多くしてある。其中には見る可き者も多少あります。余も後の紀念として余等の此處に來たとを書きました。右終つて長老と別れ桃の小枝を手折つて帽子にかざし山を降り、もと來し山門を出て再び反對の野道の秋草をながめながら直に乘船しました。かくて午前二時頃順風に真帆をあげて此所を出ました。

以上は武陵桃源を訪ふた話であります。今は固より昔日の其れと大に變つて居るけれども、尙多少太古の遺風が残つて居る。かの山上の道師は蓋しかの昔の武陵桃源譚の村人に比す可きものであらうか。余は夫れ船人か、余が末代に於てこの山郷を訪ふ心中聊か清けさ感があるのであります。あはれ世の騷人墨客願くば他日この仙を訪へ、

附録第三

左の一篇は水野梅曉氏が東亞同文會の囑託に依り、明治三十五年の夏季湖南に遊歴し遠く南嶽に詣でて親しく其靈蹟を訪ひ、歸來見聞したる所を記述して同會に報告されたるものに係る、湖南の佛教を探討して能く其源委を盡せるに似たり、因て請ふて此に抄録することとせり、

編者しるす

湖南佛教視察報告

水野梅曉

緒言

凡そ清國に於ける調査事業は其何たるを問はず、是が要領を得るは困難なるが中にも、佛教の如きは、其現状を調査すること頗る難きものあり、何となれば佛教と社會との關係は、甚だ密接なるものあるにも拘らず、其關係は隱微にして、且つ其範圍亦廣漠なるを以て、是が研究者をして、益々津に迷はしむるものあればなり、されど是を研究するに當り、之が前提として、清國の國教、祭祀、風俗の三者を捉へ來りて、佛教と比較對照せば、希くは其觀察上大差なきを得ん乎、請ふ序を追ふて之を略述せん

第一 清國の國教

清國にありては歐洲諸國の如く、形式上純然たる國教の制度あるにあらざるも

と云ふ、地方にありては、其當該官長、主祭となりて、各屬及學生皆之に従ふ、其制禮の嚴なるに至りては、皇帝と雖も、齋戒せざれば親詣すること能はざるに徴するも明なり、若夫れ禮樂俎豆の器に至りては、禮部より規定し、現に實行しつゝあり、其整肅思ふべきなり、

祭時は、毎歲二、八の兩月、上丁の日之を釋典し、毎月朔望上香す、而して之が爲に要する費用の如きは、殆んど特別會計とも稱すべきものにして、各省互に學田なるものあり、之が收入を以て祭祀及學事の支出に當つと云ふ、今湖南一省の學田總高を擧るも、尙七千三百頃八十畝の多きに上る、若し之を我町歩に換算する時は、清國の一畝は二百四十歩にして、而して其一步は、五尺四方を以て通常とするを以て、實際の一畝は我六畝二十歩となる、而して其一頃は壹百清畝なるを以て、七千三百頃八十畝は、無慮四萬八千六百七十二町歩となる、故に之を十分低く見積るも一町二十石、清國の石は我邦五斗餘なり、の收入を得るは易々たるべし、然るときは此收入額は、九十七萬三千四百四十石を得べし、然らば如何に米價の低廉なる湖南と雖も一石に付き二圓を得るは確實なり、若し果して一石二圓の時價

湖南の學田總額

學生總數

を保つ時は、其代金百九拾四萬六千八百八拾圓となる、豈又大ならずや、只其使用方法の如何は、其詳を悉くすことを得ざるも、學田收入の主要なる用途は祭祀を修したるの餘裕あれば、各學の教諭、教授、學生に多少の補助を與ふるにあるも、此比例は茲に提起するを得ず、只試に湖南全省各府縣の學生定員總數を上ぐれば、千四百七十一人之を督するに、教授九人、學政七人、教諭五十七人、訓導七十七人ありて、以て舊教育の機關を構成し來りたり、變法後は未だ見るべきの創舉なく、尙今秋の如きは、舊式の方法によりて、試験せんとの計企あるよし、而して右の學生は或一定の學校に入學せるものにあらずして、全省より右の數を限り、隔年一回試験し之を合格せしむるものにして、教訓導の如きも、殆んど文廟の祭祀の外は、數輩の小童に句讀を授けつゝあるに過ぎず、故に之を以て教育機關と云よりは、寧ろ文廟の付屬物と稱するを以て適當とす、右の如き關係なるを以て、讀書人は勿論如何なる階級の人たるを問はず、儒教の前には、寸毫の抵抗は勿論、批評力をも、有せざるは儒教の根柢如何に堅きかを知らるに足るべし、是れ敢て儒教を以て國教に配したる所以なり、

第二 清國の祭祀

祭祀を分つて
四種とす

支那に於ける祭祀は、儒教の發達と相伴ひて發達し、之を小にすれば祖先を祭祀するに過ぎるも、之を大にすれば天子は天下を家とす、故に天地神明、五嶽四海、雲雷、雨、荷も人爲を以て左右すべからざるものは、悉く之を祭祀し、或は民生に功あり、名教に益あり、國家に功あるの人は、悉く之を收めて崇敬至らざるなし、故に一見之を歐洲の口吻を弄して批評せん乎、其雜駁なること、疑なく萬有神教の中に攝せらるゝものなるべきも、余は茲に是が批評を試みず、只其祭祀は如何なる神位にして、且つ其範圍は如何なる方面に及しつゝあるかを研究せんと欲す。

祭祀は之を分つて左の四種となすことを得べし、

第一大祀、第二中祀、第三群祀、第四家祭及雜祀之れを更に細別せば、大祀は南郊、祈穀、雩祭、北郊、升配、大廟、付附、寢陵、社稷の九となり、中祀は日壇、月壇、帝王廟、先師廟、傳心殿、先農壇、先蠶壇、天神壇、地祇壇、太歲殿の十となり、群祀は北極、佐聖、真君、司火神、礮神、城隍神、東嶽神、龍神、后土司工神、竈神、門神、司倉神、先醫廟、關帝廟、禦災捍患諸神、

大祀

南郊

祈穀

賢良祠、功臣專祠、昭忠祠、等枚舉に遑あらず、家祭及雜祀は、祖先の祭典、及喪禮、其他各地に涉りて一定せず、其地々々に従つて其類を異にし、一々細別するを得ず、其大致は朱文公の家禮と彷彿たり、故に茲に贅せず、大祀より序を追ふて直接國民に關係あるものゝみを略述すべし、

大祀中にては、升配、太廟、付附、陵寢の四者は、直接皇室と關係あるものにして、他は皆民生と關係するものなり、故に前者は之を省き、後者のみ之を辯せん、

南郊は、一名之を圓丘と云ふ、是れ其形天に象りたるより生じたるものなりと云ふ、所祭の神位は、皇天上帝にして、即ち天神なり、之に清朝の太祖以下世宗に至る五帝を以て正位となし、配するに大明(即ち日)、夜明(即ち月)、星辰、雲雨、風雷を以てす、祭時は毎歲冬至を以てし、其禮樂頗る嚴肅壯重にして、其祭日前一日より皇帝齋殿に御して齋戒し、祭日の儀仗鹵簿は皇帝最公の式を用ひ、國家祭祀の第一位を占むるものなり、

祈穀は、南郊の祈年殿に於て毎年正月上辛の日之行ふ、祈祭の神位は、圓丘と同じく、其禮又圓丘と異らず、専ら萬民の爲に穀を祈る者なり、雩祭は之を分つて常

附

霧、大霧の二となし常霧は、毎年己月龍見四月の節に於て日を擇んで之を行ふ、曰く是れ百穀の爲に甘雨を祈るものなりと、大霧は、常霧の後尙雨なき時、官を遣して南北郊に祗告し、七日を経て尙雨降らざる時は、更に社稷壇に祗告し、仍ほ雨なきとは、神祇、大歳、二壇に告ぐ、如是三度の祈雨をなすも、遂に雨を得ざる時は、即ち官を遣して太廟に祈告し、其日皇帝常服を御して齋宮に至り、齋戒の後、皇帝雨冠素服して圓丘に躬禱し、雨降れば報祀を行ふこと常霧と同じ、之を大霧と云ふ、故に大霧は日常之を行ふものにあらず、之を行ふときは鹵簿儀仗を撤し、道を掃はず、其儀頗る質素なり、北郊は、一名之を方澤と云ふ、之れ其形を地に摸したるに依る位置は即ち皇城の北にあり、所奉の神は、南郊と同じ、只其の配するに五嶽、五鎮、四海、四瀆、五陵、啓運、天柱、隆業、昌瑞、永寧、以上大祖以下世宗に至る五帝の山陵なり）の諸神を以てするの異なるのみにして、其禮亦南郊と異らず、祭時は毎年夏至の日なりと云ふ、

社稷は毎年二、八の兩月上成の日之を祭る、其神位は、太社、太稷の二神を正位とし、后土句龍氏、后稷氏を配享す、而して其春秋の祭祀は、之を春祈秋報と稱し、春は百

社稷

秦の四時漢の五時

姓の爲に穀を祈り、秋は其神床に報ずるの意にして、共に國家最重の典禮なり、以上の大祀は其沿革を尋るに、三代の時に於て、既に其基は之を備へたるの形跡多しと雖も、之を後世に考ふるに、秦の始皇は之を四時に祭り、漢は一時を増し五時となしたるも、尙天地を分祭するの風なかりし、唐宋之に依り、元に到りて始めて南北郊を設けたるも、後又之を合し、明の洪武元年始めて圓丘、方澤を造り、清朝は之に依り、只其圓丘を擴大にしたるのみ、社稷は、漢の高祖、太社、太稷の二祀を建立したるより、後漢の光武之を合祠するに至りて、之を形成し、歷世之を改めず、元の太祖更に后土、后稷を配して親祭せしより、後、遂に明清之を襲ふて改めざるに至る、

如是國家の大祀は、皇帝親ら之を行ふ所以のものは、支那に於ける皇帝は、歐洲古代の政教一致時代と同じく、人間界に於て萬物に主宰なると同時に、宗教上に於ても、尊嚴無比の特權を有するを以てなり、而して其祭祀の内容を見る時は、如何に民生の爲め、福祉を天に祈り、神に禱るかを知るを得べく、又支那に於ける建國の要素は農民にあることを證して餘ありと云ふべし、（以上大祀了り）

中祀十種

中祀十種中にも、亦帝王廟、先師廟、傳心殿、先蠶壇の四種は特種のものなるを以て豫め一括して之を辨じ、更に日壇以下を畧述すべし。帝王廟は上三皇五帝より、下明代に至る歴代皇帝を正位とし、兩廡に従祀するに、歴代の名臣賢相を以てす。先師廟は既に第一國教の部に於て之れを述たるを以て再せず。傳心殿は三皇五帝三王伊尹周公等孔孟以前の所謂聖人を網羅し、皇帝倫理の標準となすもの、如く先蠶壇は、其禮先農壇に於ける皇帝籍田の禮と同じく皇后の親蠶する所にして、其意共に農桑を奨励するにありと雖も、今日にては京都を除くの外、先蠶を祭るの風なきが如し、故に此の數種は同じく、中祀の中にあるも、暫く特殊のものとして畧に従ふ。

日壇以下も、要するに大祀中の配位を特に專祀として、之を主祀するに止まるのみなれども、支那に於ける祭祀に關する、重要部分なれば、煩を厭はず、大祀の例に仿ふて、之が祭神祭時沿革を説くべし。日壇は東郊にあり、毎年春分の日出を迎へて之を祀る。祭神は大明神にして配神なし、之を朝日と云ふ。甲、丙、戊、庚、壬の年は、皇帝親祭す、之を親朝日と云ふ。

天神祀

地祇壇

月壇は西郊にあり、秋分の月出を迎へて之を祭る。祭神は夜明神にして、北斗五星二十八宿星辰を配す、之を夕月と云ふ。丑、辰、未、戌の年は、皇帝親夕す。

右の二者は、明の隆慶元年より行れ來りしものにして、清朝又之による。

先農壇は南郊にあり、毎年二月吉亥、皇帝親ら籍田を耕し、先農を親饗す。此れ中祀中にて、尤も重きを置くものに屬す。此制は漢の文帝に始まり、後世廢絶することあり、南宋の世之を議することありしも與らず、明の洪武元年之を復興し、隆慶の世一時之を廢したるも、清朝は洪武の制に依りて、尙現に之を行つゝあり。

天神祀も亦南郊にありて、雲師、風伯、雨師、雷師を祭る。此れ孟夏常雩を行ふの所なり。若し夫れ大雩の禮に至ては、前項既に一言したるを以て、茲に復せず。

地祇壇は、天神壇の西にあり、五嶽以下五陵山に至る迄は、方澤と同じく、只之に東畿の名山、京畿の大川、天下の名山大川の神を祀る。其禮天神壇と同じ、此外天神、地祇に對しては、水源、冬旱等、苟くも氣候の變に際すれば、官を遣はして祇告す、之を求晴及祈雪と云ふ。祇告の後、應あれば前遣の官を遣はして、報祀すること大雩と同じ。

太歲殿

太歲殿は西郊にあり、毎年正月上旬日を選んで之を祭り、又除夕前一日之を祭る。祭神は太歲神にして、之に配するに十二ヶ月の神を以てし、常雩以下求晴祈雪の例、前者と異らず。

右天神壇以下、太歲殿に至る三者は、共に古制にあらず、共に明の太祖の創舉に係る。蓋し洪武二年の大旱に當り、皇帝諸壇を祀りたるも雨なきを以て、後遂に帝素服草履を穿ち、歩いて山川壇に至り、藁席露坐、祈ること三日にして、膏雨を得たり。之に依つて、雲、雷、風、雨を專祀したるに始まるもの、如し、(以上中祀了る)

群祀は讀んで字の如く、祭神尤も多く、従つて其の之を拜する者も、四民を通じて群をなすより出たるものにして、之を一々擧げ來らば僕を更ふも、尙盡ざるを以て、今は只其中尤も秀づる者の二三を説くに止むべし。

群祀中各地を通じて尤も盛に行るゝは、關帝廟にして、一名之を武廟と云ふ、武廟の名は文廟に對して出たるものにして、支那人の關羽を崇拜するの程度は、各府縣公費を以て殿宇を建設し、其輪奐の美、又文廟に次ぐを以て見るも明なり、今歴朝の崇典は暫く措き、清朝國初以來の榮典のみを擧ぐるも猶下の如し。

關帝廟

順治帝元年五月十三日關帝廟を祀る、同九年勅して忠義神武關聖大帝と謚し、雍正三年關帝の曾祖父を光昭公に祖父を裕昌公に父を成忠公に封じ、其後裔を録して、世襲五經博士となし、關羽の墳を守らしむ、同七年各省に敕して、府縣に通祀せしむ、後乾隆廿五年關帝の謚を改めて神勇となし、同三十三年更に謚して忠義神武靈佑關聖大帝と稱し、四十四年又原謚を改めて忠義となす、如是屢々改謚するは、其の何たるを知らざるも、要するに尊信するの深き結果たるを失はざる可し。

城隍廟

祭時は二、八の兩月、及五月十三日にして、二八月の祭典は、地方官之を行ひ、五月の祭典は、四民通祀して雜沓熱鬧を極むと云ふ。

次に各府縣城毎に、必ず有るものは城隍廟にして、香火盛なること、殆んど我國淺草の觀音の如く、一城の幼老相携へて賽する處たり、城隍神の祭は、何時に起原するや明ならざるも、唐朝には既に之を存せしもの、如し、明の如きは、都市の大小に依り、或は之を公侯伯に封じたることもありしが、現時は加號するのみなり、祭時は春秋二回の所あり、夏冬二回の所ありて共に一定せず。

其他水火風土等、一として神たらざるなく、同じ水神とするも、海、河、湖、江に分ち、禦災捍患諸神の中には、同郷中の豪傑あり、名士あり、義士あり、山神ありて、其類一定せざるも、要するに其郷人に依て以て心を繋ぐに足るものあるときは、其神は湖神たると、山神たると、仙人たると、僧侶たると、學者たるとを問はず、之を祭祀して、福を求め、禍を拂ひ、一郷の安寧を保持せんと欲するものなり、

賢良祠、功臣祠、昭忠祠等は、我邦の所謂招魂社に近きものにして、主として軍國に功ある士を祭るものなり、(以上群祀畢)

文昌廟

右の外武廟、城隍廟に次て盛なるものは、文昌廟なり、文昌廟は、四川七曲山にありては、古代より廟食しつゝあるも、制度上各府縣に之を設くる制は之を見ず、然れども其之を信ずるの人多き結果は、各邑必ず一廟を設けざるはなきに至れり、廟の主神は、張亞子(或は惡子と云何れか是なるをしらず)蜀の七曲山に居す、晋に仕て戰没す云々、道家は之を稱して、梓潼帝君と云ふ、曰く天帝梓潼に命じて、文昌府の事を司らしむと、府は天帝の處にありて、人間の録籍を掌るところなりと、依て以て文昌廟の名を生じたり、清人否歴代の支那人之を聞て誰か恐れざらんや、宜

なり其信仰者尤も多く、香火の盛なること、武廟城隍に續ぐことを、以上述ぶる所によりて、清人は如何なる志想及信仰を有するかは、之を推測するを得べし、

第三 清國の風俗

清國に於ける風俗中其最も主なるものは、冠婚喪祭にあるも、一々此等を解説するは見聞の遍からざると、佛教の周圍關係を説明せんと欲するの予には差まての必要を感ぜざるを以て、清國の各地を通じて、尤も廣く行はるゝ年中行事の如きものと、之に付するに定時及臨時に、官民共同して、擧ぐもの二三を略述するに止むべし、

一、元旦味爽戸を啓き、吉方に向ひて行歩すること少許にして、戸に入り、香楮果酒を備へて、祖先を祭り、長幼の序に隨つて拜賀し、酒を飲み、酢を獻じ了つて、互に相往來す、

二、正月十五夜を元宵と稱し、數月前より豫め紙を剪り燈を造り置きしものを、門

頭に掲げ、各其美を競ひ、鼓を撃ち鑼を鳴し、或は龍燈を舞はし獅子を跳らし、頗る紛雜を極む。

三、三月清明、祖先の墳墓を掃ひ、鑼を鳴らし、爆竹を放ち、紙錢を焼き、酒脯を墓前に備ふ、之を掛山と云ふ。

四、四月八日、釋迦牟尼佛聖誕と稱し、青豆、黄豆を水煮し、之を佛前に供し、禮拜したる後、之に鹹氣を加へ、街上に持出て、大聲に呼んで曰く、結縁兒呀、結縁兒呀と、即ち之を路上に抛つ、人之を拾ひ食するときは、此人と前生に於て縁ありしものなりとて、頗る相喜ぶと云ふ。

五、五月五日、端陽節と稱し、門首に菖蒲、艾葉を掲げ、雄黄酒を飲み、小兒は符を佩ひ、又雄黄を其額上に塗ると云ふ、此の日、河濱にありては、龍舟を浮べ、互に相競漕す、其狀頗る奇なり、粽子を造り、彼此相贈酬す。

六、六月六日、衣服書籍を曝す。

七、七月七夕、牽牛織女の二星を祭る。

八、七月十五日、中元、寺院にありては孟蘭盆會を設け、民家にありては薦祖道場を

設け、楮衣を造り、時菓、菜蔬を備へ、僧侶道士を延き、祭り畢りたる後は、之を焚化す。

九、八月十五日、中秋節にして、觀月の宴盛に行はれ、親近相贈るに月餅を以てす、此日は元旦、端陽と併稱して、年中の三大節となす、故に商業上の取引は勿論、都ての計算期となす。

十、十月朔、又墓を掃ふこと、清明と同じく、又紙を以て作りたる衣服を墓前に奠す、之を贈寒衣と云ふ。

十一、十二月廿四日、庶民稱すらく、竈神天に昇りて、年中家裡の善惡を玉皇の前に陳すと、故に其前夜より、燒香、點燭、茶菓等の供を設け、祭儀甚だ勤む、又此日を小年節と稱して、相知相集りて、小宴を張ると云ふ。

十二、除夕、門首春聯(佳句一對を紅紙に書したるもの)を貼し、又彩箋を掲ぐ、箋中人物及吉祥の文字を箝するもあり、此夜は團年と稱して、家族相依りて宴飲し、終夜眠らず、爆竹を放ち、鑼を鳴らすこと、又甚し、以上民間の年中行事。

國家に於ては、尤曆本を尊重するの風あり、故に曆本を一名憲書と名け、毎年十月

朔、欽天監博士より之を皇帝に進め、皇帝の玉座前に於て、之を王公百官に頒つ、此時各次皆三跪九叩の禮を行ひ、漸を以て幾旬の百姓に及ぶ、故に各省遠隔の地に於ては、到底十月朔日より之を頒布する時は、明年正月に到るも、新年の曆本を得ること能はざるを以て、遠隔地向つては、毎年四月欽天監より明年の曆を布政司に送付し、布政使印刷の後之を其庫に藏し、十月に至りて、之を總督巡撫の許に送る、此時督撫以下朝服して闕を望んで三跪九叩すること、北京の宮中と同じ、是に次くは迎春なり、迎春は立春の前晚、地方官東郊の外に於て芒神(百姓所)及春牛を造り、立春の日、各僚を率ひて之を迎へ、署に到りて之を拜し畢つて、地方官春牛を牽き、後之を打つ、曰く之れ勸耕の意なりと、北京にありては、順天府尹之を迎へて、皇城に至り、兩宮之を拜したる後、府尹之を牽くこと、地方と異らず、次に、日蝕、月蝕の時に當り、之を救護すとの感念より、護日、護月の禮あり、京師は、勿論、地方官廳に於ても之を行ふ、今其大略を合述せば、先づ日月の蝕するに當りては、預め欽天監より、之を奏上し、皇帝より禮部に命じて、之が準備をなさしめ、又地方官に命じて、其蝕時に於て救護せしむ、方式は北京にありては、禮部尙書以下各

迎春

日、月蝕を救護す

神佛像を奉じて各戸を巡回して疫鬼を逐ふ

官、地方にては各長官、蝕時に於て焼香禮贊し、同時に鼓を撃ら鑼を鳴らし、又大砲を發し、日月蝕に復るに至て止む(以上は國家親ら之に當るものに屬す)次に官民の共同にて行ふものは、其種類甚だ多きも、屠禁設壇の如きは、比較的蕭然たるやの觀なきにあらず、由來支那に於ては、肉食の盛なるは云ふ迄もなきことなるが、天候不良にして農産物に被害の慮あるときは、地方官より各屠市は勿論、一般人民に向ひ苟くも生命あるものは、之を殺害することを禁じ、其の期は三日、或は五日等一定せざるも、滿期の日に於て地方官、百姓を率ひて、神祇壇に詣りて天候の回復を祈る、故に求晴、禱雨、祈雪等、其時に依りて各其名を異にす、若し又傳染病流行の時に際せば、人民、地方官に請ふて、其郷の神佛像を奉じて、各戸に巡回して、以て疫鬼を追ふ、之を打醮、驅疫と云ふ、元來此打醮は道家の儀式にして、我國の所謂御祈禱に彷彿たるものにして、其混雜喧噪蓋し云ふべからざるものあり、

以上は、國家及官民共同にして行ふもの、一端なるが、若し一個人の所行に付て尤も堅く守る處のものに至りては、文字を尊ぶの風習、牢とし、抜くべからざるも

字紙を尊重す
惜字藏に集めて之を焚く

のあり、故に清國にありては、我國の如く、復古を使用し、又之を不潔の場所に置く等の事は、更に見ざるところにして、字紙は必ず一所に聚めて、之を焼却するを常とし、之を焼却するにも必ず、惜字藏と稱するものを設け、茲に集めて之を焚く、曰く此れ文字を敬惜して汚辱せざるなりと、蓋し支那にありては、上古より讀書人の一階級、特別の生活をなし、萬民は是等の階級に依て支配せられたる結果、文字を神聖視するの風ありしに、加へて道家の諸祖、之を尊んで曰く、文字は天下の公器なり、吾人は之に依つて、往事を目前に見、今事を幾千年の後に傳ふるを得るものなるを以て、之を輕忽にするは天理に戻るものなり、之に反して之を尊惜するものは、天福を得との主義を鼓吹したるより、生じたるもの、如し、されども以上述べたる風俗に到ては、別段弊害を醸するなしと雖も、彼の有名なる風水説に至りては、其民心に入ること甚だ深くして、今日に於ては如何なるものと雖も、之を免るる能はざるに至れり、

風水の既墳墓の選定

抑も此風水とは、我國の家相方位の類と其伍を同ふし、其拘束力の強きことは、到底邦人の想像し能はざる所にして、殊に其意を用ゆるところは、墳墓の撰定にあ

り、今其主張せる所を聞に曰く、父母の遺骸にして、若し善地に葬らん乎、子孫無窮の福を得べく、之に反せん乎、即ち子孫の滅亡を招く所以なりと、茲に於てか、風水家之に乗して、種々の説をなし、甚しきは父死して、未だ葬地を得ざるに、肉先づ腐敗するに至ると云ふ、而して又偶々風水家の所謂善地を得るも、其他人の有にかゝるときは、之が賣買に許多の曲折を生じ、其死者の遺族、若し權家にして、一方弱者なるに於ては、之を強估する等の事も、珍らしからずと云ふ、故に稍もすれば、之が爲に訴訟を紛起し、數年にして猶決せざることありと云ふ、嗚呼何ぞ迷ふことの甚しきや、雖然因習の久しき、現今に於ては、清人猶之を酷信し、墳墓の爲には、如何なることをも犠牲となし、將に起らんとする、鐵道、鑛山等の如きも、是が進行を阻害すること甚だ多しと云ふ、

以上述ふる處によりて、國教、祭祀、風俗の一斑は、之を略知するを得たりと雖も、更に之を概言すれば、儒教は家族を中心として、之に現世的の倫理を示すものなるを以て、外形如何に盛なりと雖も、到底一般の國民は、此以外に向て、更に無形的の安慰を求めざるべからず、茲に於てか、儒教中の、報本反始、慎終追遠の思想より一

轉して、祭祀の風盛行はれ、依て以て今日の俗を成したるものと云はざるべからず、何となれば彼の皇帝の親祭、遣官祇告等の數種は、悉く民生を安慰せんが爲に外ならず、例せば久しく雨なきときは、官を遣して祇告するが如き、祈年殿に百穀を祈るが如きは、則ち其證なり、今之を我邦の祭祀に比すれば、大祀は國幣大社にして、中祀は官幣大社なり、群祀は官國幣中社より縣社に相當するもの多く、雜祀中には、郷社村社の如きもの多くして、其中十中の八九は、歴史的産物たるに過ぎざるなり、然らば國民の精神既に宗教の必要を暗々裡に認めたるは明なり、茲に於てか、佛教此の地に渡來し、牢乎たる基礎を設定するは、自然の數と云はざるべからず、請ふ支那に於ける佛教の位置、及現狀を略述せん、

第四 清國の佛教

清國に於ける佛教の現狀は、甚だ振はざるに似たるも、苟くも二千餘年の歴史を有せる、清國佛教の位置に至りては、尙未だ容易に動かすべからざるものあり、今是を辨せんと欲せば、勢ひ其根柢をして堅からしめたるの、沿革に溯らざるべからず、而して其沿革を説くに先ち、思想界の潮流を一顧せざるべからず、何んとなれば、前章にも一言せるが如く、儒教の第一義は、現世的にして、其示す處は實踐倫理たるも、春秋戰國の大陶冶を経たる人心は、社會の秩序と共に一變し、儒教外に更に精神上の、安固を希はざるを得ざるに至れり、こゝに於てか、戰國の末葉既に方士ありて、山東に行れたるは、是れ其證にあらずや、故に之を以て見る時は、彼の戰國の七雄を双手に倒したる英雄秦の始皇にして、尙蓬萊不老の藥を夢みたるが如きは、慥に其當時に於ける、人心の不安を表白せしものと云ふべし、然り而して茲に注意すべきは、始皇の所爲は、全く消極的に其不安の念を解決したるに外ならず、何んとなれば、彼蓋世の威を振つて六國を統一し、惟武以て天下に號令したるも、畢竟するに有形的勢力たるに過ぎざれば、内に顧みて自ら安んぜざるものあるを以て、東泰山を封じ、徐福をして東海に浮かばしめたるものなり、何となれば、彼は自ら始皇と稱し、以て其業を萬世に傳へんには、胡虜を防がざるべからずとの見解より、長城を築きたるに依りて明なり、されど兎に角、宗教の必要を認めたるは、始皇を以て之を第一とせざるべからず、之に續て宗教の必要を表明し

宗教の必要を認めたるは、始皇を第一とす

たるは、漢の武帝なり、帝は不世出の雄略を以て、北の方匈奴を挫き戎狄を襲ひ、歴代相見て畏途となしたる蠻族をして、遂に其居を移さしめ、空前の版圖を奄有したるの資を以て、尙且つ方士を遇するの厚き、遂に後世の儒者をして、内を内とせず、外事惟れ力め、國庫を空乏せしめ、又異端に溺するものなりなどの口吻を弄せしめたるも、今日より之を見れば、帝の如きは、寧ろ帝國主義の成功として、之を贊せざるべからず、又漢人の思想とする戎狄惟膺荆舒惟懲すと云へる、方面より見るも、帝の如きは、乃祖高帝すら平城の圍を解くに當り、陳平の秘計に依らざるを得ざりし、木強の匈奴をして、寒膽せしめたるは、寧ろ、之を徳とし、之を功として仰がざるべからず、然るに之れに加ふるに、非議を以てするは、其曲儒者にあるにあらざるか、若し夫れ方士を遇するの厚きに至ては、別に故ありと云はざるべからず、彼の傲頑不屈の始皇すら、既に社會の風潮に驅られて封禪築臺の舉をなし、之が結果を得ざるに先ちて、其身先づ亡び更に漢楚の逐鹿を経て、人心未だ大に安せず、此時に當ては、帝の如きは進んで、精神的安固を人民に與へんとしたるは、蓋し當然の事たるべしと雖も、奈何せん帝の希望は未だ之を果すに至らずして、身

武帝は積極的に始皇は消極的に宗教を要求せり

佛教は春雨の如く歓迎せらるる

永平開元の間佛經の傳譯せられたるもの七千二百卷

先づ崩ずるに至りたり、然れども帝の此の民心刷新の業は、全く不成功に終りたるにあらずして、帝の後裔明帝に到りて、佛教始めて東漸するを見る、豈天道應なしと云ふを得んや、佛教東漸の門戸は、即ち武帝の開拓せる、西域にあらずや、世若し帝の出づるなくんば、何に依つて十萬里程の天險を人力にて往來するを得んや、思ふて茲に到れば、武帝の宗教を要求するの念慮は、始皇の消極的要求の失敗と全く相反して、其積極的に而も成功を得たるものといふ可し、夫れ佛教は、如是天時と、人心の希望に依りて、支那に迎へられたり、故に區々たる一部の排斥の如きは、佛教の前途に向つて、毫も影響を與ふる事なく、恰も春雨の百草を育するが如く、人民の肺肝に入り、到る處相慣れ、相安して、優に此等不安の人心をして、安息せしめたり、何んとなれば、後漢永平十年より、唐の開元年間に到る間に於ける、佛教經律の傳譯せらるゝもの、二千二百三十二部、七千二百卷の多きに上るを以ても、之を知るべし、故に若し支那に於ける佛教歴史を、區分する時は、後漢の永平年間より、梁の天監年間に至る四百餘年間は、佛教過渡の時代、若しは設備時代とも云ふべく、梁武の天監年間より、唐の咸通年間に至る二百數十

年間は、宗派の勃興時代又は佛教發達時代とも稱すべく、唐の末年より宋の南渡前後に至る三百年間は、禪宗時代にして、南宋の末年より明の隆慶年間に至る四百餘年間は、退守時代にして、萬曆末年より清初乾隆初年迄約二百年間は、禪淨兼修の力に依つて、佛教を既墜に復興したり、故に之を名けて、復興時代と云ふ、乾隆以後今日に至る二百年間は、忌憚なく之を稱せば、只其隋力に依つて支ゆるものなり、其理由を説明せば、第一期過渡の時代に於ては、未だ一般に人民は充分なる感化を與へざりしが如きも、佛教渡來以前に於ては、方士の獨占なりし宗教界に對しては、非常なる變化を與へ、彼等道家の依つて以て宗となすべき、經典の多くは、此時代に編纂せられ、佛教は此間に處して、致々として、翻經に従事し、其礎畧ぼならんとするや、有名なる佛教保護者たる、梁武の宇下となり、加ふるに茫々たる佛典を判別して、燦然たる分類を與ふるの天台賢首の教宗顯れ、一方には佛心宗の起るありて、實參實悟の宗を唱へ、傍ら南山の道宣律師戒行を弘通し、加ふるに玄奘三藏の性宗を唱ふるあり、善無畏三藏の密部を傳ふる等、凡そ印度の精華は勿論、先人未發の研究を、佛典上加へ、佛教各派の發達は、茲に至りて其極を盡し

明末清初を復興時代と云ふ

佛教以前は方士の獨占

梁武の世佛教の大發展

たりと云ふも、敢て溢美の言にあらざるなり、咸通末年より唐朝の國運と共に教性の二宗は稍其面目を逸したるも、獨禪宗の一法のみは、破竹の勢を以て、唐末宋初に行はれ、宋の南遷後は、兵馬倥傯南方數省の外は、一時亦佛教に心を用ふるの閑なく、南宋末年より、元を経て、明の中葉以後に至る間は、其の間多少の高僧輩出したるも、要するに、唐宋の盛時に及ばざること遠く、只汲々として舊狀を維持するの外、何の見るべきなく、明末に到りては、殆んど沈滯の極に達したるを以て、雲棲、憨山、知旭、道忞、三昧の數師期せずして、之が復興に志し、禪門の見地のみ高くして、實行の之れに伴はざるの弊を矯めんと欲して、雲棲大師の如きは、禪淨の兼修を主張し、三昧律師は、沙彌戒、比丘戒、菩薩戒の三壇を串通して、初めて僧たらしむべしとの意思を有し、數師相依り相俟つて、互に佛教の復興をなしつつあるに際し、清朝代つて國命を取るに至り、隱に陽に、保護獎勵を加へたる結果、乾隆の中葉に至る迄は、垂滅の法燈重て禹域に明かなるを得たり、人或はいふ、清朝の佛教に對する保護獎勵は、懷柔策より出たるものなりと、然れども余を以て見る時は、全く然らざるものありと斷言して、憚らざるものあり、請ふ康熙、雍正、乾隆の三朝を

雍正御選の序

經て始めて竣工したる清藏即ち清朝出版の大藏經中、雍正帝の御選にかゝる、歷代高僧の語録中、康熙帝の帝師たる、玉琳琇公、及其嗣、苾芻二師の語録に付せられたる御製の序文を以て、之を證せん。

昔黃帝、訪道於廣成子、湯問於卞隨、務光、古之聖王、其於高世之士、必質其薰習身心、以爲制萬事之本、迨於後世、凡入帝王之門者、功業邊事、尙難其人、何況心性邊事、從來宗門古德、傳靈山之心燈、其中不少大丈夫、而不入帝王之門、其居帝王之位者、悟宗旨、主復少間、或浮慕教相、淺識小夫、輒以崇尙異端、議之、而其所尊禮之人、多每不足以服世、從滋疑謗、於是黃帝成湯之美事、不可復見於後世、我朝之初居東土也、風俗淳古、實忠實孝、直心直行、歷代敬禮

佛天、而於僧道、並無不問高下、一概尊敬之事、與蒙古習尙廻殊、我皇祖世祖章皇帝、撫有方夏、萬幾餘暇、與玉琳琇、苾芻、蘇父子、究竟心性之學、一時遇合、蓋與黃帝成湯之事、無二無別、非我朝夙有崇僧之習、而然、朕覽玉琳琇父子之書、聞揚宗乘之妙旨、實能利濟人也、如果日在空雲頓淨、如清鐘響夜、幻夢旋消、惠當來龜象於無窮、媿從上佛祖、而不愧、用是採輯、校刊、傳示後世、因念帝王訪道於高世之士、

乃古聖之盛軌、而自昔世儒、每於二氏、限量區別、朕不忍將來之終、憚而不爲剖晰也、故敍其說如左、至於萬善殿西苑說法、併奏對機緣、雖載自骨巖侍香紀略、但皆佛法中事、非裝點誇張妄謬之說、亦玉琳琇、揚日月之光華、作人天之眼目、處尙足取者、故採編數則、敬昭

皇祖當日之恩、遇云、

雍正十一年癸丑朔日、

人主にして、而も尙如是の言あり、豈只世人の想像するが如く、懷柔策のみならんや、依つて余は此の時を稱して、復興時代となしたる所以なり、然るに乾隆年間より、宋儒の學を以て、治國の具となし、僧道を見ること、又當日の重きに似ず、加ふるに考證の學、彌々行はれて、士大夫の眼を佛教に注ぐの人、漸く減じたるの結果、僧侶は内に挫け、人心は外に離れたるに、之に加るに道光以來、内憂外患、交々起り、獨り佛教のみならず、儒教も、彌形式的に流れ、幽運將に傾かんとするに當り、更に西學の輸入あり、佛教の位置は、其舊時に比すれば、實に憐むべきに似たり、然れども、翻りて詳細なる觀察を下す時は、外面に於てこそ、殆んど齒牙に掛くる

に足らざるが如きも、二千餘年の歴史は、一朝の外形を以て云爲するを許さず、祭祀風俗と相俟つて、到る處塔伽藍の高大なる、賽客の數の巨多なる、寺廟の密布せる等、一として社會と密接なる關係の存するを證せざるは、殊に喪祭の二者よりして祈雨、求晴、驅疫等の各事より、文廟を除くの外は、武廟の如き、龍神廟の如き、地方公立の廟には多く、同地方の勅建にかゝる大寺院の前住職を請して之に住せしむる等、宛然我國の兩部區分以前の佛教に彷彿たり、故に佛教の位置を一言以て之を掩はんと欲せば、儒教は支那に於ける經にして、佛、道の二教は緯として、支那に於ける社會を組織せられたるものと云ふべし、豈に其關係儒教の如く表顯明白ならざるを以て、之を無視するを得んや、若し夫れ佛教と道教との關係の如きは、他日之を辨することあるべし。

第五 湖南佛教の位置

湖南に於ける歴史上の沿革、及地理的關係の説明は、本篇の主眼にあらざるを以て、洞庭水廣さも、衡嶽山高さも、余の關する所にあらず、余は只佛教上に於ける湖

儒を經とし佛道を緯とす

天台の源泉
思禪師の遺跡

唐朝以後の禪宗

南の位置は、如何なるものなるやを略言せん、支那に於ける佛教の發達及其沿革は、前項既に一言せるが如く、梁より唐に至るの間に於て尤も其美を盡したるが、中にも天台の如きは、華嚴と共に教宗の王者たるが、其天台の源泉は湖南の衡嶽にして、今尙山中に南岳慧思禪師の遺跡、及其埋骨の塔を存するのみならず、思禪師の高足にして天台の教觀を大成したる、智者大師の修行地、及大師の講經臺と稱するもの、遺跡すら、蓮華峯北の天台峯中にあり、故に法に南北の差なしと雖も、自ら地理的關係より南流して、遂に浙江省の天台山に至りて、其の礎を据ゆるに至りしも、其根本に溯らば、かゝる整然たる天台の教觀は、湖南より發したるを思へば、轉た感慨に堪へざるものありき、然らば假りに山西省の五臺山より發したる、華嚴の一宗、黄河に沿うて、現に山東直隸に行れつゝあるものと比すれば、教宗一半の歴史は湖南の衡嶽より筆を起さざるべからず、是に次て唐朝以後の佛教界中獨歩したるは禪宗なるが、此禪門と南岳との關係は、佛教史上天台のそれよりも、更に密接なる關係を有せり、禪門の初祖は云ふ迄もなく、達磨大師の西來にかゝりて、其の根を發したるは河南の

嵩山なるも、六傳して曹溪に至り、曹溪座下に、二大豪傑を得たるより、遂に唐末より、宋元を経て、今尚揚子江流域は殆んど、禪門を以て掩ふに至れり、故に今は六祖門下の二大師より之を説くべし、

六祖名は慧能、五祖に黄梅に參して得法す、後法を韶州の寶林に説き、衆を度する時に、青原行思、南嶽懷讓の二師あり、嗣法して共に傳法第七祖となる而して、青原は即ち曹洞の始祖にして、懷讓は即ち臨濟の初祖たり、後更に分れて五家となる曰く、雲門、法眼、滄仰に前記二家を加へたるものなり、

而して右五家の中、其尤も盛に支那に行はるゝは、臨濟にして、日本に尤も盛なるは曹洞なり、其餘の三家は清國の他省に於ては、其法系湮滅すと雖も、湖南にありては何れも、尙其各家法を存し、殊に滄仰宗の如きは、滄山祐公の根本道場儼然として、存するを見る、

故に今先づ臨濟曹洞の二家に就て、之を述べんに、南嶽には、臨濟宗の初祖南嶽懷禪師の有名なる磨硯臺、及師の藏身せる塔は、其の法孫を以て守護せられ、號して天下の法源と云へり、是れ師の高足馬祖道一禪師、茲に得法し、江西に去りたるを

臨濟は支那に盛に盛行する

天下の法源

以てなり、何となれば六祖嘗つて懷讓に謂つて曰く、般若多羅尊者の懺に曰く、汝が足下に一馬駒を出して、天下の人を踏殺せんと、應に汝が心にあるべし、速に説くを須ひず云々と、果して馬祖を得、馬祖百丈を得、百丈黃檗を得て、遂に臨濟に至る、曹洞は青原行思禪師の法系に係り、青原山は江西吉州にありしが、思禪師の高足石頭希遷禪師あり、師は法を七祖に嗣くや、來つて南嶽に住し、茲に法嗣藥山を得、藥山之れを雲巖に嗣ぎ、以て洞山に至る、如是相互に臨濟曹洞は、其根を同くして、而も其歴史互に循環して、南岳即ち湖南より發して江西に入り、一は青原即ち江西より發して湖南に入り、二家相俟つて天下の禪風を鼓盪したるは、亦奇ならずや、故に臨濟の淵源は、南嶽なるも、二祖以下の遺跡は、江西及外省に多く、曹洞は之に反して、二祖以下の列祖の遺跡は殆んど、南嶽に集中せり、其詳は之に提及せざるも、之に依つて是を見れば、南嶽は假に河南の達磨大師の古跡及支那に於ける第二祖惠可大師得法の嵩山に一步を譲るも、唐朝以後の佛教を代表せる禪門中の而も、其禪門中の主人翁たる、洞濟二宗の關係、如是くなりせば、禪門も亦其一半以上の歴史は、湖南の有に皈せざるべからず、然らば支那歴代の佛教歴史を通

觀するに、教禪の二家を通じて如是、一省否一山に尊ぶべき歴史を有する者は、南嶽を除て、他に其比を見ず、故に湖南の位置は、佛教上より之を觀察する時は、清國全部を通じて實に第一位を占むるものと云はざるべからず、此外番僧には草聖と號されたる懷素あり、吟哦には懶殘の如きあり、唐末宋朝に至るも、其風を維持し、近くは明の憨山、德清の如き皆南嶽に住したるものなり、知らず南嶽と佛教と、如何なる宿縁ありて然る乎、

第六 日本佛教と湖南佛教

予は既に湖南佛教の位置を略述したるを以て、更に湖南佛教と日本佛教との關係如何を究むるの必要あり、抑も日本佛教の輸入は、第一期に於てこそ百濟を通したれとも、第二期とも稱すべき奈良朝以後の佛教は、悉く唐朝よりの輸入に係るものなり、而して現今我國に於ては、最古の輸入、及創立の各宗は、殆んど有名無實の境に沈淪し、第二期輸入の天台眞言より、日本佛教の第三期とも云ふべき鎌倉時代及其以後に勃興せる、淨土、眞宗、法華宗と是と前後して輸入せる、禪宗各派

とを以て日本佛教を形成せるが、其現在所存の各宗派、及寺院僧侶の總數中、優に三分の一以上は、湖南系を引くものと云はざるべからず、今明治卅四年の統計により、之を證せん、

- 一、日本佛教十二宗中、天台、臨濟、曹洞、黃檗の四宗は、湖南系を引くものに屬す、
- 一、前記十二宗中之を細別して五十派あり、此中五派は前記四宗に屬するものなり、故に是二者を合算して更に十分せば、三分の一強を得、
- 一、寺院總數七萬一千九百四十七ヶ寺、此に對する二萬五千六百四十ヶ寺、即ち十分の三分五厘六毛は四宗に屬す、
- 一、右四宗に屬する寺院に住する僧侶の總數は二萬六千三百人なり、之を以て全國僧侶總數七萬五千六百十二人に對する時は、是亦三分五厘弱を示すものなり、

然らば日本佛教界の三分の一強は、直接湖南佛教と、母子の關係を有するものと云はざるべからず、而して其直接關係者中にも、特に興味ある關係と勢力とを有するものは、曹洞宗なりとす、夫れ禪僧の相集りて、修道坐禪するの場所を指て江

湖と稱するは、人の知る所にして、日本の禪宗も各派を通して、江湖の文字を使用しつゝあるは事實なるも、就中曹洞宗は之を重し來れるの結果、遂に宗制の一部に之を編入し、曹洞宗の僧侶にして、一寺の住職たらんと欲するものは、必ず此の江湖を経ざる可らざることとせり、而して其の江湖會の起源なるものを考ふるに、前項に述べたる湖南々嶽の石頭希遷禪師と、江西にある馬祖道一禪師との住所に基きて生じたるものなり、馬祖は前にも一言せし如く、南岳下の第二祖にして、臨濟の祖たり、石頭は青原下の第二祖にして、曹洞の祖たり、而して其の兩祖互に、其住處を換へて、江西、湖南の二省に往來せし結果、兩祖の門下も、亦春秋互に江湖の間を往來して、各其所見を呈して、佛心宗を極めたるの餘光は、唐末より宋元の三朝に通じ、佛教界に獨歩するの地位に立たるを以て、歴代の禪門其省の何たるを問はず、相集りて辨道するの道場を指して、江湖會と稱し、一種甘棠の意を寓せしに始まるものなり、故に我邦第三期の輸入にかゝる禪門は、南宋元初の頃なりしを以て、是が流を汲むの各派は、遂に江湖會の名稱をも共に輸入し來れるものなり、而して其中曹洞の一宗のみ、今尙一宗の制度上に其面影を留むる所以の

江湖會の起源

ものは、蓋し故なくんばあらず、即ち宗祖の留學地宜きを得たると、得法の本師亦其人を得たると、日本當時の教界の事情、別に憚る所なきとに歸因するものなり、曹洞宗祖の留學地の唐の咸通年間より、十方住持と云へる、一種の良制度を取れる、浙江省寧波府の天童山にして、時の住持は所謂十方住持制の結果、禪門五家中、其何家たるを問はず、天下の有徳を請じて住持となすものにして、南宗中道望尤も高くして、他山の長老悉く畏敬して、敢て伍すること能はざるの名師、如淨禪師なりければ、萬事に付て古規を存せること、當時南宋中の第一位にありしを以て、宗祖承陽大師は、毫も遺漏なく、天童の制規を輸入し、而も之を行ふには、彼の日本禪宗輸入の第一位にある、建仁寺開山千光國師の時の如く、各宗の壓迫なきを以て、宗祖の輸入は悉く、之を實行するに差支なかりしを以てなり、加るに宗祖の周到なる訓誡は、日本各宗の祖を通じて多く、其比を見ざるものあり、故に今日にて其根源たる湖南江西にすら存ぜざる遺風を存せる所以なり、然れどもかく説き來れば、人或は云はん、建仁の開祖は外部の關係より、禪門の規矩全躰を輸入せざりしも、承陽大師に後れて入宋せし諸師何ぞ之を輸入せざるやと、余之に答へ

て云はん、彼の曹洞初祖の渡航さへ既に趙宋の末運に屬し、南渡後數十年の後なりし、故に承陽大師後の渡航の諸師は、南宋の稱號は存せるも、其實已に元朝の主權大陸に充滿し、殆んど革命の大渦中にありて、佛教の命脈を維持せる時代なるを以て年代は少許の差なりと云へども、實際には大に異なる所あるを思はざるべからず、故に嚴格に云ふ時は、宋朝の禪宗を輸入せるは建仁の開山と永平開祖の二師にして、自餘の諸祖は元朝の禪門を輸入せるものなり、湖南佛教と日本曹洞との關係亦密ならずや、又之を其實力より云ふも、湖南佛教と日本曹洞宗との關係第一位を占む、嗚呼南嶽と、日本と何の縁ありて爾く密接なる、請之を數字に徴せん、

宗名	寺院	教師	徒弟
天台	四、八〇二	四、七三七	七三二
臨濟	六、二三三	五、〇七六	一、四五二
曹洞	一四、一〇一	一一、六九六	一、六五二
黄蘗	六〇五	六三七	一一八

以上の表に依る時は、曹洞の外三宗を合するも、一萬一千有餘なるに、曹洞は一宗にて一萬四千有餘を有するを以て、勢力の上より云ふも、亦實際之が第一位にあり、請ふ自餘の三宗、及日本佛教全體の諸師、曹洞以外にある故を以て、關係薄しとなしたるにはあらざることを諒せられんことを、以上は只系統を追て源を尋たるの、結果を縷述したるのみ、

第七 湖南佛教の現状

清國に於ける佛教の現状の甚だ振はざること、は前項に於て屢々之を辨じたるを以て、今更改めて之を説くの必要なしと雖も、尙之が内部の組織に就て一言せば、其依て以て今日に至るも尙其命脈を保ち得るの原因なくんば、あらず、其原因是即ち内部の機關整備せると財産の管理法宜しきを得たるの結果に外ならず、故に先づ其内部の機關より漸次財産管理の方法に及ぶべし、支那に於ける各寺院中其稍大にして叢林と號するものは、何れも百名以上二百名乃至四百五百の僧侶一寺にありて修行するを常とするものなるが、叢林其機

の大小を問はず苟くも制規を履んで來り投ずるものは悉く之を收容し、衣食住の關係は豊美ならずと雖も亦自ら之が運轉をなして其投じたるものゝ心之に用ふるの必要を感ぜしめず、實際志の堅固なるものは一叢林に住すること三十年なるは敢て今日と雖も之を珍とするに足らざるものあり、故に古語にも死して叢林にあれば骨も亦清と云へるは、蓋し此の人間生活の最要件たる衣食住の關係を離れて超然道と惟れ親むを得るを以てなるべし、此風の盛に行れしは彼の江湖會の發生時代已後の事にして、而して其之を成すに至るの基礎を定めたるは即ち馬祖の高足百丈禪師なりとす、故に禪門の流れを汲むの各派は何れも百丈清規に依らざるはなし、而して是の百丈清規の法則を履行するには、到底區々たる二三の僧侶と、微々たる財産にては不可能の事にして、少くも百名以上に一頃以上の田なくんば其美を見ること能はざるなり、故に此點に於ては日本の佛教界にては之をすら實行の實力を有せざるも、支那にありては優に之を實行するに足るの實力、即ち寺産を有せり、是れ百丈以後歴代幾回の革命を経春秋千有餘年の久しきに涉りて、今尙社會の一面に特殊なる生活をなしつゝある

百丈清規

所以なり、而して百丈の其制規を立てたる所以は、元來壯重なる儀式を好みてなしたる者にあらずして、既に佛教渡來後一千有餘年の星霜を重ねて得たる佛教の基礎を破壊せずして各其物を活用せんと欲したるに外ならず、故に百丈は一叢林の住持は神聖犯すべからざるものとなし、此に所謂今日の憲法上に於ける補弼機關の如く、六箇の知事職を置き、知事の下に六箇の頭首と稱する今日の局長とも云べきものを置き、之を中心として一叢林の法務及俗務を運轉し、住持は只其座下に投じたる學僧の參禪即ち精神教育を司るのみの方式を取り、又は之に投じたる學僧は其能に隨ひて之を使用し、採薪、耕耨、炊事の各節に至るまで悉く其一圓鉢を以て之を辨ぜしめ、之に代ふるに疾病醫藥の需より、日用諸種の必要品は悉く彼六箇の頭首を通じて六知事より之を支給したり、故に僧侶は外部の關係如何を問はず、假令革命の機運に遭遇するも其社會の安寧は略之れを保つるの活路を得たり、こゝを以て現時の叢林も悉く古制の如くならざるは勿論なるも、略此の制を參酌して各寺の山法即ち寺憲なるものを定め、之を共住規約と稱し、此の規約は知事たる頭首と學僧たる客僧とを問はず、之れを遵

奉せしめ之れに次て尤も重きを置くは客堂規約なり、客堂は即ち外來の僧俗に對する應酬は勿論、僧侶の歸投したるもの、進退及僧俗の外出歸院事項を司らしめ、禪堂規約ありて之に山内修行の僧の身躰及動作を則らしめ、典座規約ありて一山衆僧の食事を司り、副寺なるものありて一山の會計を掌管し、侍衣局なるものを置き、住持の指呼に伺候せしめ、莊房規約を設けて寺産の管理に任せしめ、此等の諸職は責任を帯びて之を執行せざる時は各職公會議して之が進退を住持に仰ぎ、功績あるときは別に優遇法を設けて、永く一山の元老として別房を與へて之に居住せしめ、若又其の人任意に其叢林を辭して他叢林に到りたる時は、其人歸來の時、又は來宿の時に於て特に元老の資格を以て之を遇し、一山の歴史に其功績を明書して以て將來に傳ふる等、苟くも僧侶の境遇としては遺憾なきの法律を立つ、あり、若し又平凡なるものと雖も、其性愚直にして敢て愚をなさざる以上は、縱令數拾年の久しきに渉るも之を居住せしめ、年六拾以上に至るものにして、尙未だ前記の諸職に就かざるものは之を延壽堂と云へる老僧を靜養せしむるの處に送りて別居せしむる等、注意の周到なるに至りては驚くべき

ものあり、故に地方の小庵に住するものは論外なるも、叢林と稱する寺院に居住せるものに至りては戒行の正しき尙日本の一般寺院の内部に比すれば見るべきものあるが如し、而して其叢林なるものは大概一縣に多きは二ヶ處、少きは二三縣に一ヶ處位の割を以て風氣を維持しつゝあり、現に余の今回旅行せる地方は湖南の衡山縣、長沙縣、湘陰縣の三縣なりしが、衡山は有名なる古跡だけありて上封寺、福巖寺、祝聖寺の三ヶ寺を有し、長沙縣には城内の上林寺、萬福禪林、城外の開福寺、天王寺、萬壽寺の五ヶ處を有し、湘陰縣には神嘶山資聖寺、白雲寺、福林寺の三ヶ所を有するを見る時は、清國現時佛教を代表せるは此等諸叢林にありと云はざるべからず、然れども設備は如何に美なるも之を守るに其人を得ざる時は其果を收むる能はざるものなるを以て、余は此の設備のみを見て直に湖南佛教の隆盛を口にすること能はざるを悲しむものなり、何となれば此等數處の叢林に集まるもの、多くは無學にして只累々として首を鳩むのみにて、平均一叢林にて二三の稍語るべきものを得んと欲するも亦難事に屬す、然れども其概して淳朴なると規律の行れつゝあるとは現在の清國の狀況としては多とするに

足ると云ふのみ、今試に余の會話せし第二三流と思しき僧の履歷を抄出して參考に資せん、

一道光二拾六年、出生于湖南長沙府長沙縣北、
一俗姓周氏、

一同治四年、投長沙縣西寶林寺出家、禮師諱果峯、

一同治五年四月八日、在省城上林寺諱蓮菘和尚處授戒、

一光緒七年、住持省城魯班廟、

一光緒八年、住開福寺方丈、十四年主上林寺方丈、十五年四月入都、恭請龍藏、十六年奉

旨回山、即於是冬傳律、

一光緒二十二年、主嶽方丈、廿八年主湘陰神鼎方丈、歷年屢々應開福、上林、嶽麓、天王、神鼎、羯磨教授之請、

一出家在臨濟、支係宏覺、恣祖(天童道)、恣禪師(十世孫也)、

一得法於洞濟二宗門下、

光緒二拾九年四月朔日、上林沙門常靜書于神鼎丈室、

右は余の間に應じて其履歷を出したるもの、一なるが、如是は余の面語せし中にては、慥に省中二三流に位するものにして、又佛教の大體は勿論、稍世事にも通曉し、大に昨年旅行せし江蘇省中の著名なる叢席に主たる某々師の比にあらざるを覺ゆ、今其所以を考ふるに、外省の僧は全く世外に超脱して、殆んど世界の變局を知らざるもの多きも、湖南僧は多く詩賦翰墨の縁を以て、地方郷紳と相往來し、比較的眼光世事に入れるの感あり、如何にもして今日の變局に處して、佛教の回復を計らんとするの意、真情より發せるを見るは、余の多とすと同時に、又江蘇の某々師の如く、超然世と相離れて何となく道人らしきものありしが、如き感なきを惜むものなり、されど湖南僧とて、憤然腕を扼して、只時を嘆ずるの外、一も取るべきなきが如き、輕薄者流にはあらざるなり、請ふ其一二の實例を示さん、
南嶽は屢々述たるが如く、石頭の道場たりしも、物換り星移りて石頭の塔所さへ煙滅せんとせるを、祝聖なる前住淡雲和尚現住無凡和尚等資を投じて之を修理し、嘿庵和尚之が記を作り、記碑を塔側に立つ、之れ數年前の事なり、其後又淡雲和

尙は石頭の道場たる南台の遺跡を探検し自ら衣資萬餘金を抛ち今其新築工事中にして斧鑿の聲丁々として山谷になりつゝあり又省城の道香和尚は鐵筆の妙を得るを以て國子祭酒王先謙の嗣子請うて阿彌陀經を淨寫せしめ自ら之を石勒したり如是何れも余の目撃したる事のみならず事小の如くして其實之を爲すには必ず許多の心力を要する事たるや論なし而して其淡雲和尚の如きは其法系臨済にかゝれるにも拘らず南嶽の祖跡の荒廢を憂ひてかゝる義舉に出たり之を我日本佛教の各宗割據し同門相伐ち紛々擾々として殆んど寧日なきに比すれば其差豈只霄壤のみならんや

之を要するに清國現時の佛教小寺院のみは清國の宗教法とも云ふべき國家所定の律例に依り北京に僧録司を置き各府に僧綱を置き各縣に僧會司を置き地方官之を指呼して殘酷なる境遇にあるも勅建又は十方叢林と唱ふる寺院にありては僧會に隸せず本山に屬せず全く前記の百丈清規の古風を參酌し各寺相應の規約を設け機關を調へ住持自ら牙籌を握りて莊田の收入及年中の費用を計算するが如きの煩なく只衆僧を率いて共同生活をなすのみなるを以て其氣

品何となく一種の道味を生し之に就けば愚の如くして寧ろ敬すべき點あるを覺えしむ只其の欠點とすべきは往時にありてかゝる生活は頗る尊ぶべしと雖も今日は各孤立の姿なるを以て基礎あり實力あるにかゝはらず社會に向つて活動すること能はず居ながら其衰運に傾くに委するのみなるにあり

第八 湖南僧の日本觀

以上の如き境遇にありて清僧は外に自己の位置を尊ぶものなく内に之を統一するの設備なく雜然として共同生活を武陵桃源中に試むるのみなるを以て内に自ら顧みて果して之に安じ得るや否と云ふに世界的競争の波動は清國の邦基さへ之を飄蕩せしめて餘りあるを目睹し殆ど風聲鶴唳其の依る所を知らざらしめ加ふるに外教の跳梁は既に其極に達し之れが爲には幾多の問題日々に提起するを以て彼等は勢ひ眼を國中清國に對して苛酷ならざる方面に注ぐは人情の常なるに況して我日本は佛教の行るゝ所なるより如何にもして日本佛教に密接せんとの意を高めつゝありし折柄北 事變に際し我軍は皇城を保護

一切の板木
日本軍の保護
に由りて兵火
を免かる

湖南佛教

六一六

し、且つ某國の元帥が一發の砲火に焼却せんとしたる彼の清藏(即ち佛家の一切板木を日本軍の力にて劫灰の厄に陥らしめざりしとに依り日本は佛教國なり、陛下の軍隊は戦争に勇武なるが上亦能く佛家の寶典をさへ之を保護したりと、其舉を賛すること甚しく、依つて余は之を聞くに彼の清藏は前項に述たるが如く、數朝を経て完成したるものにして、其板木は拍林寺と云へる皇城の北門外に之を藏請藏と稱して、藏經を各自の寺院に安置せんと欲する時は、必ず上京の上皇室に請願し、皇帝の勅許を以て初めて之を得るものにして、常靜和尚の履歴にあるが如く、請藏は彼等の尤も榮とし、尤も貴とする所なるに計らずも我軍之を保護したる等の關係より、彌々我國に依らんとするの情を増したるの結果若し此佛教をして社會の一角に頭を擡げしめんには日本佛教と接近して日本の文明を僧侶の手より輸入し以て内自ら安し外社會の侮蔑を免れんとの意を有しつゝあるを以て我邦布教及教育には再び得易からざるの最好期にあるが如し、只我邦人彌々之に従事するに當り輕舉事を誤り、清僧清人の折角我邦に寄せつゝある同情を冷却することなからんことを祈るのみ、

第九 湖南人の信佛

湖南人は元來慄悍難御の人民の如く、多くの入より想像せられ、機敏なる西人すら近き數年前迄は、足跡を沅湘江畔に印するを以て畏途となしつゝありしも、遠く三代以前に於て、支那民族の尤も尊崇する、神農氏、祝融氏、赫胥氏の如きは骨を南岳に留め、帝舜有虞氏の如きも南嶽に其の遺跡を存し、殊に堯帝の皇女娥皇女英の古墳は湘陰縣に現存し、禹王治水の功を勸したる神碑は南嶽に存する等、其由て來る處悠遠なるものあり、此に現状を加て之を考ふる時は、其人民自信力の堅き點は慥に之を他の外省に比すべくもあらざるが如しと雖も、決して所謂慄悍難御の人民にあらざるなり、何となれば楚の屈平時事を憤して汨羅に投ずるや、其孤忠を憐んで之れが爲に端陽競渡の風を創めたるは湖南民族の祖先にあらずや、昨年七月辰州教案問題の一節、轆轤して顔都司の首を英國領事立會の上長沙城に斬るや、滿城の官紳涙を振つて遺族の爲に數千金を贖出したるは現在の湖南人民にあらずや、かゝる同情の涙を有する人民は一朝にして心を轉ぜし

顔都司の斬首
と士人の同情

ひるは困難なること論を待たずと雖も、然れども一旦之を信ずる時に於ては其又容易に轉ぜざるは當然なり、故に之を以て推す時は湖南人の、唐朝以來相依り相安じ來れる佛教に對する信仰も亦之を推知するに難からざるなり、余今回長沙より南岳に到る二百數十清里の間を民船に投じて往復せしは、下等民の信仰を了知するに最好の機會なりき、彼の船主は四十歳有餘の強壯無比なる男子なりしが、窃に彼のなす處を見るに、湖江の沿岸にある著名なる神佛を祭祀する所を通ずるや、必ず燭を點し香を焼き鑼を鳴して、船中より遙拜すること頗る力むるものあり、依つて之を問ふに、是れをなさざるものあるも其の多くは必ず之を行ふを例となすと、而して南岳に到れば無数の寺觀皆輪煥の美を極む、依て之に賽する人員の多寡を聞くに、平時は別に參拜者なしと雖も、清曆八月九月の兩月は賽客山に滿ち、大概毎年四百萬人に達すと云ふ、而して其の賽客は無論湖南一省のもの、みにあらざるよしなれども、若し省内の人のみとするも遠きは一千清里の路程を踏んで來るものなれば、先づ中等民にあらざるよりは得て參拜すべからざるものなるべく、況んや他省より得々參拜するものに於てをや、然

南岳の賽客
年四百萬人に
達す

らば中等民の信仰も略之を知るに難からず、然らば上流の階級は儒教の一點張にて佛教の如きは殆んど見向もせざるかと云ふに、然らず誠忠篤學の君子にして成豐以來の國難を双肩に擔ひて立ちたる曾文正公國藩氏の如きは、髮賊平定の後兩江總督として金陵に節を駐むるや、賊火に消盡したる鎮江の金山寺を再建し、之が記を作り、其中左の語をなして曰く、自方萬物洪纖鉅細靡不由是若金山者、處江山之交、而據東南之勝、其興其廢、乃尤與世之治亂、相爲消息、云々と又公の家庭に於け信仰を見るに、公先に北京に官たるの時、湘郷の祖父に發する家信中左の語をなす曰く、甲三、公息子之名、病時、孫婦曾於五月廿五夜、跪許裝修家中觀世音菩薩金身、伏求家中今年酬願、又言、西冲有佛壽祖神像、祖母曾叩許裝修、亦係爲甲三許、亦求今年酬謝了願、云々の句あり、如是公の如きは、醇儒にして、猶公の夫人及祖母が愛子の爲になしたる裝修佛像の願を、京中より信書に依つて酬願を求るを見ても、其家庭に於ける信仰を知るに足るべし、人或は曰はん、公愛子の爲に之をなしたるのみと、然れども金山の記に、其興其廢は乃ち尤も世の治亂と相消息をなす云々の語は、亦以て公の意を測るに足るものならずや、公既に然り故に公

の令弟曾國筌氏の如きも、南岳祝聖寺の五百羅漢中一鉢を寄附せらるゝを見たり、其外現任水師統領陳海暉氏は、省中著名の君子なるが、氏は親ら長沙省城北門外に開福寺を再建し、北郊の雄觀を増し、亦省城の紳士中有力なる葉德輝氏の如きは、廿年前日本にて出版せし縮刻大藏を書齋に安したるを以て、予往訪の時間ふに一讀畢たりや否やを以てせしに、數年前已に之を閱了したりとて、氏の隨筆を示したり、其稿華嚴に關すること多かりき。

第十 結論

夫れ佛教の現状、僧侶の意向、人民の信仰、如是なるを以て、我國の佛教は立つて之が結合を計り、進んでは彼等の師友となり、退ては我國佛教の發展をなすの秋、今日を措て他に其好期あるを見ず、而して其之れをなすには内外の設備既に完成せんとするにあらずや、假令隣邦と雖も、苟くも海を隔つる以上は舟楫の便をかゝらざるべからざるものあるは勿論なるが、我國航海業の發展は、直に我佛教家と尤も密接なる湖南に向ふて尤も便利なる設備をなしつゝあるにあらずや、従前

の湖南に航するものは、神戸長崎の各港より、日本郵船會社の上海航路の汽船に依り、上海より更に大阪商船會社の汽船によりて、漢口に達し、漢口よりは支那人又は英人の汽船に依らざるべからざりしが、今や本邦人の手に成る湖南汽船の開航も本年秋期には之を開始し、加ふるに長江一帶の航路を往來せし、英商麥邊會社の汽船及之に伴ふ陸上設備の倉庫棧橋等を併せて買収したる日本郵船會社あり、然らば我國の佛教者の湖南に向ふには、我領土の一部たる我商船に乗じて直ちに達するを得るに至りたるは、其の便實に云ふべからざるものありと云ふべし、然して此の航海業の發展は、直に國民の對外思想發展と云はざるべからず、然らば日本佛教徒たるものも是に對するの覺悟を要せずして可ならんや、日本佛教の先德は交通の不便なる言語の不自由なる、昔時にありてすら尙西は長安、南は越、中原は河南、江蘇、沿海は江西、福建、浙江の各地に足跡を印したるのみならず、能く大法の輸入を全ふしたるにあらずや、然らば今日の言語交通共に開け殆んど平地を行くが如き設備を有し、加ふるに、清僧清人の日本及佛教に對する觀念、如是順適の境遇に際し、清僧清人を啓發して千有餘年同教相依るの誼に酬

以、一面彼我兩邦の邦交を益々強固ならしめ、現今殆ど無用の長物に等しからんとする清國佛教をして共に東亞大局の爲め一分の功を效さしむるは、所謂佛陀無限の大悲にして、又菩薩不請友の願心にあらずや、而して日本佛教家の其之をなすは、彼の基督教徒の如く到處紛々として教會を建設するの鑿に倣ふを要せず、現今各處所存の大叢林に投して之を指導し啓發すれば即ち足る、然らば衣食住の關係等は之を要せずして可なり、只其の尤も必要なるは熱誠なり、此外には内典、外典に精通せば可なり、故に之を現今日本佛教各學林の程度に考ふれば、普通學に對する準備は既に足れるもの多きも、未だ内外典の二者に於て著しき欠如あるを覺ゆるが如し、知らず日本佛教家之に應ずる適應の準備をなして現時の機運を利用し得るや否や、余が本篇を草するに當り大畧なりとは云へ、力めて各方面に旁及し、多少たりとも清國の社會組織の裡面に立入りたるは、全く多少の趣味を内外典の上に於て有したるによるものにして、一見頗る奇怪に感ぜらるゝ節なきにあらずと雖も、之を非認して清國に布教傳道せんとするは、斷じて不可能なると同時に、却て大害を醸すの虞なきにあらず、故に請ふ各宗の諸師若し

宗教上より諸人と聯結せんと欲せば、内典は勿論外典の素養は決して輕々に付するなからんことを然り而して、乳臭尙未だ脱せざるの余を以て、かゝる不敬の語をなす所以のものは、或は之によりて幾分か日清佛教の關係を密接ならしむるの事もやあらんと、の微衷を寓するのみ、只恨む本篇の性質本と是れ一報告に止まるを以て、未だ意中の萬一たも陳ぶること能はずして已むことを、若夫れ清國の佛教及道教の現状細節に至りては、目下起草中にかゝる、清國に於ける佛、道二教の現状と云へるものに就て、他日更めて發表するの時あるべし。

附 湖南佛教寺院概算表

長沙府	岳州府	澧州直隸州
縣州十一、	縣州四、無	縣州五、無
寶慶府	衡州府	桂陽直隸州
縣州四、	縣州七、	縣州三、無
常德府	辰州府	沅州府
縣州三、無	縣州四、無	縣州三、無
永州府	靖州直隸州	郴州直隸州
縣州七、	縣州三、無	縣州五、無
雍順府		
縣州四、無		

以上六十六縣の外に、永綏、乾州、鳳凰、晃州、南州の五廳を加ふる時は合計七十一州縣となる、之を左の標準を以て概算する時は、湖南全省寺院の概数は敢て大差なかるべし、

- 一、長沙縣 寺院道觀總數 四百四十、
- 一、湘陰縣 寺院總數 二百十八、
- 一、衡山縣 寺院總數 百六十五、

右の中長沙は寺觀を合算したると、地一省の首府に屬するを以て、之を標準となすを得ず、湘陰は人煙の盛なること衡山の比にあらず、衡山は地僻遠にして人煙湘陰に比すれば稀薄なり、故に衡山縣を標準として通算する時は、假令衡山より尙稀薄の地に到ると雖も、之を補ふには尙湘陰に勝る地あるを以て、之を増すとあるも此より少きなきことは、斷じて之れあることなきは事實なり、されど故らに其の最小數に依つて立算したるは、徒に誇大に失するよりは寧ろ確實なる數字を得んと欲したればなり、其數如左、

二萬一千八百八十ヶ寺、即ち七十一州縣總額一州縣百六十五ヶ寺の割

附錄第四

湖南省探險旅行記

本篇は英國人モルテマー、オーソリツン氏が一八九七年十二月より翌年三月に亘り約百ヶ日を費やし身自ら探險したる記録にして原名を (Report of a journey of exploration in Hunan) と名け初め上海商業會議所之を印刷に附し會員に配布したるものなり、

湖南汽船會社設立の議起るや本邦人の眼を湖南に注ぎ該地の事情を研究せんとするもの漸く加ると雖、外國人にして湖南の旅行を遂げしもの甚だ稀に隨て同地に關する記事の如きも殆ど絶無の姿なりしかば、菊池虎藏氏本篇を譯出し茂木綱之、松山榮之丞兩氏の校訂を経て明治三十五年六月東亞同文會より臨時報告として之を印刷に附し會員に頒てり、

著者の觀察は頗る正鵠を得一讀湖南事情一斑を知るに足るのみならず其

からずと雖も、本省は全然布教區域以外にありて、未だ其足跡を印せざるの土地なりとす。

第二、外國人が支那内地の旅行中或事物の研究をなす場合には往々土地より甚しき猜疑を蒙り其外國人の一舉一動は、土民が不測の暴舉を惹起すの媒となること、支那帝國内地孰れに於ても略ぼ同様なれども、湖南地方に於ては殊に甚しきものあり。

第三、湖南人民は、排外的感情甚だ牢固なるが故に外國人の之れと交通すること極めて困難なり、若し該人民の襟懷をして、猶ほ少しく外國人を容るゝの餘地を有せしめなば、該人民が幾多の利益を享有することは、決して現在に於けるが如きものにはあらざるべし、左れば外國人も亦其動靜を慎み、湖南人民をして、自己の舉動に對し、容易に其猜疑心を起さしめざる様注意せざるべからず。

以上、列記したるが如く、湖南省は外國人の旅行に對して最も困難なる土地なれば、其内地を旅行せんと欲する外國人は、豫め地圖を按して其旅行すべき地方を

指點し、此處より彼處迄は自己の旅行すべ區域なれば、自己は其終始を貫徹すべしと、明言するも其旅行は充分なる満足をして遂行し得らるべきや、余は種々の事情上到底望み得べからざること、信ずるなり、蓋し、或困難なる未開の土地を探險するには、豫め一定の方法を以て、之を行ふこと能はず、其旅行中、日々遭遇する所の種々の出來事に由り、苟も其の旅行の目的を達するに便利なるものあれば、之に従て其の行歩を進めざるべからず、現に余の湖南省に於ける旅行の如きも、豫め最良の位置と思考して、撰擇したりし行路は、絶へず或る事情の爲めに變更せらるゝの止むを得ざるに至りたり、然れども其變更は、幸に余が當初より計劃したる目的と甚しき相違を生ぜざりき。

余の旅行を開始するに先ち、豫め計劃したる旅行の方法及旅行中の生活に關する準備等も亦隨時多くの變化を免かれざりき、當初余の漢口に在りしとき、幸に内地を旅行する方法に關して、充分の説明を聞き得たりしが爲め、余の旅行を始むる際は、諸事其邊に意を注ぎて、適當の準備を整ひ、且余の旅行すべき地方の大部分は、水路に依らざるべからざること、及び旅行中は絶へず地方在住の官吏

と接見すべき要あることをも聞きたりしかば、成べく其邊に便利なる方法を選
びたり、當初若し、余をして平素旅行する時の如き輕易なる行装を整へしめたり
しならんには、余が企望は旅行の第一着手に於て挫折し、到底此の排外的地方に
足跡を印すること能はざりしならん、且又余は著名なる一外國人が、曾て行ひた
りしが如く傲然たる風貌を粧ふて、余の旅行を開始し、其の姿勢は終始一貫して
肯て渝らざらんことを勉めたり、殊に日耳曼人が曾て、山東省官吏に對して行ひ
たる教化は、其の勢力頗る大にして總督張之洞氏の發したる、余の湖南省旅行中
の保護に關する特別の訓令は、此旅行に對して偉大なる便利を與へ、湖南省内何
處にても、余の休泊したる場所にして官吏の居住する所ならんには、駐在官吏は
余の着するや、否や、直に訪問し來るか又は會見する等最も殊禮を以て余を待遇
したるが故に、余は幸に此排外的地方に於て、一介の外國人として輕侮を受けた
ることなく、人民よりも極めて尊敬せられたり、願ふに外國人の此の地方を旅行
し、其眞事情を視察するが如きは、最も困難なる事業なれば、苟も其地方に駐劄す
る當該官吏の特別なる保護及補助を請くるにあらざるよりは、到底出來得べか

張之洞總督の
發したる保護
の訓令

らざる事に屬せり、

途上に見聞したることは充分に賞讃すべしとは、面白き古諺なれば、余は本著の
進行するに先ち、此に湖南省官吏の親厚なることを充分に賞揚せざるべからず
蓋し、余の實驗したる所に因れば、湖南省巡撫以下諸官吏は、管に外國の旅行家に
對して、當然與ふべき禮遇を行ひたるのみならず、余が旅行の目的を達せしむる
爲めに、各自其權力内に於て爲し得る限り、充分の助力を與ふべきことを熱心に
申出たり、而して余の旅行中、或事物を精査するに當りて、諸官吏が幾多の困難を
排し、巧みに人心の動搖を抑へて、余の爲めに盡したる厚情は、余の深く感謝する
所なり、

湖南省探險旅行記

(自千八百九十七年十二月十四日
至千八百九十八年三月)

湖南省は、中部支那に位し北緯二十五度より三十一度、東經百九度より百四十度の平行線内に在り、北は湖北に西は貴州及苗民の領土に接し、南西及南は廣西及廣東、東は江西及湖北の少部分に界せらる、而して其氣候は土地の經緯度に相當し、人民は夏時酷熱の苦を春秋冬の三期節に於て慰籍することを得べく、且小丘各所に存在して、頗る夏日の衛生に適するのみならず、更に心目を樂しましむべき繪畫的光景にも乏しからず、而して夏時酷熱の際に當りては、軟風丘上の綠翠を吹きて微涼を送り、以て土人の苦熱を消散するの好同伴となれり、

湖南省の疆域は八萬四千方英里にして、其廣運は英蘭よりも大に人口二千萬ありと稱す、土壤肥腴にして、產物饒足し、宛然獨立する一小王國の如く、附近の各省とは全く其趣を異にせり、殊に湖北省住民の需用する穀物の如きは、全然之を湖南省の米田より供給するのみならず、楊子江流域の大部分には、木材及石材等を供給せり、殊に同省は水利の便多く、湘江、沅江、資江、澧水の四大流、省内を縱橫貫流

繪畫的光景

土民宗教心の旺盛

堂塔寺觀の輪奐

強敵は善友と變化す
支那の改革者
進歩の指導者

し其流域に散在する重要なる市府又は村落に水運の利を與ふ、又土民の宗教心は、最も旺盛にして、僻邑寒村と雖も、層塔の破壊したるもの、又は堂社の廢荒したるものを見ること殆ど稀に、却て陸離たる新製の佛像又は輪奐たる新造の寺觀は、往々之を見ることを得べし、而して其の僧侶の如きも頗る美粧を凝らし、生活の度も亦甚だ饒かなり、事情此の如くなれば、湖南省内地を旅行する外國人は、其人民の性情、他の支那内地に於ける土民の遲鈍なるに似ず、最も敏捷なるものあるを見るべし、余の思考する所にては、同地の人民は、將來永く其の迷夢に沈睡すべきものにあらざるが如し、現在に於ては、甚しき排外的性情を固守して、泰西の事物を嫌惡すれども、由來強敵の善友に變化したる例證少なからざるが故に、同地人民も亦遠からざる未來に於て、其の頑迷なる性情を一變し、支那全國の改革者及進歩者の先導として、泰西文物の輸入を奨勵するの日あるべきを信するなり、故に熱心なる基督教傳道家に對し、將來同省を開發することは、最も廣大にして、且有望なる疆域なりと稱することを得べし、其傳道の始めに當り、人民より強硬なる抵抗を受くべきことは、豫期せざるべからざる所なれども、傳道家は平和

人口の四分の一は外省の仕途に在り

の土地に於て、赫々の成功なく、空しく平凡の事業に従事するよりも、寧ろ此の如き將來最も有望なる土地に對して、戦鬪の準備をなすの勝れるに若かざるを信ずるなり、聞く所に因れば、同省人口の四分の一以上は、省外に於ける他の地方に於て仕途を求め、専ら文武官に任用せらるると云ふ、其廣東省廣西省等の南部、諸州に於けるもの、如きは軍務に對する好例證なりとす、且又湖南の船舶は、湖南人の性質を標出するものと云ふことを得べき、特別なる體裁を備ふる者にして、之を瞥見したる外國人は、常に之に對して一種の注意を惹き起せり、抑も湖南の船舶は、他省に於ける船舶と其趣を異にし、修繕及掃除の如きは、最も周到を極め、船内清潔にして、器具整然、皆其緒に就き、乗組員も亦能く訓練せられ、破綻したる帆布又は腐朽したる桅檣の如きは、湖南船舶に於て決して見ることを得ざるのみならず、鐵鎖又は錨の如きも皆其の精を撰び、最も完備したるものなり、蓋し湖南人は自ら支那人種中卓越したる民族として、自個以外には殆ど人類なきが如き自信を抱き、極めて尊大なる抱負を有するが故に、自然各省人民の嫌惡を招き、從て各省人民は深く湖南人民を厭忌するもの、如し、余の從僕として伴ひたる支

自個以外に人無きが如き自信

從僕湖南内地に入るを拒む

行程及旅裝

那人は豫想したるが如く旅行中絶へず、普通人民より冷酷なる待遇を受けたるによりて、徴するも、外國人に隨從して支那内地の旅行に伴ふ支那人は、其同種族の中より甚しく厭惡せらるゝこと疑なし、曾て平和なる北部支那を旅行せし際も、余の從僕たりし支那人は、數ば路上の人より「アルクイツ」(第二の鬼子)と罵詈せらるゝを聞きたりき、去る二月八日、余の沙市に到着したる節、余が支那各地方を旅行せし時より從僕として常に携へたる北部支那産の從僕二人は、内地人民に迫害せられんことを恐れ、余に從ふて再び湖南内地に入ることを絶体的に拒絶し、兩人とも其郷里に送還するの止むる得ざるに至れり、

湖南省を旅行し其文物を見聞したる結果として、余は逐次其見聞を記述す、且同省に於て將來發達すべき見込ある事物に關して、鄙見を陳述するに先ち、余の行程及旅裝に關する顛末を略述するも、亦決して無用にあらざるべし、余の常に内地を旅行する際は、自個使用の箸を携帯するの外、極めて其行李を軽くし、成るべく旅行を便にすることを以て習慣とせしが、今回湖南旅行を開始する以前、漢口に於て幾多の經驗ある宣教師より、余の行程の大部分は水路に依るを便とする

こと、及旅行中の本部として、豫め一隻の民船を用意すること、極めて必要なりとの助言を受けたりしか、此助言は余に取りて最も有益なるものにして余の旅行中、到所の大官又は文學者と會見せし際も、余を以て足痛に惱む微賤の徒步者となさず、彼等と全等の禮遇を以て余を待遇せり、故に余の賃借したる官吏的民船は、行旅中高官又は紳士の會見所となる等極めて興味ある集會所たりしが故に、湖南旅行を追懐する毎に、當時の興快は永く余の腦裏に印影して消散するの期なかるべし、

余の賃借したる民船(湖南官吏用の樓船として最も卓出したるもの)は、極めて適當の準備を有す悉く支那風に粧飾せられたる食堂、寢室外二個の豫備物品室並に從僕室及厨房等を備へ、且適意に粧置したる船長室は其船尾に在り九人の水夫は船首に各自其居室を有せり、而して此美麗なる民船に搭したる船客は、北部より携へ來りたる、李三及劉二と稱する二人の剛健なる從者と、仕丁として漢口に於て雇入れたる一少年の湖南地方の事情に通曉し同地方の言語を解し得るものと及余の四人なり、

民船の準備全く成り、食料の貯蓄も亦整ひしかば十二月十四日の火曜日をトして漢口を抜錨し殆ど四百清里を航走して湖南省の極東端に位する臨湘縣に寄港して同所に數時間上陸の上茶園を巡見し、且内地の一大茶園の漢口に代理店を有し、其の代理人は余の熟知する人なれば其の主人に使を送りて、明年歸航の節一覽致すべき旨を申送りたり、夫より再び航程に上り六十清里にして荆河碼頭と稱する地に假泊せり、荆河碼頭は楊子江航行汽船の日誌には荆河口と稱せり、同所に南河(譯者曰南河は楊子江の荆河口より分流する地點にして荆河(即ち荆河口より上流の楊子江)は土人之を小河と呼び、南河は土人之を大河と稱せり、初め余は此稱呼に付き頗る疑念を抱きたりしか、漸次其土地の情況を知るに隨ひ、其水流の廣狹深淺及貿易の消長を精査し、此地の貿易は楊子江本流に於けるよりも一層繁榮なることを了知せり、實に湖南地方に於ける水上の貿易は壯大なるものにして、各種船舶及筏の往來織るか如く其帆影は晝夜參差として眼畔を離ることなし、依て余は此の邊より水深の測量を開始せんか爲め、先づ岳州に掩留せしか岳州の名を余をして永く記憶せしむべき種種の材料

を供給せり、抑も岳州は湖南に入るへき門戸にして、楊子江は此に至りて極めて狭隘となり、其幅員僅に四百ヤードに過ぎざれども、水底は極めて深く、陸地に接近したる所にて、猶ほ充分の水深を有せり、市街は河岸より殆ど百五十尺の高原に在りて、河岸には石造の階段を下ること、恰も印度の「ガツ」と同様の觀あり、而して水の乾涸せる時期即ち余の實見したる當時の如きは約六十ヤードの傾斜したる沙原を現せり、思ふに數年の後此地は湖南貿易に要する大汽船の碇繋所となり、一年中數ヶ月間は其終航地となるに至るや必せり、而して其積載貨物を内地へ輸送するには、此處にて内地の小川を航行するに適當なる、小船に接續するものとす、余は同地市街の近郊數哩間を探討して、略ほ其の形勝を詳かにすることを得たり、若し、余の豫想したるか如く岳州が將來有要の接續港となるに於ては、其の港灣の西部郊外こそ倉庫又は、事務所を建設するに最も適當なる土地と思考せらるゝなり、蓋し其の河岸は一年の中數ヶ月間、大汽船を繋留して直接に貨物を積入又は積卸することを得べく、縱令淺水時期中と雖も、航河汽船は河岸より五十ヤード離れたる水上に碇繋することを得へき水深を有すればなり

(譯者曰、河岸に大汽船を繋留云々は相當の工事を施行し、余の當地に着するや、知縣の衙門に名刺を送りて、余の來意を告げたる上、明日を以て當地の市街を巡覽し、且知縣を訪問すへき由を申送りたるに、使は直に歸り來りて復命して曰く、知縣大人は明日近郊に行くの約あるにより、若し外來の大人に於て、本日直に貴臨を忝ふすることを得ば、即刻轎輿及護衛を備へて狂駕の用に供すへしと、依て余は直に市街を巡見し、知縣を往訪せり、知縣は風采温雅の一老人にして、余と數時間快話談笑せり、而して此談笑の間に余は戶外に當りて甚しき喧騒を聞くと同時に多數の市民か、衙門に於ける接見中の室内に沓至するを見たりしか、余か別を知縣に告げて庭上の轎輿を待たせ置きたる所に來り、始めて其群衆の如何なる目的なるやを了解せり、蓋し、此の群衆は余を見物せんか爲めに集りたるものにして、余の庭上に出るを見るや、直に余を圍繞して其觀覽を擅にせり、當時強硬なる兵士の援助を受けたるにあらざるよりは、其群衆を排して外方に出ることは極めて困難なりしならん、余の護衛として隨從せし軍隊の士官は語りて曰く、余か衙門を辭して歸船の途に就きしは恰も適當の時期にして、自己の統率したる軍

隊は群衆を排却するに充分の力を有したれども、若し此時期を逸したりしならんには如何なる禍機の余の身邊に生せしやも量るへからざりきと云々、斯くて余は、衙門を美麗なる風景と人民の喧騒との間に辭し去りしか、時恰も日没に際し衙門の庭上は無数の麗彩ある提燈より一道の光輝を發して之を照し、歸途も亦守衛兵は各二人毎に一個の提燈を携ひ、輜輿の前後を擁して一長線を造り、士官は其間隙に狹隘なる道路の障壁に沿ふて列を作せり、群衆は始め余の衙門の邸上にありしとき接近せんと企てたれども、護衛兵の爲めに阻まれて果さず、民船迄の距離は約一哩の四分の三あれども、途上にては群衆中擲ちたる石塊の輻子を掠めて飛去りし外は、何等の出来事もなく無事に歸船することを得たり、要するに湖南人民目下の状態は總て如此ものなれば、同省内地を行旅するものは充分の注意を要すること最も肝要なり、

翌朝岳州を解纜し、北方の好風に乗して洞庭湖を横ぎり快走すること約貳百清里、其夕蘆陵潭碼頭に達せしか此航走中始めて水道の略測を行ひたり、蘆陵潭は一ヶ年の中二ヶ月水流漲溢して陸地を没すれども、他の十ヶ月間は諸水流を航

蘆林潭

湘陰

行する船舶を碇泊せしむることを得べし、而して同所は湘江より分派する二支流の交叉點に位し、其小流は南方に向て奔り、殆ど三十清里を距る湘陰に至る迄大抵平均二百ヤードの廣さを有するが故に、七呎の吃水ある船舶なれば一年に十一ヶ月間自由に通航することを得へし、然れども湘陰は一の縣市として、相當の廣さを有するにも係はらず、地形上商業地として全然不適當なることは余の水路圖に徴するも明かなり、

湘江の主要なる分流は充分なる水深を有して南西へ流る、而して蘆陵潭碼頭より遡ること約二十八清里の所に陵吉と稱する小邑あり、余の思考する所にては中部湖南西部湖南及貴州等の地方に對する各種の通商は、總て同所より西方に向ふて分流する運河を通過せざるべからざるが故に、同所は貿易上最も有望なる所なり、余の湘江水路圖に徴すれば、湘江の本流は水底甚だ深くして之れより分派する、該運河も亦其輻頗る狹隘なるに關はらず、水底深く延長約十五清里あり、而して其輻員は資江及沅江の三叉を連結する他の運河と共に、將來大小の汽船を互に相行過せしむるに足るべき廣さに開鑿せざるべからず、蓋し洞庭湖に

陵吉口

通する沅江及資江の水流は漸次埋没して舟楫の利に適せざるか故に、該運河は水運上逐年必要の度を増し今や全く中部及西部湖南と其他の土地とを連結すべき唯一の連鎖にして、譬へば岳州府は湖南省に於ける鎖鑰なるか如く、陵吉は湘江の西部に當る湖南地方に對する門口なりと云ふへし。

長沙府
湘陰より首府長沙に至る距離は約百七十八清里にして、其中央に金岡口 (King-kong) と稱する繁盛の小市街あり、其の附近陶器製造を以て有名なる所なり、長沙府は湖南省の主府にして巡撫以下文武の大官此に駐在し、且つ百貨の湊合する中心なれば如何なる點より觀察するも最も樞要なる都府にして實に又湘江の流域に於ける貨物の盛大なる集散所たり、故に各地に對する通信も亦甚た便利なるのみならず、湘江及其附近の川流を航する船舶に對しては唯一の好碇泊所たるべし、市街は湘江の右岸に位置を占め南より北に亘り約二英里の間隙壁を繞らして之を圍み、街路は支那市街の慣例によりて甚だ狹隘なれとも、道路は平坦に甌石を以て敷き詰め歩最も便なり、又市街に在る各種の商店は甚だ華麗にして、清潔なれども其販賣品中に外國より舶載品としては殆ど見受くること

湘潭縣

なし、而して同所より湘江の對岸迄は約千二百ヤードの距離あり、水深くして十二月一月の交は中流約十六呎を算すべし、中流に二島嶼あり、其西部は隆起して小丘を爲し、樹木鬱然之を掩ひ北緯二十八度の赫灼たる夏日に於ても清風河水を吹きて微涼を送り、市民の暑を避け又は偃息するの處に供せらる、長沙を遡ること約九十清里に湘潭縣あり、往日は湖南省の商業上に於ける中心として最も殷盛を極め、其人口は土人之を百萬と稱すれとも實際は五十萬以上ならんか、長髮賊の亂にて一時甚しき衰況を呈したるも、爾後幾許ならずして挽回せりと云ふを以て見るも該地の豊富なることを證すべし、且又同縣は曾て湖南省に於ける錢舖及商業貿易の中心として頗る勢力を有せしが、物變り星移りて其の繁榮は逐年漢口に移轉するものに似たり、市街は狭くして長く、土人の謂ふ所に依れば、湘江の左岸十五清里に亘ると稱すれども、余の實測する所によれば約三哩半の長を有するに過ぎず、且つ同縣は曾て支那地方中最も盛大なる製茶市場の一なりしが、近年貿易漸く衰退して又昔日の觀なしと云ふ。

衡山縣

湘潭縣に次ぎて湘江の河域に於ける最も必要なる土地を衡山縣と稱す、聞く所

に依れば同地に駐在する官吏の生活は極めて豪華なる者ありとの事なれば、同地に於ける商業貿易の盛大なることも亦推して知るべし、本縣より約十哩の處に支那人の尊崇する靈嶽中の一なる南嶽山あり、同山は七十の尖峯を有する山脈中に位置を占め、同山と殆ど兄弟の如き關係ある山東省の泰山と同じく毎年八月數多の巡拜者あり、其殿靈及佛像は最も莊嚴を極め、有名なる科斗の字を以て記載したる大聖禹の記録は今尚ほ存在せりと云ふ、而して衡山縣及南嶽山麓に在る村落は、毎年巡拜者の爲め潤澤を被ること極めて大なるが故に、其巡拜者の増減は同地方の富の程度と最も密接したる關係を有するものなり、猶ほ序に泰山に關して一言すべきことあり、即ち泰山に附屬する泰安府には八百餘戸の商店ありて、神聖なる泰山府君の神代と稱する金幣を販賣せり、且又同地方に於ける總ての商品價格は土民の需用者に對するよりも約三分の二以上の高價を以て巡拜者に販賣せらるゝと云ふ、然れども余輩外人は此の如き詭談に關して多く聞知することを要せざるべし、長沙より五百六十清里に衡州府あり、此亦交通上有要なる中央地點にして萬種の貨物は、該地附近約三百英里以上の各所に

交通する各小水流に航行し得べき小形なる土民の運送船に依りて更に此地より内地に輸送せらるゝものとす、故に余は此地を以て湘江に於ける小汽船の航行し得べき最終地點に定むべし、然れども湘潭及衡州間には三個所の危険なる暗礁界あり、現在に於ては民船を自由に上下せしむることを得ると雖も、頗る危険にして到底汽船航行の用に供すべき水流にあらず、故に若し、半淺水の時期に汽船の航行を開始せんとせば、先づ豫め其の岩礁の幾部を除去するを要す、且川流の淺き部分を多少浚濬せば、一年の内九ヶ月間は恰も目下漢口宜昌間を航行する汽船の如き淺吃水の汽船を衡州迄航行せしむることを得、猶更に適當の方法を講ぜば或は周年間斷なく其航行を持続することをも得べし、斯の如くなれば漢口及宜昌に至る既開の航路に對し、楊子江より更に三百英里の長距離ある新規にして、且未開なる地方を航通すべき新航路を附加するものなれば、自今以後商業上及運輸上一大長足の進歩をなし、現在の事情を一變するの氣運に達せしむること期して待つべきなり、

湘江流域の風光は、一言して美麗と稱することを得べし、其兩岸に逶迤として延

亘する陸地を、船中より望見すれば漸次に其美を増し湘江の清徹したる水色は其沙岸と相映して幾多の光彩を添へ、坐に人の心目を樂ましむ、而して其兩岸の小丘及谿谷松竹其他の常緑樹鬱乎として蒼天を掩ひ、地上には芝草羊齒種の植物野生花及其他の天産物叢生して省中に充實する鳥獸に天然の好棲處を給せり。

當地方の事情に通せざる人は、廣東より衡州府の南西地方にある永州郴州及武岡等の諸縣へは北河によりて容易に貨物を輸送することを得べしと思考するへけれども、實際は運輸路程の短縮と旅行の大部分水路に依るとの便利も、廣東省に於ける苛重なる數次の入府税を徴せらるゝが爲めに全く其効用を失ひ、衡州府及衡山縣に入るべき鹽を除きては、殆ど此航路を通過して湖南省に入るべき他の貨物あるを知らざるなり、是れ畢竟支那に於ける一種の惡慣例にして、譬へは山東省沂州府の商估か販賣する外國品の如きも大運河に沿ひたる清江浦の大市場よりは四百五十清里、又同河域に在る他の樞要なる市街よりは僅々二百清里以内の所なれども、同所と鎮江間には少なくとも五ヶ所の苛酷なる釐金

入府税

釐金局

局あるが爲めに之を避け確實なる釐金局の所在地なるタイガーヘッド(譯者曰湖の芙蓉島附近より榮州に入る河口にあるものゝ如し)より八百清里又芝罘より千

百拾清里の長途を迂回して輸送せらるゝものなり、然れども湖南省の官吏は最も清廉にして徴税の如きも極めて其法に適ひ決して收歛の事なしと、余の會晤したる同省人民か余に語りたるに徴して明かなり、湘江流域は現今湖南省中最も樞要なる分流にして、數多の小川流は各所に於て之に注滙す、其川流中の一は直流して隣接せる江西省に注けり、

衡州府より往航と同じく、繪畫の如き湘江の流域を下航して首府長沙を横きり水流に従ひ進みて、余の將來に屬望する小邑陵吉市に達する以前湘江に一の極めて危険なる場所あり、満水時期に於ける其危険の程度は明言すること能はざれども十二月及一月の交に於ける危険は確實にして、余の洞庭湖水路圖及湘江の江口水路圖に徴せば明かなり、

附 錄

六四七

寶慶府
益陽縣

汽船の航行し
得べき最終の
地點

ことなし、而して本流は中部湖南各產出物を輸送するに必要なる所とす、此處より六百清里を遡りて最も樞要にして殊に多くの土産を有する寶慶府あり、又小汽船の資江に上航して達し得べき終極點に益陽縣と稱する樞要の市街あり、土人の言によれば其境域は湘潭縣と同じく沿岸約十五清里に延亘せりと云ふ、且同地は重なる製茶地の中央に位し又石炭の大なる貯蓄地たり、同縣の上流は水勢激甚にして岩礁多く、湖南土人の何船と雖も淺水時期中は全く航通すること能はざる危險の所なり、故に余輩は益陽縣を以て資江に於ける汽船の航行し得べき最終の地點と定むること至當なりと思考す、又同縣より五十清里下流に水底深き小運河あり其沅江の三叉を横さる中央の地點を沅江と稱す、最も樞要の市邑にして該小運河は此處より洞庭湖に沿ふて奔り、西部湖南の主府常德を距ること殆ど三百五十清里の處に於て沅江の主流に注入す、而して余は常德府を以て淺吃水の小汽船か航行し得べき沅江の終極地なりと思考す、然れとも常德の上流は滿水時期即ち五月より十月迄は水流澎湃して水底も亦甚だ深きか故に特別に製造したる快速力の汽船なれば其急流に遡りて上流に航行すること

常德府

四千餘の回教
徒あり

好聞人種に屬
す

を得べきのみならず、猶ほ同府より殆ど六百清里即ち二百哩を距る衡江迄容易に上遊することを得へしと雖も、今日に於ては只土人の特に製作したる小舸のみ常德の上流を航行するのみ、西部湖南の主府常德は其廣遠及其樞要なる性質に於て殆ど長沙と勢力を角逐するの觀あれとも、商業は稍々第二位に在るものゝ如し、而して該市は舊に西部湖南に於ける輸入貨物の集散する地點なるのみならず、沅江流域より來る百貨は悉く此の市場を通過すへき要衝たり、人口二十萬あり湖南土人及雲南貴州、四川、湖北、江西諸州の人其衆さを占む、尙別に四千餘の回教徒あり、市の東端に住し三ヶ所の教會堂を有して回教預言者の從順なる臣僕たり、且又該回教徒は中部支那及西部支那地方に於ける回教徒と同じく、好聞人種に屬し、苟も自己の信教に關して反抗するものあれば何時にても其反對者と争闘するの準備を有するものゝ如し、常德に於て余の大に喫驚せしは、同市の商店に於て販賣する外國品の種類多く且つ饒多なることにして、其商品を需用する人民の衆多なることを聞くに至り

ては更に一驚を喫せざるを得ず、左に記載する物品は同市諸商店に於て販賣する外國品の重なる名稱なり、而して同市は漢口を距ること四百哩の遠距離に在るにも係はらず、其販賣價格は漢口に於けるよりも些少の増加あるに過ぎすと云ふ、

常德市上の外國商品

- 各種のランプ類、鉛筆類、コンデンスドミルク、
- 淺黄及各種の綿布類、毛布類、穀物類、懷中時計、掛ヶ時計、望遠鏡及眼鏡類、肉切及肉刺類、
- 壁紙、手袋類、陶器及ブリキ製器具、
- テーブル掛色物及模様付等、衣服用フック類、
- ゴム製人形(玩弄品)、染料、釦類、手拭類、
- ピストル、釘類、皮製錢入類、額縁、目玉ランプ、紙巻烟草類、靴足袋、綿布の下着類、鎧類、
- 綿糸、リボン類、靴下止め(粧飾ある留金付)
- 鐵用の鋸類、

日本品の重なるもの

且又西部地方に住する少女の粧飾に供すべき鏡は美麗なる飾付の立鏡にして大抵地上より五呎内外の高を有するものとす、又同地にて販賣する日本品の重なるものは左の如し、

- 爪刷毛、齒楊子、香類、石鹼、蠟燭、
- 美麗なる傘類(支那錢にて五百錢即ちメキシコ銀にて五十仙位のもの)、瓶詰甘味、

人民の音樂的嗜好

同市に於ける美術品類は三軒内外の寫真舖によりて代表せらる、而して人民の音樂嗜好は、ミニョージュックボックス、小風琴、バンデョウ及口風琴等の需用多きに徴して推知ることを得へし、故に湖南の西部地方に於ける壯年か、日々の朝市に於て購買する物品は選擇稍々其處を得たるものあり、且又外國品の販路は僻在する地方に於てよりも、省の主府に於ける方遙に多かるへしとは何人も想像する所なれとも、事實は全く之に反す、余か仔細に觀察したる結果に因れば、該地方一帶の外國品に對する需用は極めて饒多なるものゝ如し、

長沙の住民と常德の住民との性情に關しては兩者の間最も著しき相違あり、余

の常德に掩留したる際余は同地人民より疑念を抱かれ多少の猜疑及侮辱の言語を受けたれども、嘗て投石の災に遭ひたることなし、而して其然る所以のものは蓋し同地方に於ける二個の素因に原かざるへからず、

西部湖南人民の外國人に對する感情

第一、常德の人民は多く他省より集合せる雜居人種なれば其多數は多少外國人の事情を知り且つ貿易に従事したる者より聞知する所あり、
第二、曾て一人の外國壯年宣教師あり、郊外に居住して傳道に従事し六ヶ月を經て稍々其目的を成功せり、

以上二個の原因により、西部湖南人民は外國人に對して支那内地中特に靜肅なる人民なりと稱することを得へし、
重要なる輸出品とし年々此地方を出て、遠國又は近傍に販路を有する物品は大抵左の如し、

重なる輸出品

木材、木炭、各種の木製器具、桐油、米穀類、

又獸皮類に在りては、

虎豹、狐、黒又は白色の山猫及狼等の毛皮及革類等其重なるものなり

獸皮類

羊皮、牛皮等も亦此地の特産物にして豚毛及羊毛と同じく隨所に購買することを得へし、余は愛倫人と其の種族を同うするものゝ如く好て奇矯の辯を弄せずと雖も、常德の特産として多額を輸出する豚皮箱と稱するものは、其實牛皮製なることを斷言するに憚らざるなり、而して其屠殺すへき豚及羊は之を屠る前に總て其毛を剃り落すものとす、蓋し此等獸類の皮は美味なる食物として西部湖南人民の食膳に供せらるればなり、猶ほ此他に腕飾等の用に供すへき玉類、茶、綠色の染料なる木皮、蠟燭の原料なる脂肪、野菜、蠟、蜂蠟及蜂蜜、百合根、青鷲の毛、鴨の羽毛、綿布及蠶繭等も亦主要なる産出物なり、且又其期節に際しては桃梨、大棗、竹「バメロー」ジャボンノ一種等の産物あり、特に「バメロー」は其味の美なるに係はらず其價は甚だ低廉にして、大抵八文より十二文内外に過ぎず、銀の鑛石は沅江の上流六百浬里なる虹江より生じ、又虎は湖南の丘上及叢林中に於て年々殺戮せらるゝ數頗る夥し、而して其一度人間を食したるものは印度に於ける同種屬と同じく毛色の光澤を失ふこと著しく、土人の言に徴するも其斑紋を容易に識別し得られざるに至ると云ふ、

バメロー

銀鑛

虎は頗る夥し

石油の需用

重なる外國品は日本製

染料及紙類

現今湖南省の西部主府を除き其他の市場に於ける外國商品は猶ほ僅少たるを免かれずと雖も、必要なる小間物類の如きは勿論相當の販路を有するのみならず、大なる市街に於ける石炭油の需用は實に大なるものにして、長沙府、湘潭縣、衡州府の如きは亞米利加及露西亞の兩國産共其の市場に賣出せり、然れとバツト、（譯者曰「キヤツター」は英一磅と三分の一なり）印は米國産よりも其の販路狭く、米國産は「キヤツター」清錢五十四文にして二十七「キヤツター」詰の二罐入一箱は二千五百四十文即ち三弗の賣價なり、下等の「コンデンソド、ミルク、ハー」罐五十仙なれども現今需用甚尠なく下等石鹼類も亦略ぼ同様なり、外國製「ランブ」類は其販路最も大なりとす、又省内各商店に於ける外國品の重要なるものは、日本製にして鏡、香、齒、楊子等其最なるものとす、

染料の合成品及粉類は既に多くの需用者を有す其販路は將來甚た多望なり、又紙類は湖南省中各地に其販路を擴張す且つ其工業は將來益々發達するの望あり、又「ランブ」需用は甚た盛大なるのみならず益々好望にして「アニリン」色素の需用は省内到所其販路を有せり、

筏の通航に關する特別規程の必要

湖南人民と基督教宣教師との争闘

中部及西部河川の下流に汽船航海業を開始するに至らば、筏の航法を規定すべき特別規則を制定すること最も急務にして該規則は沅江、資江及湘江等に接続する小流を航行するものに對しては殊に必要なり、現今施行する所の規則によれば此等の小流を航行する船舶は或時期中筏に其航路を譲らざるべからず、余の實見する所に因るも多數の筏は到所に航行するのみならず、常德附近の如きは或期節間其の航過するもの日々三十隻より四十隻の多き上ると云ふ、且又湖南に出入する各種の船舶は總て岳州府及陵吉を通過せざるべからず、而して夏月は西方に航行する船舶をして洞庭湖を横過せしむることを得れとも淤泥の堆積甚だ速かなるが故に其航路は到底永久に持續すること能はざるべし、湖南省に於ける過去の歴史及數年に亘る、湖南人民の基督教宣教師間に於ける争闘を記載することは、本書には其の必要を認めざれども、猶ほ讀者の一顧に値すべきものなきにあらざれば、其一端を略叙すべし、抑も宣教師が唯一の目的とする所は其の傳道の基礎を湖南省中に建造するにあり、而して人民は皆に全力を凝して之れに抵抗し、聖教の使徒をして其の足跡を省中に印せしめざること

周游の基督教徒攻撃

牢固なる保守的志想

武力を以て建設せられたる電柱

を勉むるのみならず、更に進んで敵の本營に肉薄して戦を挑撥するの舉動をなすに至れり、實に排耶蘇教熱否寧ろ排外國人熱の熾なることは彼の有名なる周游の基督教徒攻撃に徴して知ることを得べく、當時の慘憺なる状況は今猶ほ明かに支那内地に在る外國人の記憶に印せらるゝ所なれば、肯て余の喋々を要せざるべし、之を要するに今日に至る迄、湖南の人民は、支那帝國内に於ける最も排外人の熱血を有し、且牢固なる保守的志想を有する人民の根源なりとす、例せば電信柱の如きも、武力を以て漸く之を建設したるものにして、本省中現今此文明の利器を用ひて迅速の通信を取扱ふ所は、只岳州、長沙及湘潭の三ヶ所あるに過ぎざるなり、最も上記外の市邑に於ても、電信建設の企てなきにはあらざりしが、人民の意志に反して企劃したる官吏の大半は虐殺せられ、爲めに此有益なる利器も空しく人民の迷想に委して中止するの止むを得ざるに至れり、聞く所に因れば、余の主府に到着する以前、州の巡撫は省内の遠隔したる或る土地より追害的の書狀を領手せしが、該書狀には巡撫を以て外國人の探偵なりと誹毀し、且速かに電信線を除去すべきことを記述せりと、又昨年外國の一紳士は探險の目的を

二紳士上陸するを得ず

恐るべしは湖南人の軍隊なり

巡撫を逐還す

以て湘江流域に航せしに、其目的は全く失敗に了りたるのみならず、余の聞く所に因れば、同紳士は非常なる迫害と冷酷なる待遇を受けたるものゝ如し、近來支那内地旅行に多くの經驗を有する漢口在留の神學士グレンフカス、ジョーン及神學士シービー、シバーハム二氏は湘江流域視察の途に上りしが、終に上陸するのと能はずして其探討を中止したるのみならず、氏等の搭載したる民船の傍には、支那軍艦を備へ、且官吏の嚴重に護衛し居るにも拘はらず、投石の亂下を免かれざりしとシバーハム氏は余に語り、實に恐るべきは湖南人民の軍隊なり、聞く所に因れば、兼て卓越したる能吏の稱ある現任巡撫の長沙に來任する以前、支那皇帝は他の人を勅任して此地に巡撫たらしめたり、然るに同人の來任する以前に湖南人民は同人に關する不良の報告を耳にしたりしかば、其來任して主府に到着するの日多數の土民は氏を歓迎するに先ち、豫め、氏か巡撫としての適否を定めんと目的を以て、氏の乗輜及從者を郊外に擁留し其進行を止め、支那的觀相法に依り同人の顔貌を瞬時注視したる後、氏を以て湖南巡撫たるに適したる人にあらずとなし、直に其郷里に逐還すべきことを決定したりき、實に湖南人

髮賊に對する
勝利

民は己れの嫌惡する所のものに對しては嚴格にして且冷酷なる性情を有せり、假令は千八百五十二年長髮賊の亂に際し、髮賊の一族は南方より進て湖南に入り其劫掠を試みたれとも終に成功すること能はず、次て同年七月髮賊は湘江流域を征服し其九月上旬長沙を包圍して同月十一日より攻撃を開始し同月二十九日に至りて包圍を解けり、當時髮賊は尙ほ掠奪を恣にせんことを努めたりしならんも、湖南人民の強勁なる抵抗は終に其意を遂ぐることを得せしめざりき、故に湖南人民は今猶ほ人に對して其勝利を誇稱せり、湖南人の性情概ね此の如し、故に其好愛する所の官吏の如きは假令其任期満ちて他と交代するの時に際會するも猶ほ之を抑留して其土地を去らざらしむるとに勉む、之を事實に徴するに往年湖南巡撫王文韶氏勅令により雲南省の巡撫に轉任し其印綬を佩ふるに際し、湖南人民は氏の轉任を惜みて之を其地に抑留せんと欲し、百万擁塞終に氏をして長沙に留ると數月ならしむるに至りたりき、且又余の長沙に滯在中人民か屢々滿朝政府焉そ余輩を征服し得へけんやと得意に揚言するを聞きたるのみならず、屢々外國人の面前に於て皇帝並に西太后を輕侮するの言語を發す

滿州政府
余輩を征服し
得へけんや

一武官の言

る者あるを見たり、余の長沙出發の日湖南産の一武官あり、余に對して其市を圍繞する城壁を指點し、傲然として曰く、未だ曾て一滿人の此城壁を越へ得たる者あらず、又余輩は未だ曾て滿人守備兵の我城内に鎮守するを許したるとなし、と以上記述したるか如き、湖南人民の最も執拗なる保守的感情を融和する第一着手として、進歩主義に富みたる現任の巡撫陳寶箴か、過去數月間に於て人民に播歛したる進歩的種子は稍々好結果を收めつゝあるものゝ如し、同巡撫の親しく余に語りたる所に因れば、氏はガンドレイ氏が所謂支那人の性質は政治及智識の急劇なる變化に堪へ得べき人民にあらざることを知するが故に、氏は徐々に人民の智識を開發して漸次之を進化の方向に趣かしむるの手段を講じ、先づ自己の衙門内に電氣燈の機械を備へ付け之に點火して自己の使用に供せしかば、人民は最初巡撫の此舉に對して肯て反抗する迄には至らざれども、感情上之を誹議するもの甚だ衆かりしが、其燈火を見慣るゝに従ひ其實用上の効果を認識し、現今に至りては同衙門附近に在る一百餘の商店に電氣燈を使用するに至れり、次て巡撫は第二の手段として二隻の小運送汽船を購ひ之を水上運輸の用

巡撫衙門内の
電氣燈機械

一百餘の商店
に電氣燈を使
用するに至る

小蒸汽船の效
川を悟る

時務學堂の建
設

外國人の首府
に入るものあ
れば之を殺戮
すべし

に供せしに人民は漸く其効用を悟り、今日にては必要欠くべからざるの要具となり、現に湖南産出の善良なる蒸汽機繼用石炭は土人の運送船に搭載したる上、小蒸汽船にて之を曳き武昌及漢陽に在る官設工場に輸送せらるゝに至れり、以上の事實は固より、人智開發的事業の創造に於ける一小部分に過ぎざれども、余は此等の手段は日を追ふて順次盛大に至るべきを信じて疑はざるなり、加之、巡撫の進化的歩調は決して其踵を停むることなく、次で英語を教授する目的を以て時務學堂の建設を見るに至れり、之を要するに長沙に於ける進化の潮流は實に非常の速度を以て進み、現に六ヶ月以前に於ては嘗に現在に於けるが如き、企業に對して極力反對したるのみならず、苟も外國人の首府に入るものあれば之を殺戮すべしと決意したる、守舊家の如きもの今や全く其性質を一變して新規にして有益なる事物の保護者たるに至りたるは最も異様なる事と謂ふべし、而して時務學堂は湖南の産にして現に湖南省の提督たる陳海鵬將軍之が總理たり、氏曾て余に對して余は數年前竊かに外國の文物に對して辯護者たる資格を有せしが、今や漸く其位置を進めて余の持説を公表するの機會に達せりと語り

李維格

たりき、又時務學堂の校長は最も其任に適したる人にして其性氏を Li Wei Ke と云ひ江蘇省蘇州府の産にして夙に英國ブライトンに學び曾て清國駐外外交官として米國華盛頓府及日本東京に駐劄し、日本に於ては彼の日清戰役開始の時に當り、東京に於ける清國公使館撤去の時迄其任に在り、歸郷後は湖北省に於て教育上最も重要な鑛山學校を署理し、昨年十一月一日迄其監理の任にありしが、時務學堂設立の際巡撫の懇篤なる招聘に應じて之に趣けりと云ふ、余は長沙滯在中屢々土地の學士秀才より訪問を請け衆くの人材に接することを得たりしが、其中に三ヶ月間英語を習得したる人あり、同人の語學上に於ける進歩は實に驚くべきものにして、僅々三ヶ月間の練習なるにも拘はらず、同人は繪畫の挿入しある或英書を流暢に讀下し、且自己の説話する英語は一々分明且美麗に之を筆記することを得たり、同人の語る所に困れば同人の英語に費したる日課は一日四時間宛にして、他は支那科學及文學の修習に供せりと、李氏曾て余に語りて曰く支那學生の勉強なるものは嘗に全日を以て其修學に費すのみならず更に燈火を燃して天明に至る迄書卷を抛たざるものありと、其勤勉なる

ことは實に驚くべきものあり、余の長沙出立以前更に醫學校并に支那科學以外の科學を教授すべき學校を設立し、省内の各州郡より各二名宛の秀才を撰擇して遊學せしむるの企ありと聞けり、

常德府より沙市に至る水路

常德府より沙市に至る貿易上の交通は只水路の一あるのみにして、其北部地方は冬期間交通極めて不便なり、而して水底淺き諸川流は楊子江と共に洞庭湖に接続するも、淺水時期中は處々に泥砂堆積して到底航行の用に供すること能はず、余は常德より下流百六十清里の天生洲に於て楊子江即ち荆河に出てたりしが同河と沙市間には一の小運河ありて接続をなし、一年の内八ヶ月間之に由るときは時間を短縮すること極めて著しけれども、其航行は只滿水時期中に限られたるものなり、然れども水底は年々漸次に高まりて洞庭湖及諸川流共に泥砂堆積するか故に漸々其効用を失ふに至る、之を要するに水流の方向は常に北より南に來り即ち大河(楊子江)より洞庭湖に注ぐの傾きありて夫れより南東に向て流過する者とす、余は此半は乾燥したる砂底の川流を航過して、沙市に達せんが爲めに殆ど八日間最も困難なる時日を費せしが故に、該航路に對しては一の

沙市

贊辭を呈すべきものあるを知らざるなり、

沙市は湖南省に出入する百貨の集散を支配すべき重要なる中央地點にして、廣東廣西二省の如き遠隔の土地より來る貨物と雖も悉く此市場を通過せざるものなしと云ふ、余は楊子江と南部との間を通過する貿易額に關して、沙市及湖南の兩所に於ける土地の商人及舟子に問ひしに、彼等は皆左迄巨額ならざること語り、而して余の見る所を以てするも接続する諸川流を浚濬し且修繕して充分航行の用に供し得べき様設備するにあらざるよりは、年々の通商は増加せずして寧ろ減少するに至るべきや必せり、故に余は此等の水流を以て相當なる監理の下に置き之を保護せしむるを必要と思考す、是れ同省の北部及北西部地方より産出する穀類を容易に輸出せしむるが爲めに、廣東又は廣西地方に對して航路を開通するにあらずして、該地方と楊子江間との交通をして便利且迅速ならしむる必要あればなり、但し沅江流域一帶の地を包含して、總て湖南省に輸入する貨物に對しては、岳州府常に唯一の關門たらざるべからず、

沙市開放の際日本人は同所に綿糸紡績場を建設するの企ありしことは疑ふべ

からざる事實なり然れども日本貨幣制度の金貨本位となりし結果或は此計畫も亦變更なきやを保せず又余は沙市に於て日本人の建設に係はる商品陳列所を一見せしが其見本品等は一々秩序能く硝子函の中に飾り付け之に附箋して其用途を説明する等意想外に整頓し居れり、

沙市と漢口の間に於ける交通は既に小運河の捷路あり之に依て航行するときは距離を減縮すること極めて尠なからざれども余の思考する所にては湖南米穀は此小運河に依らず寧ろ揚子江を航下して漢口に至る輸送船に依るもの、如し余の賃借したる民船は沙市より揚子江を下りて荆河碼頭に回送し同所に待合はさしめ余は九十四哩湖上して宜昌に至り湖南省の汽船航通に關する大躰の劃策に資するか爲め淺水時期中に小蒸汽船か該流を通航するには如何程の困難を受くべきやを視察せり想ふに他日湖南の水路を外國の汽船航海業者に開放するに至らば先づ經驗を有する専門家を以て親しく實地を踏査せしめ如何なる種類の汽船を建造せば此航業に従事し得べきかを定めざるべからず蓋し湘江の水流は其上流に多數の岩石ありて甚だ危険なれば之に要する船舶

は操縦の極めて自由なる様建造せざるべからざれども夫等の事に關して余は全く門外漢なれば只木鐸を鳴して之を警告するのみ、
宜昌よりの歸路余は沙市と荆河碼頭との中間に於て余の民船に追及したりしが次で二月二十三日汽船昌和號に曳船せられ同日薄暮荆河碼頭に無事到着し更に洞庭湖に於ける第二の測量を開始することとせり、

風土誌

余曾て才識卓越したる一湖南人にして屢々支那内地の大部分を旅行し且生國の事物に通曉したる人に會晤したる話次湖南省中開拓せられたる土地の廣狹幾何なるやを問ひしに彼答て曰く湖南省の六分は水流にして三分は山脈連亘し只殘餘の一部のみ開拓せられたる土地なりと余當時此答辨を以て信用を措くに足らざるものなりと思考したりしが親から測量及調査したる結果此報告は多少誇大の感なきにあらざれども決して要領を得ざるものにあらざることを見せり又湖南人民の大部分は船主船夫又は漁夫として水上の職務に従事

開拓せられたる土地の廣狹

人民の大部分は船員又は漁夫

し其生計の資を得るものにして、余の聞く所にては彼等の老年に達し船夫として困難なる日々の勞役に従事すること能はざるに至れば、更に釣魚の業に従ひ以て老後の生計を維持すと云ふ、而して以上の事實は余の親しく湘江の上流に於て實見したる所なり、且又湖南人民の水上に衣食するものは、管に水流附近の村落に在住する土民のみならず、或は水流を距ること百五十清里の遠隔したる内地住民と雖も猶ほ且水上に來りて其衣食の資を求めざるべからず、故に省中の農事耕耘は概ね婦人の手に委して男子は多く之に關せず、試みに内地を旅行するときは到る處繪畫の如き好風景を瞥見すると共に、耕作上には利益なき多數の小丘及蕪雜なる林藪を見るべし、而して米は小丘の間にある小部分の耕作に適當したる土地に播種せらるゝものなれば、此地方を旅行するものは其附近の水上に於て日々實見する所の輸送米は果して何處より産出するものなるやを解すること能はざるべし、然れども湖南の農民は其收穫を以て悉く市場に放出するものにあらず、先づ自己の生計に供すべき一年の需用額を其收穫中より貯藏したる後、尙ほ餘剩あれば之を市場に賣出すなり、聞く所に因れば湖北人民

北部及東部は
顯著なる米作
地

故老の言

泥沙に由りて
新に土地とな
りたる場所の
所有權

の糧米は總て之を湖南に仰ぎ其輸出に係はるものなりと云ふ、之に因て觀るも湖南の土壤豊腴にして米穀の産出額多きことは殆ど疑無き事實にして、就中湖南省中の北部及東部地方は最も顯著なる米作地なりとす、而して毎年早春の雨雪は、管に茶の發芽を幫助する爲に最も有要欠くべからざるものなるのみならず、所々の小川又は貯水池に充滿せしめて、米作の際は之を水田灌漑の用に供せり、願ふに湖南省にして萬一天の怒に觸れ四時其平を失ひ、雨露其時に應ぜずして或は淫霖大旱の至ることあらば、其恐慌は直に湖北人民に影響して湖北人民は其糧食を他省に仰ぐの止むを得ざるに至るべし、洞庭湖附近の地方に住居する故老は其少壯なりし頃、淺水時期中に貨物を運送する船舸の各所の水流を航行したることを記憶すと聞きたれども、此等の水流は今日に於ては全く其痕跡をだも認むること能はず、從て洞庭湖水底の年々泥砂に埋没せらるゝこと推して知るべし、而して其泥砂に埋没せられたるか爲め新に土地となりたる場所に對しては、其附近の住民中より其所有權に關し種々なる競争的要求者輩出して終に忌むべき不祥なる争鬭を惹き起すに至りしか

ば政府は止むを得ず別に官吏を派遣して此新土地を監守し、且支配せしむるに至れり要するに湖南省は善良なる道路甚だ乏しき代りに、水運の利に富みたる所にして、省内に於ける萬般の貿易は全然水路に依りて運輸せらるゝものとす、故に各所に散在する幾多の小水流にして修理其當を得たらんには、冬期の淺水時期中と雖も可なり、大なる小蒸汽船にて航行すること、決して難事にあらざるべし、

湖南省の南東部を通過する旅客の實見上怪訝の念を生ずべきことは貨物を運送すべき獸類の稀少なること是れなり、然れども實際に就きて能く其事情を調査すれば、同地方に於ける牛馬の如きは、輸送及農業耕作の需用に對して充分の供給あり、又水牛の如きは到所甚だ多きを知るべし、殊に豚は同省に於ける獸類中最大多數の位置を占め、湖南人民に肉食を供給すべき重要なる唯一の動物にして、其體質及重量は尋常のものと同ならず、れども、北部地方に産出するものは全然同しからず、皮毛は白色にして多少の斑點を有す、其肉量は寒帯地方に於ける同種族のものよりも猶ほ多量なるが如し、小馬も亦隨所に多く其軀軀は矮

牛馬

豚

小馬

常盤木及雜草

茶實油

礦物上より見たる湖南

小なれども甚だ健強にして四川省に産するものと同種類なり、又菓物の重要な産出物は大枣、バメロー(ジャボンの一種)及梅子等にして、花木の如きも亦甚だ豊富なり、甘味ある懸鉤子及老列兒樹、栗松等の繁茂せる常盤木は隨所に之を見ることが得べし、羊齒科植物及蕪雜なる雜草は到所に瀾漫して各種の鳥類又は獸類に天然の大なる棲所を與へり、且又下級人民の大部分が使用する油は茶の實より搾取する所のものにして、北方支那人の使用する豆油又は落花生油に比すれば遙に優等なるものゝ如し、

礦物

湖南省内に於ける無數の小丘は、農作上より觀察する時は全然不生産的の觀あれども、礦物上より觀るときは甚だ有望なる生産物を有するものにして、皆多量の石炭、鐵、安質母尼、鋼、鉛、亞鉛を含蓋せり、英國に於ける石炭礦の廣さは一萬二千平方哩にして、歐洲全軀に於ける石炭礦は二萬七百二十平方哩に過ぎざれども、湖南省に於ける石炭礦の廣さは實に二萬千平方哩の巨大なる面積を有す、且金

及銀も亦多く省内に産出し、現今之を採掘するには、古來土人が慣用したる方法を用ゆるの外別に施工する所あらざれども、或は天産物に富む一大豊饒の國土となるも亦知るべからざるなり。

湖南省に於ける鑛物類の饒多なることは、更に疑を容るべき餘地あるものにあらず、就中石炭鑛の巨大なることに至りては、既に久しく世人の熟知する所なれば別に本紙に詳述するを要せざるべし、而して無煙炭及煤炭の如きは、省内到所に之を産出するのみならず、善良なる骸炭の原料に適する石炭は湘潭に近き小茂石に於て土人之を採掘す、衡陽府に於ける官設工場の機織用に供すべき善良なる石炭は湘江の龍船碼頭より、僅に十清里を距る炭山より採掘する所のものに係る、又中部湖南に於ける石炭の主要なる産出地は村州附近なれども、湘江に沿ひたる醴陵よりも亦産出する所ありと云ふ、

南部支那に於ける最良の石炭の産出地は江西省の境涯に接したる萍鄉縣にして、同炭鑛は既に盛宣懷道臺の爲めに支那鑛山技師某の採掘に従事するものありと聞けば、其石炭の最良質なりとの風説は決して虚構の事にはあらざるべし、

醴陵及萍鄉の炭山

一噸の炭價三百文

又資慶府を距る一百七十清里なる興化縣に於ては石炭の價甚だ低廉にして一噸僅に三百清錢に賣買せらるれども、漢口に於ては一噸八弗より拾弗迄の價を有せり、又衡州府附近よりも巨額の石炭を産すと云ふ、

要するに省内無數の鑛山及地層上に鑛物の露出したる土地は、總て運輸上甚だ便利なる水流に接したる土地又は附近の土地に存在するものなれば、其産出物を輸送するには聊かの困難をも感ぜざるべし、而して余は未だ分析試験を行はざるが故に、以上記載したる炭鑛中何處か果して最好の石炭を産出する土地なるやは言明すること能はざれども、他日余の携帶したる標本を分析するに至らば自然明瞭となるべし、

醴陽及虹口の銀鑛

銀の鑛石にして品質善良なるものは醴陽より産出し、又沅江の上流なる虹江よりも銀鑛石を産出すれども、其質の良否に付ては今之を明かにするの材料を有せず、曾て前巡撫の其任にありし日、醴陽の銀鑛を開鑿するの計劃を定め、其工事施行の爲め衆くの人夫を發送したれども、土着人民の反抗に遭ひ遂に其目的を果さざりしが、現任巡撫は該銀鑛の所有者と政府間に各公平なる條件を以て、之

を採掘するの計劃をなし、關係者一同深く好望を其將來に屬すと云ふ、湖南省産出の鐵は、概ね西部地方より出て、又安質母尼は省内各地到る所に巨額の産出あるが故に、將來科學的採掘法を施行せば、甚だ有利のものとなるべし、此れ余の特に記載し置く所なり、

銅の大部分は石門地方より産出するものにして、天産物中殊に卓出したる鑛物なるのみならず、其湖南省歳入中に於ても最も巨額なる部分を占むるものとす、鉛も亦銅と同じく最も重要な産出物にして、衡州府を距る約二百清里に在る、常寧附近を其特産地とし、亞鉛も亦重に同地方に産せり、

湖南省に於ける鑛物の富饒なること概ね此の如し、故に若し同省をして徐々に其富を調査するの道を定め、其方法を講ぜしめば、先第一に未だ會て手を觸れざる饒多の鑛山を開掘するに至るべく、其結果は巨額の歳入を湖南政廳の豫算に増加せしむべきことは決して疑なき所なり、

鑛山開掘の業は現今既に開始せられ、湖南政廳は爲めに鑛山局を設置せり、余の見聞する所にては、現任巡撫の斯業に對する方針は、全然外國に於ける最近の様

式を採用して、之に要する器械も亦最新式のものを用ゆるにありと云ふ、鑛脈の偉大なる或る金鑛は久しからずして、最新式の開掘法により開始せらるべく、之に必要な機械類は既に、北米合衆國に向けて注文せられたりと云ふ、支那旅行中到所に於て兼て巡遊すべき計劃を定めたる、各地方には各種の鑛物充實せる趣き報告を得たりしが、其充實せりと稱せらるゝ地方を巡視するに至りては見る所多く聞く所と相反し、余をして深く失望せしめたるもの往々にして、多くありたり、由來支那人の信用と稱するものは、甚だ不充分なるものにして、多く信を措くに足らず、故に此の如き報告は、其事實を確めたる後にあらざれば、決して首肯すること能はざること、猶ほ天國の靈鳩と稱するものも之を實際に徴すれば、或は尋常一様の野鶴に過ぎざるなきを保せざると一般なり、湖南省の如き石炭鑛は極めて廣大なりと聞しが、事實上亦然るか如し、實に湖南省は鑛物産出の地方として、其富無量なることは余の知れる地の支那地方に比すれば、殊に然りとす、且又余の一見したる無數の鑛物標本中には、鐵、鉛、銅、安質母尼、亞鉛及銀等あり、猶ほ此外(標本は概ね主府に集蒐せられてあり)信用すべき報告によれば、多

金分を含蓄する
砒石及錫

湖南省探險旅行記

六七四

く金分を含蓄する砒石及錫等も或地方に充實せりと云ふ、余意ふに若し歐洲人をして仔細に省内を調査せしめば、猶ほ幾多の鑛物を發見するも亦知るべからず、

茶の貿易

聞く所に因れば湖南省に於ける茶の貿易は輒近漸く衰退に趣き、又昔日の如く盛大なるものにあらずと、故に余は其事實を精査して其原因を極めんと勉めたれども、終に充分なる要領を得ること能はざりき、茶園主の説に因れば、幣政上に於ける貿易の結果は更に前年と異なる所なしと雖も、其貿易の方法は全然一變せりと、抑も湖南省に於ける茶は、多數の人民が各自個人的に耕作するものにして吾人の最も些少なりと思考せらるゝ、僅々十畝(譯者曰一畝ハ日本ノ約二百坪ニ當ル)以上の土地を所有するものは、土人之を大園主と稱せり、又茶の木は甚だ矮小にして、錫倫及印度高原地方に於けるものと稍々其趣を同うす、余が曾てドゥアス又はテライ地方に於て一見したるが如き大木は決して見ることを得ず、

茶園主の説

茶の萌芽は通例其嫩葉未だ摘み取る迄に生育せざる數月以前、早く既に湖南省外の或地方より來集する茶商人によりて買收の約束を結ばるゝが故に、茶園主は其の結約訂契後は只其賣約の成立したる茶の萌芽を監視して充分に生育せしめることを勉むれども、之が爲めに他の利益を得るにあらず、只其翌年も亦本年より猶ほ一層有利の結約を成さんことを希望するが爲めなり、斯くして其萌芽の充分發育するに至れば、之を摘み取り及製造することは茶商人の業務に屬するものなれば、其茶の良否如何も亦彼に屬するものとす、而して其始め萌芽を摘み取るに茶商人は、其茶園の現在する土地より婦人及幼兒の茶摘みに適したるものを賃借して、其の嫩芽を摘み取らせたる上、自己の好む所に應じて、之を製作せしむるなり、聞く所に因れば近年粗製茶の魯西亞市場に輸出するもの甚だ巨額となりし爲め、茶の萌芽も亦多く幼少なるものを摘み取らずして、成るべく之を生長せしむるの傾を生じ、從て優等茶を製作することには深く留意せざるに至れりと云ふ、想ふに上記の如くすれば茶商人の計算上極めて都合克きものあるべし、若し然らざれば製茶事業に於ける往年の卓越したる方法は何か故に

附 録

六七五

之を今日に見ること能はざるや殆ど其理由を見出すこと能はざればなり、又茶商人の代理者は年々其期節に至れば萌芽の摘取り、製茶及輸出すべき茶の荷造等をなし、人夫を賃借するものにして其最も繁雜なる時期は、大抵毎年仲春より初夏に至る約三ヶ月間とす、

茶商人は現在の方法を以て其營業を繼續すること、自己に取りて利益なれば今急に舊慣を棄て、多少成功に疑ある新規の方法を採用し、且最新式科學的なる新規の製造法に則とり、英國又は米國の市場に供給すへき、上等茶を製作することに關しては甚だ熱心ならず、却て現在の儘にて其方法を維持せんとするもの、如し、故に余は熟練なる外國の製茶技師及新式の製茶器械を、各地の大茶園に招聘し且採用せしめんことを慫慂せしに、現任巡撫は之を納れ今や其方法を講究しつゝあるもの、如し、蓋し同巡撫は上文に略述したるが如く極めて進化主義を執り、常に外國の新式機械又は製法等にして苟も湖南省の利益を増進するの料たるべきものは最も銳意熱心に之を採用するの人なり、

昨年(千八百九十七年)中岳州府を通過したる輸出茶の總額は約三拾萬擔にして、

其價格實に六百萬兩なりしと云ふ

洞庭湖

洞庭湖に關する記事は本誌に於て最も詳説するを要す、故に同湖に付きて余の實驗したる事物を此に再説するは蓋し無用の業にあらざるべし、然れども余の洞庭湖を實測したる時は、恰も水の最も淺き期節にして、湖南省内各水流の附近に生活する人民の報告によるも、當時は一年中の最淺水時期なりし由なれば、此淺水は管に洞庭湖に於て然りしのみならず、省内にある大小の各川流も亦悉く同一の有様なりと知るべし、

千八百九十七年(明治三十年)十二月二十二日岳州府を開帆し、洞庭湖に上遊して同湖の測量に従事せしが、湖の中流に在る一島嶼と陸地との間を流るゝ一水道の水底は二十呎の深さより急に七呎の淺さに變ずることを檢測せり、就中最も淺き場所は該河口の入口に、當り、延長約三百ヤードの淺洲にして之を過ぐれば平均十呎の深さを有せり、而して該洲の中間に至れば其兩岸は淤泥堆をなし、水

面上五呎より三十呎の高さに達し、蕪雜なる雜草は其上に繁茂するが故に此水道は一見したる所にては少くとも半年内外は只泥砂の中を貫通する一水流に過ぎざるが如くなれども、夏期洪水氾濫するの時に際しては其低地の部分より漸次に水を以て掩はれ、全く其形跡を失ふに至るものなれば、其水底に年々の雨節後毎に多くの泥砂を増し、遂には全く其の底地を露出するに至るや明かなり、然れども該水流は洞庭湖の南東端を貫流するものなれば、假令冬期の淺水時期中と雖も、洞庭湖の全體は悉く乾燥して無水となるには非るなり、

洞庭湖の周圍

洞庭湖の周圍には其水底の泥土隆起して、年々尠なからざる新土地を形成しつゝあることは、前文既に略述したるが如し、而して土民は此新なる土地の隆起を以て其原因を全く水底地層の高まりたるに歸す、願ふに土民の推測は或は其當を得たるものなるのみならず、猶且年々土地の上層に堆積する所の泥土に依て其物與を促かざるもの、如し、西部地方に在住する土民の語る所に因れば此の如く作成せられたる新土地は年々一畝に付米八擔の收穫ありと云ふ、然るに他の地方に於ては良土と稱せらるゝ場所にては、平均一畝に付四擔の收穫ある

洞庭湖の水底

に過ぎざる由なれば、其の泥土の上層に堆積したる土地は耕作に對して特殊の効力を有するものにして、火山より噴出せる土砂の堆積したる土地に於ける收穫の如きは到底比し得べきものにあらざるなり、而して此新土地を構成すべき泥土の大部は、楊子江より注漚するものなれども、其中の幾分は沅江よりも流送せらるゝもの、如し、聞く所に因れば、降雨期に當り沅江の氾濫する際は、常德府の南西の郊外に在る市街の如きも、其市中に敷き詰めたる敷石の上に六吋以上灰色泥土を流布せらるゝと云ふ、且又洞庭湖の滿水時期に於て楊子江の氾濫する場合には、其溢流する水勢最も猛烈なれども、退水の際は稍々微弱となるが故に、其泥土を陸上に散布すると最も甚しけれども、湘江にありては、其泥土を留むること少なく、假令大水の後なりと雖も、僅々數日にして全く其舊に復すと云ふ、洞庭湖の水底は甚だ急激なる勢力を以て埋没せられつゝあるもの、如し、とは余の測量に従事せる際親しく實見する所にして、今後猶ほ現在の有様にて止まざれば、十年後には豊饒にして富饒なる新耕作地の湖南省に増加すること決して少々にあらざるべく、若し更に科學的適當の設備をなすに於ては、猶ほ一層速

かに其効果を收むることを得べく、而して其設備に關する工事費用に對しては將來充分なる収益を得ること決して疑ふべきにあらざるなり、

現今沅江及資江の水流は東流して湘江の三叉點と相會し、然る後湘江と共に岳州を経て流下するの傾あり、

洪水の氾濫する期節には水道の兩岸平面上約十呎以上の出水あるが故に、該水道の水路を熟知するに於ては大汽船をして夏月中容易に此航路を通航せしむることを得べし、

湘江は年々少なくとも六ヶ月間水流約二十呎の高さに氾濫するが故に、該期節中は衡州府迄航行することを得べし、聞く所に因れば満水時期に際し暴風吹き荒むときは洞庭湖の水乍ち激浪となると云ふ、故に斯る際船舶の航行極めて困難なるべければ洞庭湖を航行するが爲めに新たに汽船を製造せんとするものは此邊に注意すること専ら肝要なりとす、

埋立

暴風期

洞庭附近荒蕪地の埋立

工學的作業に關し湖南は最も多大なる必要を有するものにして、探險家の第一に其耳目に觸れ其意中に感ずる所のものは洞庭湖附近に散在する荒蕪の土地を埋立すること即ち是れなり、余は緬甸に於ける拓殖上多少の經驗を有するが故に、巡撫陳寶箴氏に其荒蕪せる土地を科學的應用を用ゐて拓開するに於ては其利益する所、決して鮮少にあらざるべきことを説明せり、余の記憶する所にては下部緬甸に於ける或る埋立地は其拓開の第一年に於て開拓に要せし一切の費用に對し八割の収益ありたり、而して余の埋立すべしと勸誘せし地方の土壤は、特別に豊腴なるものなり、且又前述せる湖邊の北西地方に顯出する新土は、年々自然的に埋立られ一ヶ年一畝に付約八擔の穀物を産出せりと云ふ、余の該土地を埋立するには如何なる方法を用ふべきやに付、長沙市にある當該官吏に勸告したる大要を次項に略説すべし、

洞庭湖畔の荒蕪地數千畝を埋立せば良好なる巨多の米田を得るのみならず、湖上の航通にも亦尠なからざる裨益を與ふべきこと固より論を俟たず、別表に記載する設計圖略之には其埋立すべき地域の周圍に堤防を築き内に十字形の灌

溉用水路を開鑿す、又唧筒を据付け其水深の平均を保たしむるにあり、此の如くせば灌漑には充分の便利を得るが故に、少なくとも五年間は一年に二回の收穫を得るべく、五年後數年間は毎二年に三回の收穫を得ること、決して難事にあらざるべし。

以上は洞庭湖畔に於て拓殖せらるべき巨多の地域に對し、只一例を示したるに過ぎず、尙ほ余は旅行中將來開墾に適當したる廣大なる土地を視察せり、若し今後以上の土地を開墾するに至らば、湖南省の歳入を増加すること決して少なきにあらざるべし。

湖南鐵道

湖南省の如き運輸交通上四通八達總て水利の便を有する土地にありては、鐵道の交通に關する問題は支那帝國內の交通不便なる他の地方に於けるが如く、甚だ必要なるものにはあらざれども、之を研究するも亦決して無用の事にあらざるべきを信ず、今や省の主府長沙に在住する市民は、其市中を通過すべき漢口廣

東幹線の落成を甚だ屬望して待受け居るものゝ如し、余は曾て此問題に關し或論者と討議したることありしに、該論者は此幹線を以て北部と南部を連結するに必要な線路にして、且甚だ有利なるものなりと主張せしが、此れ亦多少の理由あるを信ずるなり。

長沙市滯留中聞知したる所にては、四川省を起點として貴州及西部湖南を通過し湖南省中の或場所にて中央幹線に連絡すべき線路は將來頗る有望且有利なるものなりと云へり、然れども余は貴州省の事物に關して何等の智識をも有せざるが故に、本件に關しても亦何等の自説を述べること能はずと雖も、余の視る所を以てすれば貴州省の如き廣大なる疆域を有する土地にありては、須らく先づ船の航通を開きて揚子江上流に於て宜昌重慶間に連絡を通すること最も必要なりと思ふ、然れども凡そ此の如き緊要なる問題は實地に經驗を有する當局者をして解決せしむること唯一の良策なるべしと信ず、彼のアーチボルド、リツトル氏探險の結果は甚だ有益なるものなれども、一年の中滿水の時期を除きては貨物を搭載したる蒸氣船を如何にすべきや、今猶ほ未定の問題として講究を

要するものなり、

苗族

余は苗族に關する事物を視察せんが爲めに、其領土内約一百清里の所迄進みたりしかど苗族とは一回も出遇はざりき、支那人の苗族を恐怖することは最も甚だしく、勉めて之に遠ざかりて其接近を避く貴州より湖南に至る通路に於ける支那行商人は其附近を行商して毎夜の宿泊に供すべき爲め甚だ堅牢なる止宿所を建設して苗族の襲來に備ふ、然らざれば此の山間に棲息する苗族は、忽ち支那人に對して襲撃又は劫掠を擅にするものなり、聞く所に因れば苗族は其所領地として湖南省の西部境界全部を占有し、各部其族を異にし其異種族中絶へず争鬭を繼續すと云ふ、又同種族は自ら其使用する所の丈け長き銃器及火薬を製造して自己の用に供す、且同種族の射撃術に練達したることは屢々苗族と接戦したる支那武官の證言によりて確實なり、又同種族が唯一の娛樂とする所は練兵にして、夜間之を行ひ其射撃を練習するには一炷の線香に點火して百碼の距

苗族の襲撃及劫掠

苗族の銃兵

夜間の射的

離より之を標的となし、萬一之に的中せずして射損したるときは終生の恥辱と思考せりと云ふ、苗族の種族を大別するに其相互全く異なるもの殆ど十種あり、總て山上の高所に堅固なる山砦を築造して之に棲居す、

結論

一年の内三ヶ月間即ち十二月、一月及二月の淺水時期中は湘江及其他の湖南省内に散在する多數の水路を連接すべき水道は流水全く乾燥して吃水六呎の瀛船と雖も容易に航通すること能はざるは、余の作製したる水路圖に就て見れば甚だ明瞭なるべし、然れども殘餘の八ヶ月間は吃水七呎を有する瀛船なれば、容易に湘江の上流にある衡州府資江沿岸の益陽及沅江に於ける常德府等の貿易上極めて重要な各地に航通せしむることを得べしと雖も、若し諸川をして浚濬又は除害工事等各々其の宜しきを得せしめば、以上の如き瀛船を以てするも猶ほ能く一年十二ヶ月間各地を航通せしむること決して難きにあらざるべく、

左に列記する所の工事を實行せば、或は成功するに至るべきを信ずるなり、
(一) 前述したる湘江に於ける三ヶ所の岩礁異洲潭と衡州の間に在りの幾部を排除すること

(二) 水底の浅き場所は總て浚渫すること

(三) 資江より沅江に通ずる運河の屈曲を除き、之を直路にすること

(四) 西部の諸流と湘江の三叉點と連接する小運河の幅を擴ぐることに

余の作製したる湘江及洞庭湖の水路圖を参照せば、以上列記したる工事を實地に施行することは決して至難の業にあらざるのみならず、若し湖南省をして充分なる發達をなさしめんには、斯の如き工事は其發達に伴ふ自然の必要として、必ず施行せらるべきものなるや明かなり、然れども余の推測する所にては、譬令以上の工事を執行せざるも、一ヶ年内八ヶ月間は七呎の吃水を有する汽船をして、此れ等の水路を無事に通過せしむること決して難きにあらざるべし、實に其貿易は現今運輸交通の不便なるにも係らず、大に繁盛を極むるが故に之に對する設備として、上記七呎の吃水を有する小船の一大團隊を作ること、は最も必要

なるものなり、余の第二回目航行に於て洞庭湖に達せしとき、ジャンクの河上に廣集するもの無數なるを見て、第一回遊行の際に思考したると同じく、湖南商業の盛衰は實にジャンクの手中に存するものなることを信せり、余曾て漢口宜昌間を航行する某汽船々長と話次、此事に及びしに同船長は余に語りて曰く、湖南小船の楊子江下流に廣集することは、意想の外に出で、漢口と荆河間を安全に航過せざる間は、一瞬も其心を安んずること能はず、湖南のジャンク貿易の盛大なることは實に驚くべきものありと、

現今湖南省より輸出する貨物中の主要なるものは、米にして、若し米穀運送船の漢口に着すること、平素の日限よりも三日以上遅ることあるときは、漢口の在米に影響すること尠なからざるが故に、市場に於ける米價は、一時に暴騰するを常とす、

湖南省の北西部に位する利州市へは、水路の梗塞せる爲め遺憾ながら終に探討すること能はずして止めり、最も當時多少の日數を費せば、同地に至ることも肯て難きにはあらざりしかど、日數の延引は、東部の重要なる水路を測量して其最

少の水深を測定するに影響すること尠なからざるを恐れれば止むを得ずして中止することとせり、

湖南省に在る各水道を外國の汽船貿易に開放するに付き、總ての必要なる事件は其汽船の航行し得る寄港地及商業上適當なる地點をトして之を決定せざるべからず、而して余は洽ねく各種の事情を湊合して深く其利害得失を稽へたる上、次に列記する土地は外國人及外國貿易に對して開放するを至常なりと思考す、其理由は即ち左の如し、

岳州より長沙
湘潭衡山を經
る航路

(一) 岳州府 岳州府は洞庭湖の湖口に位し湖南省の關門にして湖南の貿易

交通に要する大汽船の航行し得べき最終地なり、聞く所に因れば一年の内八ヶ月間即ち満水時期中は楊子江の水深能く大洋を航行し得べき汽船を泛ぶに足ると云ふ、夫れ或は然らん余の慎重に實測したる結果によるも南河の水流は十二月に於て平均十六呎の深さあるか故に、荆河碼頭より岳州府に至る間は、大船を泛ぶること甚だ容易なりとす、若し將來湖南省に於ける炭鑛及各種鑛山を科學的なる新規の方法によりて採掘するに至らば、一

年中の多數の月は岳州府の港口に於て最大汽船に貨物の搭載をなし又は接續を行ふこととなるべしと信す、而して余は今後小汽船隊を組織し内地の水路に向て採用すべきことを勧誘するものにして、該小汽船隊は岳州府港を以て其發航地となすべし、蓋し同港には二六時中此の如き小汽船を容るゝに充分なる場所及水深を有すればなり、

湘江に於ける小汽船は主府長沙湘潭衡山等の各地を航過して衡州府に達するものとす、而して衡州府は貨物の集散上最も重要なる中央地點にして、約三百英里の内地にあり、省中に於て最も豐饒なる石炭及各種鑛物の産出地なり、現今同市に於ける貿易も亦甚だ盛大なりと云ふ、萊河は永興及金州に出入する貨物を輸送する水路にして、衡州府より數哩の下流に於て湘江に接續す、又九岳州府より衡州府に至るには湘陰又は陵吉及金岡口、長沙府、湘潭衡山等の各地を通過するものにして、最も有利の航路たることは斷じて疑はざる所なり、

(二) 第二の必要なる航路は、岳州府より陵吉及沅江市を通過して約二百六十

岳州より常德
に至る航路

英里を遡りたる、沅江の沿岸にある西部地方の常德府に至るもの即ち是れなり、而して常德府の長沙府に次ぎて貿易上必要なる市邑なることは余の既に詳記したる所にして、同地は實に西部湖南に於ける百貨集散の中央地點たるのみならず、猶ほ且つ同地方より輸出する貨物の集散に對しても、亦第一の主要なる土地なりとす、加之該航路に當る川流は冬期の淺水時期中と雖も、只三ヶ所の淺洲を除きては些の障害なき、好水流にして最も有望なる航路なりとす、

(三) 第三は岳州府より陵吉を経て資江の沿岸なる益陽に至る航路なり、該航路は中央湖南の殷富なる資慶府に達する水路にして、一度汽船の航通開始せられんか、將來益々有望の航路となるべきが、故に、事物の發達するに伴ひ小形汽船又は小蒸汽船に對しても有望なる支線の開始を促すに至るべし、

岳州より益陽
に至る航路

湖南省探險旅行記畢

附錄第五

昨年來爭議の中において未だ解決を見ず、世上の一問題となれる粵漢鐵道布設條約は、一八九八年(光緒二十四年)米國支那開發會社と在米清國公使伍廷芳との間に華盛頓府に於て締結せしものにして、追加條約は一九〇〇年の締結に係れり、本鐵道の布設は湖南及南清數省の運命に至大の關係を有せり、吾人はその妥善なる方法に由り速に布設せられて地方の富強文化に資せんことを望む、茲に東亞關係條約彙纂に依り該約文を抄録して參考の資料に供す(粵漢鐵道と湖南鄉紳參照)

編者識す

粵漢鐵道合同條約

第一條 亞米利加支那開發會社(以下亞米利加ヲ米國ト畧稱ス)ハ漢口ヨリ廣東省城ニ至ル鐵道ノ築造及裝理ノ爲メ四百萬磅ヲ供給スルコトヲ承諾ス

附錄

第二條 此借款ヲ保證スル爲メ支那政府ハ中國鐵路總公司ヲ委任シテ依リテ記名調印セラレ並ニ合衆國華盛頓駐支那欽差大臣ニ依リテ重テ記名セラレタル帝國金貨債券ヲ發行スベシ此債券ハ半年毎ニ支拂ハル、年五分ノ利子ヲ附セラルベシ然レドモ此利子ハ通行權鐵道築造若クハ支出セラル、ニ對シテ債券ノ償却ヲ開始シタル時ヨリ附セラル、ノヨ

又此債券ハ其形式ニ於テ曩日帝國海關ニ依リテ發行セラレタル債券ト同シ但前者ハ鐵道及其ノ附屬品ヲ第一ノ擔保トシ海關ヲ抵當トセザルノ差異アルノミ而シテ其ノ債券ハ額面九割ノ價額ヲ以テ米國支那開發會社ニ交附シ又同會社ニ依リテ受領セラレベシ債券ノ總數ハ督辦ノ批准ヲ經タル同會社ノ製圖及設計ニ從ヒ全工事ヲ完成スルニ必要ナル總經費ヲ充テ可キ米國支那開發會社ノ技師ニ依リテ計算セラレタル額ニ從フベシ而シテ同會社ハ批准ヲ經タル該設計ニ從テ鐵道ヲ築造スルコトヲ承諾シ又督辦ハ該設計並ニ其批准ヲ請フ爲メ提出セラレタル特別仕様書ヲ檢査スルニ十分ノ時ヲ有ス可キ事ニ同意ス而シテ前項ノ批准ハ文書ニ依リテ交附セラレザル迄ハ何等ノ効力ナシ米國支那開發會社ハ此債券ノ何レヲモ又其ノ凡テヲモ公衆ニ賣却スルハ自由タルベシ然レドモ其ノ損益ハ悉ク會社ノ負擔タル可シ

第三條 米國支那開發會社ハ本條約ニ規定シタル如ク漢口ヨリ廣東ニ至ルノ鐵道線路ヲ其ノ必要ナル附屬品ト共ニ最良ノ新式ニ從テ築造裝理運轉ス可シ而シテ若シ有利ナリト思惟スル時ハ廣東ヨリ海岸及督辦ニ依リテ同意セラレタル他ノ場所ニ鐵道ヲ延長スルノ權利ヲ有ス中國鐵道總公司及督辦ハ米國支那開發會社ニ依リテ前項ノ鐵

道ヲ築造運轉スル爲メ必要ナル通行權及他ノ利便非ニ特權ヲ擔保スルコトヲ承諾ス又本條約ニ於テ批准セラレタル及獲得セラレタル特許ハ必要ナル有利ノ商務及交通ノ聯絡ニ資スル爲メ短キ支線ヲ築造スルノ權ヲ含有スルコトニ同意ス而シテ前項ノ延長ニ關スル製圖ト設計トハ督辦ノ批准ヲ受クベシ米國支那開發會社ノ役員ニ依リテ築造ニ著手シ工事ヲ進行シ及業務ヲ辦理スル事ニ關スル凡テノ問題ニ就テハ支那人民ノ風俗思想意見ニ特別ノ注意ヲ加ヘ實行シ得ル程度マテ之ヲ斟酌調和スベキ事ヲ明ニ約定ス猶ホ又實行シ得ベキ處ト場合トニ米國支那開發會社ニ依リテ支那人ヲ本條約ニ規定シタル鐵道築造及修理ニ就テ信用及責任アル位置ニ賦備スルコトヲ約定ス土木ニ關シテ支那人ト復契約ヲ爲ス時ハ督辦或ハ其ノ代理人ノ許可ヲ要ス鐵道工事ハ米國支那開發會社技師長ノ設計及特別仕様書ニ從ヒ築造及督辦ニ依リテ批准セラレタル設計及特別仕様書ニ對シテハ支那人若クハ外國人ノ干渉ヲ許サズ又測量隊ノ工事モ干渉妨害セラレザルベシ

第四條 監督及執務ノ報酬トシテ米國支那開發會社ハ地所及工土ヲ除キ全築造費ノ五分ヲ受領スベシ鐵道ノ凡テノ材料ハ最低ノ價格ヲ以テ公市場ヨリ購買ス可シ若シ同種ノ相當價格ニシテ又同様ノ眞法ヲラバ漢口鐵政局ノ製品ノ如キ支那人ノ材料ヲ寧ロ使用ス可シ而シテ材料ノ購買ニ就テハ前ニ規定シタルモノノ外他ニ「コンミツシヨ」ナ米國支那開發會社ニ與ヘザルベシ

第五條 鐵道線路完成後若クハ運轉ヲ爲シ得ル線路ノ部分ハ米國支那開發會社ニ依リテ任命セラレ併セテ督辦ニ依リテ承諾セラレタル役員ノ下ニ業務ヲ營ム可シ而シテ

現ニ支那帝國海關ノ爲メ組織シタルモノト同シク一局ヲ設ク可シ技師長及其ノ部下凡テノ役員及工夫ハ此局ノ管轄ニ歸スヘシ其任ニ勝ヘザル命令ヲ遵奉セザル或ハ疎漏ナル被備者ハ業務ニ從事セシムベカラズ而シテ凡テノ被備者ハ本條約ニ規定シタル該局ノ命令ヲ遵奉スベシ

第六條 俸給貸銀其ノ他營業及線路ヲ維持スル經費借款ノ利子ヲ支出シタル後米國支那開發會社ハ利札ノ形式ヲ以テ提供セラレタル純益ノ二割ヲ鐵道經費ノ五分ノ一ニ均シキ額迄受領スベシ

第七條 此合同條款批准後可及的迅速ニ米國支那開發會社ハ其代理人ヲ派シ十分ナル技師ト中國鐵路公司役員ノ助力トニ依リ前線線路ノ測量ヲ爲シ併セテ鐵道築造必要附屬品裝理信號器械等ノ總經費ヲ計算スルタメ直ニ進行セシムベシ前線ノ線路ハ米國支那開發會社ニ依リ工事ニ著手シテヨリ三年內ニ完成スベシ但シ豫見ス可カラザル事情ノ發生シ若クハ該會社ノ力及ザル場合ヲ除キ前線測量ノ費用ハ中國鐵路公司ノ分ハ其ノ公司ニ於テ米國支那開發會社ノ分ハ其ノ會社ニ於テ負擔ス可シ

第八條 以上規定シタル本合同條約ニ從テ發行サレタル第一擔保金貨債券ハ發行ノ日ヨリ五十箇年內ニ償還ス可シ中國鐵路公司ニシテ發行ヨリ二十五箇年內ニ其ノ債券ノ一部若クハ全部ヲ償還セント欲スル時ハ百弗ノ額面ニ附キ百二弗半ノ割合ヲ以テ支拂チ爲ス事ヲ要ス然レドモ發行ヨリ二十五箇年後中國鐵路公司ハ額面ノ價格ヲ以テ其ノ債券ノ一部若クハ全部ヲ償還スルノ權ヲ増額セザレハ額面ノ價格ヲ以テ償還ス可シ

第九條 以上規定シタル如ク全債券ヲ償還シタル時ハ中國鐵路公司ニシテ其ノ意アラバ鐵道線ノ管理ヲ其ノ手ニ收メ米國支那開發會社ニ任命セラレタル外國技師其他ノ雇傭者ノ一部若クハ全部ヲ罷免スルコトヲ得

第十條 本合同條約ヲ履行スルノ擔保トシテ米國支那開發會社ハ華盛頓駐紮支那欽差大臣ノ請求ニ應ジ此條約ガ當事者ニ依リテ正當ニ批准セラレルヤ否ヤ直ニ十萬弗ヲ預置クヘシ而シテ此十萬弗ハ双方當事者ノ同意シタル形式ヲ以テ米國支那開發會社若クハ其ノ代理人ガ支那ニ於ケル鐵道工事ニ對シテ十萬弗ノ金ヲ費ス迄新約克若クハ華盛頓ノ銀行若クハ信託會社ニ預金トシテ據エ置カル可シ而シテ米國支那開發會社若クハ其ノ代理人ニ依リ前線ノ金額ヲ既ニ支出シタルト見タル時ハ該金ハ全ク米國支那開發會社ニ返却セラレベシ然レドモ本條約ノ日附後六箇月內ニ米國支那開發會社若クハ其ノ代理人ニ依リテ前線ノ額ヲ費サレザルコトヲ見タル時ハ該金ハ華盛頓駐紮支那欽差大臣ニ引渡シ沒收セラレベシ

第十一條 支那人チシテ自ラ鐵道ヲ築造シ業務ヲ營ム事ヲ得セシムル目的ヲ以テ米國支那開發會社ハ自費ヲ以テ實用鐵道學校ヲ建設シ鐵道築造運轉辦理ニ關スル各項ヲ支那人ニ教授ス可シ

第十二條 鐵道ノ築造及運轉ニ關スル凡テノ材料及器械ハ北方ニ於ケル支那鐵道ニ採用スル例ニ從ヒ支那帝國ニ輸入スルニハ一切課稅ヲ免セラレベシ

第十三條 戰爭若クハ叛亂ノ場合ニハ本鐵道ハ支那政府ノ軍隊ニ先用通行ノ權ヲ與フベシ而シテ此場合ニ於ケル軍隊兵費及輔重ノ輸送料ハ半額タルベシ

粵漢鐵道條約

六九六

第十四條 本合同條約ニ依リテ創設セフレ其ノ下ニアル義務ノ價值ヲ如何ナル方法ニ於テモ又如何ナル範圍ニ於テモ毀損スル處置ヲ各當事者ニ於テ取ラザルコトニ明ニ同意ス而シテ中國鐵路公司若クハ米國支那開發會社ノ何レニ於テモ決シテ斯ノ如キ處置ヲ許サザルベシ

第十五條 以上規定セラレタル本合同條約ニ關スル詳細ノ事項ニ就テハ米國支那開發會社ノ在清理事長ト中國鐵路公司ノ督辦トニ依リテ妥協セラルベシ
一千八百九十八年四月十四日亞米利加合衆國華盛頓府ニ於テ記名調印ス
光緒二十四年三月三十日

亞米利加合衆國駐紮清國欽差大臣

美華合興公司代理人

伍廷芳

証人

「サー、ローウ、ト、バーンス」

鐘文耀

粵漢鐵道追加條約

此契約ハ光緒二十六年六月十七日即チ一千九百年七月十三日「ワシントン」ニ於テ締結シタルモノニシテ其ノ當事者ハ左ノ如シ
一方ノ當事者ハ勅令ニヨリテ與ヘラレタル權 ト清帝國鐵道局(以下單ニ鐵道局ト稱ス)

ノ權力トノ下ニ動作スル清帝國鐵道局總辦盛宣懷(以下單ニ總辦ト稱ス)ニシテ他ノ一方ノ當事者ハ亞米利加支那開發會社(以下單ニ亞米利加會社ト稱ス)ナリ
本契約ハ光緒二十四年三月二十四日即チ一千八百九十八年四月十四日「ワシントン」府ニ於テ清帝國全權公使吳廷芳ガ光緒二十四年三月十二日即チ一千八百九十八年四月二日附テ以テ總理衙門ヨリ送達シタル勅令ノ適當ナル批准ニ基キ之ニ調印シ又「ワシントン」ナル亞米利加會社ノ代人「エ、ダ、ブ、リ、エ、ー、パ、シ、ユ」之ニ調印シ後チ一千八百九十八年四月二十二日會社ガ之ヲ採用シタルモノナリ
又右本契約ニ於テ規定シタル豫備測量結了シ其ノ結果ヲ示シタル地圖ハ之ヲ盛ニ差出シ盛ハ之ヲ承認シタリ
又右測量ハ鐵道布設工事ノ最初計畫セラレタル見積ロリ多額ノ資金ヲ要スルモノヲ表示ス
事情此ノ如クナルヲ以テ増加シタル金額其ノ他ノ細事ヲ規定スル爲メ追加契約ヲ締結スルノ必要ヲ生ジタリ茲ヲ以テ是等ノ目的ノ爲メ左ノ事項ヲ契約ス
第一條 利メ本契約第一條ト第二條ニ於テ廣東漢口鐵道ノ爲メニスル公債ハ米金貨ヲ以テ計算セラレ四百萬磅ヨリ少額ナル可ラズ若シ此金額ニテ尙ホ十分ナラザル時ハ更ニ増加シ負債ヲナシ得ルコトヲ約シタリ
故ニ清帝國政府ノ公債證書ハ最初ノ抵當トシテ鐵道ニ對スル最近清國負債ノ公債證書ト同一ナル金額ニ對シテ發セララルベキモノトス但關稅ハ之ヲ抵當トセザルモノトス

附 錄

六九七

現負債ノ實際ノ額ハ測量后ノ技師長ノ見積ニヨリテ決定セララルヘキモノトス而シテ豫備測量終了ノ結果萍鄉及三水鐵道線ノ擴張モ其ノ見積ノ中ニ入り又豫期セザリシ外界上ノ困難ヲ發見セリ此困難ハ鐵道布設工事ヲ煩雜ナラシメ費用ヲ多カラシムルモノナリ故ニ此鐵道ヲ布設スルニハ米金貨四千萬弗ノ金額ヲ要スベキコトニ一致同意ス

亞米利加會社ノ工事ニ金錢ヲ要スル時又ハ金融市場ノ許ス時ニ從テ時々此ノ如キ公債ノ公債證書ヲ賣却又ハ書入スルノ權利ヲ與ヘララルモノナリ

本契約ノ第一第二條ノ規定ハ其ノ后ニ次ノ如ク加ヘラレザル可ラズ是丈ノ拂込金ハ一時ニ拂込マルベシ其時ヨリ斯クシテ拂込マレタル金額ニ對スル利息ハ始マルベシ四千萬弗ノ公債ハ各別ノ時期ニ於テ次第ヲ追フテ發行セラルヘシ其ノ時期ハ四期ヨリ少ナカラザルベク各次ノ金額ハ技師長ガ企畫セラルベキ工事ノ程度ニ準シ總辦及亞米利加會社ノ命ニ從テ決定シ得ベキ額トス斯クシテ清國政府ヲシテ利息ニ於テ不當ノ損失ヲ被ラザラシメントスルナリ

第二條 此公債ノ利息ハ漢口ヨリ廣東ニ至ル鐵道及其ノ附屬物ノ建設及裝置ニ用フヘキモノトス技師長ノ計算ニヨレバ武昌ヨリ廣州ニ至ル距離ハ三水マテノ迂路ヲ合シテ七百四十英里ニシテ萍鄉支線六十六哩岳州支線二十五哩湘潭支線九哩側線七十八哩總計九百十八哩ナリ

材料及鐵道用車輛ヲ含ミテノ全工事ニ對シ又建設ニ要スル五六年ノ期間ノ利息及不時ノ出來事等ニ對シテノ近似豫算ハ合セテ三千六百五十三萬八千弗米金貨ナリ故ニ

四千萬弗ノ名義額ヲ借入ル、コトヲ亞米利加會社ト約ス工事竣成シタル時公債證書ノ利息ヨリ實得シタル資本ニ剩餘アル時ハ其ノ剩餘ハ清國政府ノ管理ニ任セラルベク公債證書ノ償却ニ用フルモ或ハ公債證書ノ利息ノ爲メニ亞米利加會社ニ支拂フ爲メ銀行ニ貯蓄スルモ或ハ廣東漢口鐵道ニ取リテ有益ナル事業ノ進歩發達ノ爲メニ用フルモ可ナリ是等ハ凡テ適當ナル時ニ於テ總辦及亞米利加會社ノ間ニ整理セラルベシ

第三條 清國政府ニヨリ發行セラレタル是等ノ公債證書ニ對スル確乎タル保證トシテ本契約ノ規定ハ總テノ財產ト共ニ全鐵道ヲ最初ノ抵當トシテ與フベキコト及米國法律規定ノ形式ニ從ヒテ行フベキコトヲ定メタリ是レ斯カル場合ニ於ケル習慣ナリ又追加契約ハ米國ニ於ケル習慣ナル故抵當トシテ取ララルベキモノナルコトヲ宣言ス抵當ニ關スル此追加契約ノ規定ハ通例合衆國ニ於テ行ハル、鐵道財產ニ對シテ公債ヲ起ス爲メ及鐵道財產ヲ土臺トシテ公債ヲ發スル爲メ受託人ニ引渡サル、抵當ト同一主意同一效力ヲ以テ解釋セラレ取扱ハラルベキモノトス尙ホ次ノコトヲ約ス若シ米國其ノ他ノ經濟市場カ更ニヨリ公債證書ヲ保護セン爲メ他ノ抵當證ヲ作ルコトヲ要スル時若クハ米國法律ニ從テ他ノ受託人ノ任命ヲ要スル時ハ亞米利加會社ハ其ノ事ヲ總辦ニ協議シ總辦ハ時期ノ急迫ニ應ジテ其ノ事ヲ整理スベク又此ノ如キ場合ニ於テ他ノ受託人ノ任命ノ費用ハ亞米利加會社之ヲ負擔ス

第四條 本契約ノ第一條ニ從ヘバ公債ハ工事ノ進行ニ從ヒ時々拂込金ヲ拂込マルベキコトヲ規定セリ第一回拂込金ハ亞米利加會社ノ技師長ノ測量及報告ガ總辦ノ承認ヲ

經タル后直チニ拂込マルベク右ノ分ハ金錢ノ必要ニ從ヒ時々拂込マルベシ
 此ヲ以テ次ノコトヲ約ス此契約ガ公ケニ記名調印セラレ批准セラレタル后八箇月以
 内ニ亞米利加會社ハ第一回拂込金ヲ拂込ミテ工事ノ要求ニ應ズベシ其ノ利得ハ公債
 證書ノ賣却或ハ書入ヨリ來ルカ又ハ若シ此如キ負債ノ必要ナル拂込金ニ對スル適當
 ナル數次ノ公債證書ガ其ノ時實行セラレ交附セラレタル時ハ既ニナサレタル前拂込
 リ來ルベシ若シ批准ノ日附ヨリ十二箇月經過后ニ尙ホ幹線ノ工事開始セラレザル時
 ハ此追加契約ハ無効トナルベシ
 公債證書ノ賣却ヨリ實得シタル利得ノ中材料購買ト種々ノ契約ニ支拂ノ爲メ合衆國
 ニ保留スルヲ要スル額ヲ引去リ後ニ既ク委員局ノ技師長が見積リテ幹線ノ一部又ハ
 數部或ハ支線建設ニ必要ナリト證明スル額ハ委員局ニ於テ熟慮ノ后命ジテ上海ニ送
 ラシメ相互協定ノ銀行ニ保管シ委員局管理ノ下ニ準備セラレ、鐵道ノ數部ヲ建設ス
 ル單一ノ目的ノ爲メ建設計算ノ貸方ニ置カルベシ合衆國ニ於テ時々費消セラレタル
 金額ノ計算及清國ニ於テ使用ノ爲メ建設其ノ他ノ計算ノ貸方ニ移サレタル金額ノ計
 算ハ委員局ニ於テ之ヲ處理シ之ヲ檢査シ之ヲ總辦ニ報告スベシ總辦ハ更ラニ之ヲ總
 理衙門鐵道總局及記錄ノ爲メ戶部ニ報告スベシ
 第五條 本契約第二條ニ記シタル公債證書ノ日附及同契約ノ第六條ニ記シタル債券ノ
 日附ハ此追加契約ト同一ノ日附ナルベシ利子ハ各自賣却ノ日附及公衆ニ交附シタル
 日附ヨリ效力ヲ生ジ初ムルベシ此カル利子ノ適當ナル整理ハ次ニ滿期トナル利札ニ
 ヨリテ掩ハル、分數ノ時期ニ就テハ各自ノ買主トナルベシ斯カル整理ノ爲メ其ノ當

時通用ノ利子ハ場合ニ從ヒ賣却若クハ交附ノ起リタル月ノ最近ノ一日若クハ十五日
 ヨリ計算セラレ、コトヲ得
 故ニ滿期ニナリタル利札ハ抹殺セラレ鐵道局ニ送附スル爲メ「ワシントン」駐劄ノ清國
 公使ニ交附セラルベシ
 公債證書ノ形式ニ就テハ總辦又ハ「ワシントン」駐劄清國公使及亞米利加會社ニヨリテ
 此追加契約ノ調印セラレ、ト同時ニ協定セラレベシ然レドモ此後紐育若クハ他國ニ
 於ケル金融市場ガ公債證書ノ形式ノ變改ヲ要スル時ハ負債金額ニ影響スル事項利子
 ノ割合負債ノ期間及卷モ手ヲ觸ル可カラザル清國政府ノ責任等ノ外ハ亞米利加會社
 ハ「ワシントン」駐劄ノ清國公使ト協議シテ其ノ形式ヲ變改シ金融市場ノ意見ニ應ズル
 コトヲ得
 一切ノ此如キ變改ハ總理衙門ニ報知スル爲メニ亞米利加會社ニ依テ總辦ニ報告セラ
 ルベキモノトス公債證書及亞米利加債券ハ全ク英語ヲ以テ印刷セラレ距離遠クシテ
 公債證書ノ數多キヲ以テ一々之ヲ送附スルコト困難ナルヲ以テ一々自ラ之ニ捺印ス
 ルノ必要ヲ省ク爲メニ總辦ノ印及局印ノ模寫ヲ有スベキモノトス然レドモ「ワシントン」
 駐劄ノ清國公使ハ是等ノ公債證書及債券ノ發行及賣却ハ清國政府ニヨリテ適當ニ
 權利ヲ附セラレ清國政府ニ對シテ驅束力アルコトノ證トシテ一々公債證書及債券ニ
 記名捺印スベシ
 此公債證書及債券ハ逐次番號ヲ附シ必要丈ノ數ヲ亞米利加會社ノ監督ノ下ニ印刷セ
 ラルベキモノトス

公債證書ニ對スル利子ノ割合ハ各表面價格ノ額ニ準シテ年五分ノ割合ナリ此利子ハ米金貨ヲ以テ支拂フベシ此追加條約ノ規定ニ從ヒ建設セラルベキ鐵道ノ最初ノ抵當公債證書ハ先キノ規定ニヨリ印刻セラレ清國公使ニヨリテ記名調印セラレタル後直チニ亞米利加合社ニヨリテ副署セラレベキモノトス「ア」シント「ン」駐劄ノ清國公使及亞米利加合社ハ協議シテ是等ノ公債證書ヲ保持スルガ爲メニ組育ニ於テ適當ナル信用シテ建設工事ノ進行中此等ノ公債證書ヲ分別シテ時々ニ賣却スルヲ得セシメ又ハ總辦ノ承認ニ從ヒ幹線ノ或部分若クハ支線ノ何レカヲ建設裝置スル工事ニ對シテ支拂フベキ資金ヲ得ル爲メニ此等公債證書ヲ書入レニスルヲ得セシムベシ

公債證書ノ安全ナル寄託ニ對スル費用ハ鐵道ノ總計算ヨリ支拂ハルベシ此外公債賣却等ニ對スル凡テノ費用ハ亞米利加合社ニヨリ負擔セラルベキモノトス

又亞米利加合社ハ鐵道ノ建築裝置ニ對シテ資本ヲ得ル爲メ何レノ時ヲ問ハズ公債證書ヲ寄託シタル信用合社ニ其ノ欲スル公債證書ノ數ヲ引出スコトヲ通知スルヲ得然ル時ハ信用合社ハ同時ニ此引出ト引出シタルモノヲ亞米利加合社ニ交附シタルコトヲ「ア」シント「ン」駐劄清國公使ニ若シ公使不在ナル時ハ其ノ公使館ニ即刻通知スベシ之ト同時ニ亞米利加合社ハ同様ニ之ヲ總理衙門鐵道總辦山局及戶部ニ通知スルヲ得セシムルノ目的ヲ以テ總辦ニ通知スベキモノトス

此ノ如クシテ四百萬弗ノ最初ノ抵當公債證書ノ額ハ本契約ノ規定ニヨリテ廣東漢口鐵道ノ幹線ヲ建設裝置(總辦ニヨリテ承認セラレタル)技師長ノ測量ト見積ニ準シテスル

爲メ又是等ノ契約ニ於テ規定セラレタル諸事件ヲ完成スル要求ニ應ズル爲メ定メラレタル然レドモ此後亞米利加合社ニヨリテ要求セラレ總辦ヲ通シテ既ニ批准ヲ得タル支線ヲ建設スル時又ハ幹線ヲ擴張スル時ハ更ラニ多額ノ資本ヲ要スル故ニ更ラニ公債證書ノ發行ヲナシ得ベシ此如キ支線ノ建設又ハ幹線ノ擴張ハ委員局ヨリ總辦ニ通知シテ承諾ヲ得ベシ

是等最初ノ抵當公債證書ノ表面ハ金貨五百弗一千弗若クハ其ノ他「ア」シント「ン」駐劄清國公使ノ承諾スル種々ノ金額ヲ以テ其ノ價格ヲ表示セララルベシ

外國ニ駐劄スル清國公使ハ其ノ何レノ國ニ居住スルヲ問ハズ是等ノ公債證書ヲ證明スル證據ヲ要求セラレタル時ハ其ノ要求ニ應ジ又金融市場ニ廣ク知ラシメテ是等公債證書ノ發行ハ益好真ニスル爲メ公債證書ニ關シテ適切ナル質疑ヲナスモノアラバ之ニ答辯スベシ

本契約ノ第二條ノ規定ニ從ヒ尙ホ次ノコトヲ協約ス即チ技師長ノ見積ニ準シテ建設セラルベキ鐵道ハ其ノ附屬物ト共ニ前ニ滿期ニ於ケル負債ノ元利ノ支拂ニ對シテ規定シタル如ク最初ノ抵當ノ下ニ保證トシテ與ヘラルベシ

若シ公債證書或ハ債券ヲ失ヒ又ハ破損シタル時ハ其ノ失ハレ又ハ破損シタル公債證書債券ニヨリテ要セラルベキ額丈ハ再發行セラルベキモノトス但シ亡失若クハ破損ニ附テ適當ナル證明書ヲ普通ナル形式ニテ檢査記録ノ爲メ亞米利加合社及「ア」シント「ン」駐劄清國公使ニ差出スベシ而シテ必要ナル證明ハ亞米利加合社ニヨリ關係アル各自ノ請求者ヨリ得ラザル可ラザルモノトス又同シク次ノコトヲ協約ス鐵道ニ對シテ

土地購入ノ爲メ要セラル、ニ從ヒ數次ニ金貨二百五十萬弗ヲ超過セザル程度迄公債證書ヲ增加發行スルコトヲ得是ハ技師長ガ廣東及武昌ニ於テ既ニ測量シタル境界ニ對スル豫算ニ含有セラレタル額ニ加ヘラル、モノトス但清國鐵道局ガ此目的ノ爲メ自己ノ財源ヨリシテ準備シ得ル所ノモノヲ除ク

此條ニ於テ記載シタル是等ノ增加發行ノ公債證書ハ此契約ノ第一條ニ於テ記シタル公債證書ト同一ノ條件ノ下ニ償却セラレ同一ノ方法ヲ以テ取扱ハレ同シ保證ト抵當ヲ以テ行ハル、モノナリ

第六條 總辦ハ實際ニ便利ナル間鐵道局ノ現在ノ官廳ヲ鐵道事務ノ主務署トシテ使用スヘシ建設工事開始セラル、時ハ總辦ハ清帝國海關局ニ對スル一局ヲ創設スベキナ規定シタル本契約第五條ニ準シ鐵道ノ建設及運輸ヲ監督スル一局ヲ設ケ委員局トナスベシ委員局ヲ清國鐵道局ノ建物内ニ置クハ事業管理上至便ナルヲ以テ不都合ナキ限リ同局内ニ置クベシ委員ハ五名ニシテ二名ハ清國人トシ總辦之ヲ選ミテ任命スベシ技師長ノ外ニ二名ノ委員ハ亞米加利會社之ヲ選擇シテ任命スベシ五名ノ委員ノ俸給ハ總辦ト亞米加利會社トニ於テ之ヲ決定シ鐵道ノ經費ノ中ヨリ之ヲ支拂フベシ清國委員ト外國委員トノ間ニ一致セザルコトアル時ハ總辦ト事務整理ノ爲メ清國ニ居住スル亞米加利會社ノ代理者トニ之ヲ荒ラ立テズシテ申出ツヘシ

清國人ト外國人トノ間ハズ鐵道ノ凡テノ備人ノ任命職掌並ビニ其ノ俸給トハ亞米加利會社ニヨリテ任命セラレ總辦ノ承認ヲ經ベキ技師長ノ外ハ次節ニ述ブベキ高級吏員ノ俸給ト共ニ委員局ニ於テ之ヲ定メ清國委員ヨリ總辦ニ報告スベシ工事進捗シテ

或特別ナル省内ニ至ル時ハ總辦勅命ニ基キ其ノ省於テ高級ノ清國官吏ヲ任命シ關係地方廳トノ交渉事務ヲ便利ナラシムヘシ

鐵道ノ役務ニ從ハシムル爲メ工事ニ適任ナル清國吏員ハ何人ニテモ委員局ヨリ之ヲ總辦ニ推薦シテ辭令書ヲ以テ之ヲ備ハシムルコトヲ得ヘシ鐵道ノ重要ナル職務ニ對シテハ有爲ニシテ經驗ニ富ミタル外國人ヲ備入ルヘシ機關部及運輸部ニハ清國人モ亦備ハル、コトヲ得ヘシ而シテ清國人ト外國人トノ間ハズ其ノ職務ニ不適任ナル時又ハ其ノ行ヒ不満足ナル點アル時ハ委員局ハ何時ニテモ之ヲ解雇シ之ヲ總辦ニ報告スルコトヲ得ヘシ清國及外國委員若シ病氣又ハ不在ナル時ハ相當ノ代理者其ノ職ヲ代表ス而シテ若シ清國委員ノ代理人ナル時ハ總辦又外國委員ノ代理人ナル時ハ亞米加利會社ノ承認ヲ得サル可ラス

鐵道ノ建設及運輸ニ清國人ヲ教育スル爲メニ學校ヲ設クルハ總辦ニ報告シ其ノ承認ヲ受クヘク之ヲ實行スルニハ委員局ニ一任セララルヘシ

鐵道ノ費用收入ノ帳簿ハ會計長之ヲ整理シ其ノ記錄ハ何時ニテモ委員局ノ檢閲ヲ受クヘキモノトス清國ニ於ケル鐵道建設運輸ノ凡テノ計算ハ上海相場場ニテ清英兩國語ヲ以テ之ヲ整理シ置キ清國及外國吏員ノ連署ヲ爲スヘシ會計主務部ハ資格十分ナル信賴シ得ヘキ清國人ト外國人トヨリ組織セララルヘシ

第七條 本契約第二條ノ規定ニ基キ最初ノ抵當トナリタル財産ハ鐵道及其ノ財産ト裝置品トヨリ成リ其ノ抵當ハ第三條ノ一節及二節ニテ規定シタル通常形式ノ證書ヲ以テ實行セララルヘキモノトス然レトモ斯クシテ清國政府ニヨリテ供セラレタル抵當及

土地購入ノ爲メ要セラル、ニ從ヒ數次ニ金貨二百五十萬兩ヲ超過セザル程度迄公債證書ヲ增加發行スルコトヲ得是ハ技師長カ廣東及武昌ニ於テ既ニ測量シタル境界ニ對スル豫算ニ含有セラレタル額ニ加ヘラル、モノトス但清國鐵道局ガ此目的ノ爲メ自己ノ財源ヨリシテ準備シ得ル所ノモノヲ除ク

此條ニ於テ記載シタル是等ノ增加發行ノ公債證書ハ此契約ノ第一條ニ於テ記シタル公債證書ト同一ノ條件ノ下ニ償却セラレ同一ノ方法ヲ以テ取扱ハレ同ジ保證ト抵當ヲ以テ行ハル、モノナリ

第六條 總辦ハ實際ニ便利ナル間鐵道局ノ現在ノ官廳ヲ鐵道事務ノ主務署トシテ使用スヘシ建設工事開始セラレ、時ハ總辦ハ清帝國海關局ニ對スル一局ヲ創設スベキナ規定シタル本契約第五條ニ準ジ鐵道ノ建設及運輸ヲ監督スル一局ヲ設ケ委員局トナスベシ委員局ハ清國鐵道局ノ建物内ニ置クハ事業管理上至便ナルヲ以テ不都合ナキ限リ同局内ニ置クベシ委員ハ五名ニシテ二名ハ清國人トシ總辦之ヲ選ミテ任命スベシ技師長ノ外ニ二名ノ委員ハ亞米加利合社之ヲ選擇シテ任命スベシ五名ノ委員ノ俸給ハ總辦ト亞米加利合社トニ於テ之ヲ決定シ鐵道ノ經費ノ中ヨリ之ヲ支拂フベシ清國委員ト外國委員トノ間ニ一致セザルコトアル時ハ總辦ト事務整理ノ爲メ清國ニ居住スル亞米加利合社ノ代理者トニ之ヲ充テ立テズシテ申出ツヘシ

清國人ト外國人トノ間ハズ鐵道ノ凡テノ備入ノ任命職掌並ビニ其ノ俸給トハ亞米加利合社ニヨリテ指命セラレ總辦ノ承認ヲ經ベキ技師長ノ外ハ大節ニ述ブベキ高級吏員ノ俸給ト共ニ委員局ニ於テ之ヲ定メ清國委員ヨリ總辦ニ報告スベシ工事進捗シテ

或特別ナル省内ニ至ル時ハ總辦勅命ニ基キ其ノ省於テ高級ノ清國官吏ヲ任命シ關係地方廳トノ交渉事務ヲ便利ナラシムヘシ

鐵道ノ役務ニ從ハシムル爲メ工事ニ適任ナル清國吏員ハ何人ニテモ委員局ヨリ之ヲ總辦ニ推薦シテ辭令書ヲ以テ之ヲ備ハシムルコトヲ得ヘシ鐵道ノ重要ナル職務ニ對シテハ有爲ニシテ經驗ニ富ミタル外國人ヲ備入ルヘシ機關部及運輸部ニハ清國人モ亦備ハル、コトヲ得ヘシ而シテ清國人ト外國人トノ間ハ其ノ職務ニ不適任ナル時又ハ其ノ行ヒ不満足ナル點アル時ハ委員局ハ何時ニテモ之ヲ解雇シ之ヲ總辦ニ報告スルコトヲ得ヘシ清國及外國委員若シ病氣又ハ不在ナル時ハ相當ノ代理者其ノ職ヲ代表ス而シテ若シ清國委員ノ代理人ナル時ハ總辦又外國委員ノ代理人ナル時ハ亞米加利合社ノ承認ヲ得サル可ラス

鐵道ノ建設及運輸ニ清國人ヲ教育スル爲メニ學校ヲ設クルハ總辦ニ報告シ其ノ承認ヲ受クヘク之ヲ實行スルニハ委員局ニ一任セラレヘシ

鐵道ノ費用收入ノ帳簿ハ會計長之ヲ整理シ其ノ記錄ハ何時ニテモ委員局ノ檢閱ヲ受クヘキモノトス清國ニ於ケル鐵道建設運輸ノ凡テノ計算ハ上海相場場ニテ清英兩國語ヲ以テ之ヲ整理シ置キ清國及外國吏員ノ連署ヲ爲スヘシ會計主務部ハ資格十分ナル信頼シ得ヘキ清國人ト外國人トヨリ組織セラレヘシ

第七條 本契約第二條ノ規定ニ基キ最初ノ抵當トナリタル財産ハ鐵道及其ノ財産ト裝置品トヨリ成リ其ノ抵當ハ第三條ノ一節及二節ニテ規定シタル通常形式ノ證書ヲ以テ實行セララルヘキモノトス然レトモ斯クシテ清國政府ニヨリテ供セラレタル抵當及

保證ニ就テハ茲ニ此鐵道ハ實際清國ノ財產ナルコトヲ明言ス廣東漢口鐵道ノ爲メ其ノ將來ノ擴張及支線ニ要セラル、土地及積貨車側線停車場修繕所及車輛小舎現ニ技師長ノ設計ニナリ此後又設計セラル總辦ニ承認セラルヘキ是等ノモノハ全林ニテモ或ハ其ノ一部ニテモ其ノ實際ノ價ニテ此處置ノ方法ニ準ヒ鐵道局ノ有ニ歸スヘシ線路及凡テノ他ノ土地ニ對スル通行權ノ權限ハ凡テノ煩累ヨリ自由ナルヘシ而シテ安全ニナリタル後直チニ時々鐵道ノ名ニ於テ記錄セラルヘシ

通行權及凡テノ必要ナル土地ヲ買收スル爲メ清國鐵道局ニヨリテ準備セラルヘキ金額ニ就テハ鐵道ニ對スル一定ノ課金及維持ノ後鐵道ヨリ土地ノ代價ニ對シテ年六分ノ利子ヲ支拂フコトヲ得ルモノトス而シテ五分ノ利子ハ公債證書ニ依リテ應セラルヘシ

尙ホ清國鐵道局ニヨリテ購買セラレタル土地ノ代價ハ正當ニシテ且ツ實際ノ價ナルヘキコトヲ契約ス

此ノ如キ土地ハ總辦ノ訓令ニ基キ其ノ承認ニ從ヒ技師長若クハ其ノ助手ニヨリテ測量ニ準シ要セラル、ニ從ヒ時々鐵道局ニヨリテ購買セラルヘキモノトス此等購買ニ附テノ報告ハ其ノ適當ナル地券ト共ニ總辦ノ指揮ノ下ニ鐵道局ヨリ亞米利加會社ノ地方代理者ニ送致シ上海ニ於ケル其ノ總辦ノ記錄及保存ニ供スヘシ是レ此條ノ末文ハ一般ニ鐵道土地及財產ニ關シテ定メラル、如ク最初ノ抵當(而シテ其ノ後鐵道局ニ返サル、爲メニ)ヲ設立スル目的アルニ由ル鐵道ノ爲メナリトモ總辦ト在清國亞米利加會社代理者トノ間ニ其ノ事ニ就キ豫メ交渉ナクシ測量範圍ヲ超ヘテ大ナル地所ヲ

購買スルヲ得サルモノトス

若シ亞米利加會社ニ對シテ土地及通行權ノ購買ノ爲メニ其ノ全部若クハ一部ノ費用ヲ請求スト雖トモ而シテ鐵道局ガ自ラノ費用ヲ以テ斯カル購買ヲナサル時ハ亞米利加會社ハ其ノ土地カ技師長及其ノ代理人ニヨリテ測量測定セラレ且其ノ土地ニ對スル權限若クハ其ノ權限ノ取得讓與ニ附十分ナル契約ヲ(須要ナル停車場土地ノ外鐵道ノ各ノ兩端ノ間ニ廣サ一百呎ヲ超過セサル土地ノ連續シタル一片)鐵道局若クハ帝國政府鐵道ノ爲メニ適當ニ承認シ亞米利加會社ノ代理者ハ其ノ引受ニ對シテ決定ヲ與フル迄ハ斯カル土地若クハ通行權ニ對シテ支拂ヒチナスノ限リニアラズ技師長カ其ノ始ノ見積書ニ於テ與ヘタル範圍外ノ土地ニ對シテ清國鐵道局カ支拂フヘキ金額ハ總計金貨二百五十萬弗ヲ超過ス可ラス其ノ額ニ對シテ年六分ノ利子ハ鐵道ノ收入ヨリ鐵道局ニ許サルヘシ

此等ノ土地ハ通行權地片トシ其ノ地價ハ鐵道負債ニ於テ支拂ハルヘク六分以上ノ利子ヲ受クヘシ總辦トスカル地片及之ヲ設クタル理由ヲ十分詳密ニ記シタル記錄ヲ鐵道局ニ保存シ置キ其レニ對シテ爲サレタル利子支拂ノ年々ノ記錄ニ對スル適當ナル規定ト共ニ委員局ノ検査ニ服スヘシ尙ホ若シ亞米利加會社ガ公債賣却ニヨリ又ハ他ノ財源ヨリノ前拂ニヨリ土地ヲ獲得スヘキ方法ヲ設クルノ要アル時ハ清國政府ハ若シ兩端ヨリ連續シテ建設セシムル目的アリ且ツ其ノ土地ガ出來得ル丈ク速ニ技師長ニ委任セウレタル設計及測量ニ從テ購買セラル、ナラハ通行權ニ要スル總テノ土地ハ之ヲ保護スルヲ保證スルコトヲ約ス

總テ斯カル土地ノ地券ハ購買否ヤ鐵道ノ名ニテ作ラレ此追加契約ノ規定ニ從ヒ亞米利加合社代理人ノ保管ニ交附セラルヘシ

又斯クシテ購買シタル土地ハ清國人ノ提出タルモ又亞米利加人ノ提出タルモ基地移轉又ハ偏見ヨリ妨害ヲ受ケサルヘク且ツ清國ノ法律ニ從ヒ十分ナル地券及讓渡證書ニヨリテ讓渡サルヘシ其レ等ハ皆亞米利加合社ノ上海事務所ニ於テ保存セラレ記録セラレ而シテ此追加契約ノ規定ニ基キ公債證書ニ對スル最初ノ抵當トシテ亞米利加合社ニヨリテ保持セララルヘシ但シ抵當トシテ保持セララル、ハ公債證書ノ元利ガ凡テ外國買債ト共ニ全ク拂濟トナリ此證書カ清國鐵道局ニ返附セララル、時迄トス

最初抵當ノ適當ナル保護トシテ清國政府ハ(本契約ノ規定ニ從ヒ)公債證書償却セラレ其レニ對スル年々ノ利子精算セラレ亞米利加債券ニ歸スル純利支拂ハレ終ル迄ハ抵當ニ包含セラレタル土地若クハ鐵道(附屬品ヲモ含ム)ハ其ノ一少部分モ他ノ者ニ賣渡讓與若クハ損害スルヲ得ス即チ最初抵當ノ權利ハ如何ナル方法ニ於テモ損傷セラレサルコトヲ約ス

同様ニ負債ノ元利及凡テノ借金支拂ハル、迄或ハ書類ニテ亞米利加合社ノ明白ナル承諾ヲ與フルニアラサレハ清國政府若クハ清國鐵道局ハ上記財産ヲ再ビ清國人若クハ外國人ヲ間ハズ他ノ者ニ抵當トセサルコトヲ契約ス此契約ノ期間中ハ清國政府ニヨリテ何等ノ稅モ鐵道及其ノ附屬物ニ課セラレサルヘク又鐵道ノ收入及費用或ハ公債證書及利札ノ支拂ニ要スル資金或ハ鐵道ノ爲メ貯蓄セララル、資金ニ對シテモ課セラレサルヘシ

又若シ最初抵當公債證書ノ半期利子カ適當ナル期日ニ支拂ハレサル時或ハ若シ負債ノ元金カ其ノ滿期ニ於テ尙ホ支拂ハレサル時ハ公債證書所持人トシテ亞米利加合社ニ抵當ニナリタル全鐵道ハ其ノ附屬物ト共ニ公債證書所持人ノ利子ノ適當ナル保護ヲ確固ニシ得ル方法ヲ以テ法律ニ準シテ取扱ハル、爲メニ亞米利加合社ニ引渡サルヘシ全公債及其レニ對スル利子及凡テノ負債支拂ハレタル時ハ鐵道ハ其ノ凡テノ附屬物ト共ニ好買ナル作樂ノ條件ヲ以テ本契約及追加契約ニ準シ清國人ノ占有及管理ニ返ハサルヘシ

第八條 今迄技師長ニヨリテ爲サレタル測量及設計ハ豫備的性質ノモノナルヲ以テ次ノコトヲ協約ス即チ鐵道カ將ニ建設セラレントシテ未タ何レノ部分モ布設ナ開始セサル以前ニ於テ必要ナル點ニハ一部若クハ數部ニ更ニ最後ノ測量ヲナスヘシ此ノ如キ時ハ詳密ナル設計ト其ノ費用ノ見積高ハ本線ノ各部又ハ其延長線若クハ支線ヲ間ハズ之ヲ委員局ニ致シ委員局ハ前條豫備測量ノ場合ニ定メタルト同一ノ方法ニヨリ總辦ノ承認ヲ得ルモノトス

第九條 本契約ノ第四條ニ於テ萬般ノ材料ハ最低價ヲ以テ公開市場ニ於テ購買セララル、コト漢口鐵政局ノ產物ト清國材料ハ可成之ヲ用フルコト及其ノ條ノ前部ニ於テ配シタル報酬以外ニ何等ノ手数料ヲ許ルサ、ルコトヲ規定シタリ本契約ニ於ケル是等ノ契約ハ皆遵守セララルヘキモノトス然レトモ凡テノ材料ノ公開市場ニ於テ購買スル點ニ關シテハ總辦ハ凡テ此ノ如キ材料ハ其ノ質好買ニシテ十分満足シ得ルモノナルヘキヲ嚴重ニ定ムヘキ權利ヲ有ス

凡テノ取引上ノ割引減價等ハ建設ノ計算ニ入ルヘキモノトス
 第十條 本契約ノ第三條ニ於テ幹線若クハ支線ノ建設鐵道ノ運轉及鐵道ニ關聯シタル
 諸種ノ作業實行ニ於テ清國人ニヨリテモ又外國人ニヨリテモ何等ノ干涉妨害ヲ許サ
 レサルコトヲ規定シタリ其ノ意ハ清國政府ハ特ニ幹線及支線ニ對シテ保護ヲ爲スヘ
 キノミナラス又鐵道ノ財産及清國鐵道局ト亞米利加會社トノ共同事業モ之ニ備ハレ
 タル清國人及外國人ト同シク鐵道ノ通過スベキ地方ノ文武官ヨリ騷亂アリタル時ハ
 特ニ最上ノ保護ヲ享受スヘキモノナリトコトナリ委員局ハ鐵道沿線及其ノ財産ヲ
 保護スル爲メ清國人及外國人ノ役員ヲ以テ清國鐵道警察ヲ保有スル權アリ其ノ資金
 及給與ハ全ク鐵道ニヨリ支拂ハルヘキモノトス鐵道力更ラニ帝國政府ノ軍隊ニヨリ
 テ若クハ關係地方ノ軍隊ニヨリテ保護セラルヘキ必要ヲ生シタル時ハ總辦ニヨリテ
 適當ニ要求セラレ敏速ニ其ノ保護ヲ與フヘシ但シ此ノ如キ軍隊ハ無貨ニテ鐵道ニヨ
 リ運送セラルヘシト雖モ之ヲ維持スルハ場合ノ如何ニヨリ或ハ政府或ハ地方ノ費用
 タルヘシ

第十一條 鐵道ノ信號ニ關シテ本契約第七第十八條ニ約定シタルコトハ幹線及支線ノ
 工事ニ要スル電話及電報ノコトナリ
 是等ハ單ニ鐵道用ニノミ供スヘキモノニシテ電信局ノ事務ニ干涉スヘキモノニアラ
 ズ

此若シ清國政府ニ利益アリ鐵道業ニ適合シ或ハ鐵道ノ支持ヲ助ケ而シテ運輸業ノ發
 達ニ利アル業例セハ渡船倉庫等ノ類或ハ通常ノ鐵道作業及修繕所等ノ企業望マシキ

時ハ亞米利加會社ハ此企業ヲ實行スルノ工夫ヲナス爲メ常ニ總辦ト其ノ事ヲ協議ス
 ヘキコトヲ得ヘキモノトス

第十二條 本契約第六條ニ從ヒ純益配當債券ノ形式ハ總辦或ハ「アシントン」駐在ノ清國
 公使ト亞米利加會社トノ間ニ於テ協定セラルヘシ

是等亞米利加債券トハ一定ノ利子ヲ有セス五十年ノ期限ト各五百弗若クハ一百弗ノ
 表面價格ヲ有シ且ツ最初抵當公債證書ト同時ニ總計シ五十分一ノ額ニ對スル公債證
 書ノ數ニ比例シタル額ニ於テ發行セラルヘキモノトス此後若シ最初抵當公債證書ノ
 發行カ鐵道ノ必要ノ度ヲ超過シ而シテ其ノ過度ノモノカ廢弛セラル、時ハ亞米利加
 債券ノ同シ割合カ同様ニ廢弛セラルヘシ五十年ノ期限經過前ニ清國鐵道局ハ其ノ表
 面額ヲ以テ亞米利加債券ヲ償却スルノ權ヲ有スヘシ五十年經過後ハ亞米利加債券ハ
 無効タルヘシ然レトモ若シ或純益カ其ノ償却又ハ滿期ニ先テ其ノ債券ニ加ヘラルヘ
 キ時ハ其ノ増殖シタル純益ハ其ノ債券廢弛セラル、以前ニ支拂ハレサル可ラズ
 清國鐵道局ハ同様ノ純益配當債券清國內ニ通用スルニ適當ナル形式ヲ有シ其ノ期限
 ニ制限ナク償却ニ特定ナキヲ總公債ノ残り五分ノ四ニ等シキ額迄之ヲ發行シ之ヲ受
 クルノ權アリ

是等ノ清國債券ハ全株又ハ部分ニ分チテ何時ニテモ總辦ニヨリテ認マル、時ハ發行
 セラル、コトヲ得然レトモ純益ハ鐵道局ニヨリ此契約ノ規定ニ基キ時々ニ償却セラ
 レ得ヘキ最初抵當公債證書償却ノ資金ヲ積ム目的ノ爲メ用ヒラレ若クハ何時ニテモ
 望マシキ時ハ鐵道ノ利益ニヨリ鐵道負債ヲ減シ又ハ結局之ヲ解除スル爲メニ用ヒラ

ルヘシ然レドモ此ノ如キ清國債券ハ若シ必要ナラハ鐵道ノ要素ニシテ然カモ其ノ債
 券ニ依ルニアラサレハ便利ニ取得シ能ハサル通行權或ハ其ノ他ノ土地ニ對スル支拂
 トシテ鐵道局ニヨリテ使用セラレ得ヘシ鐵道ノ歲入ハ工事費及鐵道ノ維持費修繕費
 機關ト車輛ノ改新費鐵道ノ業務ニ關聯シタル諸般ノ費用ヲ差引カレ又公債證書ニ對
 スル年五分ノ利子及清國鐵道局ニヨリテ若クハ亞米利加會社ニヨリ供給セラレタル
 土地ノ價ニ對スル年六分ノ利子ヲ支拂フヘキモノト純益ナリト思考セラレ得ヘキ如
 何ナル大ナル收入ニ就テモ其ノ五分ノ一ハ亞米利加債券ノ所持人ノ間ニ割合ニ準シ
 テ分配セララル、爲メニ與ヘラルベキモノトス

亞米利加會社ハ公債證書及亞米利加債券ノ發行記録及其ノ償却又ハ公債證書ニ對ス
 ル利子ノ支拂及純益ノ分配及一般受託人ニ屬スル其ノ他ノ義務ヲ履行スル爲メニ受
 託人ニ指名セララルヘシ若シ最初抵當金貸公債證書カ此契約ノ規定ニ從ヒ亞米利加會
 社ノ純益配當債券償却セララル、以前ニ凡テ償却セララル、時若クハ時日ノ經過ニヨリ
 テ無效ニナリタル時ハ亞米利加會社ハ鐵道ノ會計ヲ検査スル爲メニ鐵道事務所ニ於
 テ代表者(其ノ俸給ハ鐵道局ニヨリテ支拂ハルヘシ)ヲ有スルコトヲ得ヘシ
 此役人ノ職務ハ亞米利加債券ノ所有者ノ利益ヲ其ノ債券カ全ク償却セラレ若クハ時
 日經過シテ無效トナリ從テ其ノ職務ヲ取ルノ必要消滅スル時迄保護スルノ義務アル
 會計吏ノ職務ト同シキモノトス

第十三條 紐育銀行家ニヨリテ金貨公債證書ノ發行及其ノ取扱ヲ便ナラシムル方法ト
 シテ又其ノ銀行家ガロンドン及紐育又ハ其ノ他ノ場所ニ於テ市場ヲ發見スル爲メニ

次ノコトヲ約ス即チ公債證書ノ買主ハ此後亞米利加金貨ヲ以テカ又ハ英貨ヲ以テカ
 其ノ翌ニ從ヒ利子ヲ受取ルコトヲ得ヘシ斯カル場合ニ於テハ清國政府ハ其ノ利子ヲ
 計算シ亞米利加金貨ヲ以テ之ヲ送金ス然レトモ公債證書ノ所持人カ他ノ外國通貨ニ
 換算スル事ヲ認ムモ換算ニヨリテ生スル損得ニハ責任ナシ

第十四條 幹線又ハ支線ノ建設及運轉ニ要スル諸種類ノ材料及之ニ關連アルモノハ外
 國ヨリ輸入セラレ若クハ他地方ヨリ工事場ニ輸入セララル、トモ(北部鐵道ノ先例ニ從
 ヒ)關稅及釐金ヨリ免除セララルヘシ其利札ヲ共ニシタル公債證書債券及鐵道ノ收入ハ
 清國政府ニヨリテ課セラル、如何ナル稅ヨリモ免セラルヘシ鐵道線路ニヨリ各地方
 ヲ經過シテ各地方ニ運搬セラル、貨物及旅客ニ對スル釐金ニ關シテハ總辦ハ政府ノ
 鐵道礦山局及戶部ト協議シ鐵道ノ運輸ヲ保護シ及其ノ貨物ノ運輸ノ爲メ鐵道ヲ利用
 スヘキ貨物送出人ヲ不法ナル課稅其ノ他ノ濫用ヨリ保護スヘキ適當ノ方法ヲ講スヘ
 シ若シ清國內ノ他ノ鐵道線ニ對スル釐金徵收ノ規程ニシテ更ニ利益アル事發見セラ
 レタル時ハ其ノ規程ハ範圍ヲ擴メラレ廣東漢口鐵道及之ヲ利用スル貨物送出人ニモ
 均シク享受セララルヘシ

第十五條 道路建設期間中公債證書ニ對スル年五分ノ利子及通用權ノ購買ニ費消セラ
 レタル額ニ對スル六分ノ利子ハ公債ノ利得ヨリ支拂ハルヘシ
 建設期間中使用セラレサル公債ノ利得ヨリ増殖スル利子及布設セラレタル部分ノ運
 轉ヨリ生スル利得ハ其ノ利子ノ支拂ヨリ要求セララル、額ニ達セシムル爲メニ使用セ
 ラルヘキモノトス而シテ若シ不足額アル時ハ公債ノ利得ヲ以テ之ニ應スヘキモノト

鐵道布設全ク完成シタル時ハ公債證書ノ利子及通行權ハ每年鐵道ノ所得ヨリ支拂
 ハルヘク五月一日及十一月一日ヲ毎年支拂ノ期トス鐵道局ハ其ノ期日ノ二十一日
 前ニ上海通貨ヲ以テ必要ナル金額ヲ準備スヘシ而シテ其ノ他ノ銀行ヨリ金ト銀トノ
 換算相場ノ割合ヲ確メ必要金額ヲ在上海ノ亞米利加合社代表者ニ交附スヘシ代表者
 ハ之ヲ粗算其ノ他ノ適當ナル地方ノ銀行ニ送附スヘキナリ純益ニ對スル亞米利加債
 券ニ就テハ若シ鐵道ノ作業ヨリ生スル利益アル時ハ損得整理後ノ計算ハ毎年一回之
 ナシ其ノ純益年々ノ計算ヲナシタル后此契約ノ規定ニ基キ支拂ハレ得ヘキハ亞米
 利加債券ノ所有人ニ交附セラルヘシ是等ノ送金代理者力其ノ地方ノ銀行最低廉ナル
 割合ヲ以テ其ノ定メタル銀行ヲ通シテ送ルヘキハ費用ハ鐵道總經費ニ算入スヘキモ
 ノトス然レトモ通例ノ割合ニヨリ許ルサレタル額以上ハ要求スルコトヲ得ス
 清國政府ハ公債ノ利子ヲ適當ナル一定ノ期日ニ於テ之ヲ支拂フコトヲ約ス何時ナ
 ハス若シ鐵道ノ所得ト公債ノ利得トカ公債證書ノ利子ヲ支拂フニ十分ナラサル時ハ
 鐵道局ハ其ノ不足額ヲ補充スルノ方法ヲ購スヘシ若シ到底之ヲ供給シ得ヘキ見込ナ
 キ時ハ總辦ハ政府ニ報告シテ他ノ財源ヨリシテ其ノ不足額ヲ補充スルノ手段ヲ取ラ
 シコトヲ請求スヘシ斯クシテ負債ヲ償却シ要求額ヲ各場合ニ於テ少ナクトモ其ノ利
 子ノ適當ナル期日ノ二十一日前ニ在上海ノ亞米利加合社代理者若クハ其ノ他ノ適當
 ナル代理者ノ手ニ交附スル準備ヲナスヘシ

第十六條 鐵道沿線ノ場所ニシテ亞米利加合社銀行代理者ヲ有セス若クハ銀行業ヲ開

始セントセサル所ニ於テハ資本ノ運轉ヲ容易ナラシムル爲メ實行シ得ル限リ帝國銀
 行ヲ利用スルハ亞米利加合社ノ志ナルヲ以テ清帝國銀行及其ノ他地方代理者ト連絡
 ナ計ルヘシ

第十七條 本契約ト同效力ヲ有スル此追加契約ヲ締結スルノ目的ハ利益カ亞米利加合
 社ニヨリテ其ノ後繼者若クハ其ノ指名人ニ渡サレ得ヘキナ許スニアリ然レトモ米國
 人ハ他國人ニ此契約ノ權利ヲ讓リ渡スコトヲ得ス又次ノコトヲ約ス即チ明言ナクモ
 總辦及亞米利加合社ノ名ニ於テ此鐵道ニ有益ナル競爭鐵道ノ布設ヲ許可セサルコト
 及廣東漢口鐵道ノ利益ヲ害スル他ノ鐵道ヲ廣東漢口幹線及支線ノ使用ニ供シタル内
 地ニ之ト平行シテ布設スルコトヲ許サザルヘシ

第十八條 若シ亞米利加合社ノ力ニ及ハサル不慮ノ出來事例ハ清國其ノ他ノ地方ニ
 於テノ戰爭又ハ政治上ノ大變動力茲ニ記スル公債證書ノ利息等ヲ發スル以前ニ發生
 シテ外國金融市場之カ爲メニ影響ヲ受ケ若クハ鐵道布設之カ爲メニ妨害セラレテ實
 行シ得サル時ハ亞米利加合社ハ公債ノ實行公債證書ノ發行若クハ鐵道布設ノ開始完
 成書ニ對シ適當ナル時期ヲ延ハスコトヲ得ヘシ

然レトモ若シ公債證書既ニ發行セラレ公債ニ對スル利子既ニ支拂ハレ得ヘキ時ハ工
 事ハ前節ニ擧ケタル例外ノ時ニアラサレバ之ヲ中止シ若クハ延期スルコトヲ得ス
 本契約ノ第七條ニ於テ布設工事ハ三年間ニテ完成セラルヘキコトヲ契約セリ又亞米
 利加合社ノ力ニ及ハサル豫期セサル出來事若クハ戰爭起リテ工事ヲ停止セシムル場
 合ニ於テハ延期スヘキ時ニ對シテ適當ナル考慮ヲ廻ラスコトヲ契約セリ即チ茲ニ本

條ニ記シタル前述ノ例外ニ從ヒ全線ノ完成ニ對シテ此追加契約批准ノ日ヨリ五箇年ノ期限ヲ許スヘキコトヲ契約ス

本契約ノ第八條ニ於テ公債期間ハ五十年間ト決定セリ此期限ハ亞米利加債券ノ期間ト共ニ此追加契約批准ノ日ヨリ起算スヘキモノトス然レトモ後ニ既ク期間ニ基キ償却後ニ償還セラルヘキ公債證書ニハ利子ノ支拂ヲナサス

第十九條 本契約ノ第十條ニ從ヒ亞米利加會社ハ紐育ノ「コントロールトラスト」會社ニ金貨十萬弗ヲ預ケタリ今協定ニヨリテ次ノコトヲ承認ス即チ此追加契約カ清國政府及亞米利加會社ニヨリテ批准セラル、ヤ否ヤ總辦ハ「ロシントン」駐在清國公使ニ打電シテ「コントロールトラスト」會社ニ通告シテ其ノ預ケタル金額ヲ其レト共ニ亞米利加會社ニ轉セシメ會社ノ作業ニ利用セシムヘシ但シ作業ノ中ニ就キ萍鄉支線ハ最初ニ開始セラルヘシ

若シ總辦ニシテ同時ニ「トラスト」會社ニ通告ノ必要アル時ハ同一ノ事ヲナス

第二十條 鐵道ノ運轉シタル時ニ於テ乘客及貨物ノ貸金ハ運輸事務總支配人之ヲ調製シテ委員局ニ致スヘシ委員局ハ清國ニ於ケル他地方ノ鐵道ノ現在ノ稅率ヲ參照シ經濟的割合ヲ承認スヘシ運輸事務總支配人ハ又同シク委員局ノ承認ヲ得テ他會社ノ鐵道ト連絡シテ旅客及貨物ノ通シ貸金ニ付規程ヲ設ケルヲ得ベシ外國戰爭若クハ内地騷亂ノ爲メニ兵ヲ動カス時ノ清國軍隊ノ移動彈藥糧食ノ運輸又ハ飢饉其ノ他ノ大災禍ノ時ノ救濟品ノ送出等ハ總辦ノ要求ニヨリ運賃割合ノ半額ヲ以テ此鐵道線路ニヨルコトヲ得ヘシ清國ニ有害ナルモノハ何物モ此鐵道線ニヨリ運フコトヲ許サレズ

又同鐵道ハ政府ニ有害ニ使用セラル、コトヲ許サレズ

第二十一條 若シ何時ニテモ此契約ノ期限中ニ清國鐵道局ニ於テ清國政府ヨリ最初抵當ノ公債證書若クハ亞米利加債券ノ或モノヲ償却シ廢止スヘキ訓令ヲ受ケタル時ハ總辦ハ償却ノ前四箇月ヨリ少カラサル中ニ書面ヲ以テ在上海亞米利加會社代理者ニ通告スベシ

湖
南
大
尾

稻熟三湘七澤秋可知天下又無憂通商况有輪船利殷富

元期冠九州

諺曰湖南豐熟天下則富

明鏡一奩橫翠眉岳陽樓上倚欄時涪翁去後無佳句只對

君山不憶詩

楚南客迹五年經舊夢昏昏天復冥長記蘆林潭上雨篷窓

一夜與君聽

瀟湘八景渺無邊魂夢空勞畫裏天親到還如暗中索名區

祇合以詩傳

余到長沙問瀟湘八景無人答之

一帆飛渡洞庭湖齋舫雲屏入畫圖多恨長沙暫爲客未知

游女似京都

張杼句云長沙十萬戶游女似京都

嶽雲湘雨總淒涼謫客當年住此鄉太息蒼生未蒙問千秋

空膽治安堂長沙賈誼宅址

獨醒憐他投汨羅懷沙一賦恨如何中興偉業曾公德古楚

今看顯達多

手把新編幾度看此情此景寫尤難知君夙有經綸志游遍

沉湘岳嶽間

白岩子雲先生屬題湖南後即希

大吟壇 敲正

禾原永井久一郎 呈稿

明治三十八年八月十五日印刷

明治三十八年八月廿一日發行

著作者 安井正太郎

發行者 大橋新太郎
東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 石川金太郎
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 英舍
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
株式會社



湖 南
定價 金四圓

發兌元 博文館

東京市日本橋區本町三丁目

滿洲旗士 紹古英繼君校訂
陸軍少將 福島安正君著

東京博文館發行

自邇集 平仄編 四聲聯珠

全一册 洋布上綴大判八三六頁
正價金貳圓五拾錢郵稅貳拾錢

陸軍陸軍 陸軍中將 陸軍少將
山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋
序君揚武本榎 序君揚武本榎

本書は福島少將が曩年清國北京に在留せらるるの日、公務の餘暇を以て編纂されたるものなり、本書の特色とする所は、英人威德氏が著せし語言自邇集中の平仄編に基づき、章首に同時異聲、一音の殊聲のものを標出し、以て音聲の起原變化を別ち、又其字を文中に挿入し、以て其運用作用を示せしにあり、紙數八百三十餘頁、卷を分つ九、章を立つる無慮四百十六、卷末には註釋を附して以て難解の處なからしめ、彼國人情風俗より、以て軍國の重事に至るまで網羅蒐計殆んど餘蘊なし、近時清語學の書少からずと雖も、本書の如きは蓋し清國語學書中空前の大著と謂ふべきなり

清國公使楊樞君題辭
岩村成允君編

北京正音 支那新字典

全一册 洋裝新形三六版 總版皮製美本
定價金壹圓 郵稅金

本書は漢字の正確なる支那音を示し且つ之れが應用の熟語を彙集したるを以て支那語學又は時文を研究する者は勿論一般世人が常に不便を感ずる支那地名人文の原語を尋ねんとする者の必要缺くべからざるものにして卷中收むる所の其主なるものは
(發音表) 四百有餘の發音を英字及假名の兩様にて顯はしたれば相對照して其正音を探ぐるを得べく且つ有機音、無氣音、寬音、窄音、捲舌音、子音、開口音、合口音等荷も語學に必要な發音の區別を一目瞭然たらしむ
(字典) 字數の多きこと一萬有餘に達し之を發音表に基きて四聲順に排列し聯ねるに適切なる雅俗の熟語を以てし且つ難解の文字及熟語には邦語にて之が註釋をも併記し以て斯學研鑽者の資料に供せしむ
(畫引表) 從來慣用せる畫引の文式に従て字典中の文字を羅列したれば發音畫引何れに據るも容易に索引することを得べし
(同字異音表) 同字にして發音の異なるものを發音表の順によりて序列し一々其發音を示したり亦以て斯學の好參考ならむ而して附録には最近の調査に成れる度量衡貨幣解並に日清兩國比較表、清國官制大要、清國官署官名異稱及英譯、皇族及封爵表、清國官吏階級表、地名發音表、各省及省城、海陸通商地其他重要なる事項を掲げたり是れ所謂錦上添花を添へたるものにして支那事情研究の好材料たるは更に贅言を俟たざるなり(博文館)

在大學院文學士淺井虎夫君編

(東京博文館發行)

支那法制史

全一冊

特製	金五拾五錢	郵稅	金十錢
並製	金四十錢	郵稅	金八錢

本書は支那の法律の歴史的發展を記述するものにして支那國民の特質は本史を研究するに於て最も明瞭なるを得べし、今や支那に對する各種の調査進歩するも獨り法律の發達に關する研究に甚だ疎なり、蓋し本邦古代の法律は多く支那より出づるを知て然も其關係如何を知らず遂に其母法を極めざる結果誤解を敢てして毫も顧みざるものあり、是れ著者が研鑽の傍ら之を論述せられし所以なり讀者之によりて彼我國民の特性を知り之を日本古代法制に比較し更に歐洲の法制に對比し其長短特質を極め得ば以て他日有爲の活動に資する所大なるべし

白國

文河府共

學次種

士郎德著

君君

支那文明史

特製	金五拾五錢	郵稅	金十錢
並製	金四十錢	郵稅	金八錢

支那文明を調査するに支那の學者が浩瀚の書史を備へて往々其問題に解釋を加ふる如き時なきにあらざるも皆一定の系統組織を立て、解釋を試むるものに非ざるが故に却て歐羅巴の文明を認明するよりも更に困難を感じずる所著者の苦心知るべきなり而して本書は古今東西の學者が未だ道破せざる所未だ思慮の及ばざる所を指摘して天下の支那學者を驚倒せしむるに足る蓋し支那調査に於て裨益する所少なからざるべし

東京博文館發行

文川篁
學種著
士郎君

支那文藝史

特製	金五拾五錢	郵稅	金十錢
並製	金四十錢	郵稅	金八錢

支那は東洋の古國にして、特に其文學は日本文學の鼻祖として、苟くも日本今日の文學を研究せんと欲するものは、必ず支那文學の發達沿革を玩味して、今日文化の淵源する所を知悉せざる可らず、本書は時代に依り、種類を分ち各種文學の由來變遷を説明すること、精透判れりと云ふべし

東京博文館發行

文學士中内蝶二君著

(東京博文館發行)

支那哲學史

全一冊

特製	金五拾五錢	郵稅	金十錢
並製	金四十錢	郵稅	金八錢

上下茫々四千載就中周王と宋代之の如き思想運動の最も活潑なりし時にして諸家雜出燦として秋晏の星の如く甲論乙駁姑らくも賦ます其多趣にして變化に富める之を歐西哲學界の現狀に比して甚だ遜らざるものあり支那哲學史の撰述固より容易ならず刻下の世其書二三之なきに非ずと雖も未だ其善を稱するを得ざるもの比々として皆是なり、本書は中内學士精勵苦心の餘になりしものにて繁簡正に其當を得巨細概ね網羅し盡し殆んど間然すべき所なし好學之士之に據りて坤輿の平面に獨創の文化を開展したる東亞ツラン人種精神的生活變遷の一斑を知悉するを得るに庶幾からんか

獨逸國大學教授 ドクトル ヘルフェリッヒ氏著
 公使館參事官 森孝三君譯
 臺灣總督府事務官 森孝三君譯

殖民行政組織改革論

(東京博文館發行)

全一冊 洋裝 菊判 假製
 正價 貳拾錢 郵税金 四錢

臺灣總督府民政長官 後藤新平君序文

獨逸國が二十年來連りに殖民事業に傾向し屬地統治の問題は政治、實業、學術の各方面より研究せられて近邇其事業の發達大に見るべきものあり、然れ共此等の實驗的講究は獨り理論推説の能くすべき所に非ず茲に於て獨逸の政治家は俊才を擧げて列國駐劄公使館に在らしめ孜孜乎として列國殖民行政事務に當らしむ者其方針の如何を知るに足るべし、伯林大學教授公使館參事官ヘルフェリッヒ氏は現に本國政府外務省殖民局に在任し殖民行政問答の講究日々に殷盛に趨くに因り近日本書を譯述せり之を讀むに考據精明立言切到彼の世間臆見空想の徒と大に態度を異にせり、今や我國運隆昌の際に占領屬地の經營問題は常に當事の研究を待つものあり森事務官此好著を譯して刊行を本館に托す蓋し時機を得たる國民必讀の要冊といふべきなり。

理學士 山崎直方先生 共編
 理學士 佐藤傳藏先生 共編

齊藤文士 大日方理學士 大塚文士 山田録彌君 編輯

大日本地誌

全拾卷 部拾卷 第一第二第三卷共一冊 付金貳圓五十錢 郵税金拾五錢

大日本地誌は全く在來の地誌と其目的方針を異にし、地文人文の關係を説くや、極めて詳密、極めて明晰なり、其體式は、一に歐洲最新式の地理書を參酌し、每編美麗なる精密地圖寫眞版等數多を挿入し、各地方に於ける山系、水系、湖澤、港灣等の形勢及氣象を詳述し、又各地の史蹟を地理的に描寫して、古今興亡の沿革を明にし、其他行政司法、軍事、教育、宗教、交通の狀態を録する詳かに、産業部に於ては、農業、工業、商業、鑛業、林業、水産の六部に分類して、地方の特産を記述し、各地の名勝古蹟は素より、總て其材料の豊富なる調査の精確なる、卷冊の浩瀚なる、製本の美麗なる、一として間然する所なく、全部拾卷總紙數約壹萬頁、而して編者山崎、佐藤の兩先生は斯學專攻の大家にして、尙助手として聘するに知名地理家數學士を以てす、眞に本邦空前の大地理書たり。

既刊 關東 卷一 卷二 卷三 卷四 卷五 卷六 卷七 卷八 卷九 卷十
 中 奧 近 北 中 四 九 北 琉球及臺灣
 東 部 羽 東 畿 陸 國 國 州 道 海 道
 東京博文館

賜天覽

黒田長成公題字長岡護美子題辭（第十七版）
末松青萍、幸田露伴、關櫻痴君序
故大橋乙羽君著
補増
千山萬水
全寄册洋装
袖珍美本
正金五拾錢
郵税拾錢

本書は辱くも九重の御覽を賜ふの榮を得發售以來忽ち第十七版を重ねるの運に會したれば更に増訂を企て四國九州一帶の案内記六拾餘頁と其地の風景寫眞三十二ヶ所とを加へ且旅人智恵の板てふ遊戯を挿みて初版以來紙數百五十餘頁を増加し一層釘裝を異にしたれば之れに優れる旅行案内記はあらざるべし

(行發館文博)

賜天覽

伊藤博文侯 土方久元伯題辭（第七版）
饗庭篁村君序
故大橋乙羽君著
補増
千山萬水
全寄册洋装
袖珍美本
正金五拾錢
郵税拾錢

東洋古來第一の美本として内外の喝采を博したる千山萬水は其記する所の地東北に止りしを烟霞の癖は更に著者をして東海畿内中國西南より北陸諸州を跋渉せしめぬ是に於てか續篇あり之を初編に比するに經る處廣きに從つて寫眞に上れる絶景亦た頗る多し裝釘の美亦優るとも劣ることなし

(行發館文博)

319
133